



宜野座村景観 むらづくり計画 改定版

～自然（水・緑・光・風）と文化を感じて暮らし
心がかよう風景づくり～

令和6年3月
沖縄県 宜野座村

目 次

はじめに

1. 景観とは 1

第1章 景観計画の概要

1. 計画改定の背景と目的 3
2. 計画の位置づけ 4
3. 景観計画の設定区域（景観法第8条第2項第1号） 7

第2章 景観資源及び特性、景観形成上の問題点及び主要課題

1. 本村の基礎的条件 9
2. 前計画策定時の景観特性と問題点 26
3. 景観についての村民意向 30
4. 景観形成上の主要課題 57

第3章 良好な景観形成にむけた景観むらづくりの考え方

1. 景観むらづくりの基本理念とめざす姿 59
2. 景観むらづくりの基本目標 61

第4章 良好な景観形成に関する方針

1. 景観ゾーン・景観軸の設定 63
2. 景観ゾーンの方針（景観法第8条第3項） 64
3. ゾーン別の取組みと将来の姿 67
4. 景観形成重点地区選定の検討 76

第5章 行為の制限に関する事項

1. 建築物及び工作物の新築、増築、改築等 81
2. 開発行為等 91
3. 行為の届出の流れ 92

第6章 良好な景観の形成に関するその他の方針

1. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針 95
2. 屋外広告物の表示及び掲出に関する事項 96
3. 景観重要公共施設の整備に関する事項 96
4. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項 97

第7章 計画の推進にむけて

1. 推進にむけての考え方99
2. 景観むらづくりの推進に関する取組み101

参考資料

- 宜野座村景観むらづくり条例105
- 計画策定の経緯110
- 宜野座村総合開発審議会等の委員名簿111

はじめに

1. 景観とは

(1) 景観とは・・・何だろう？

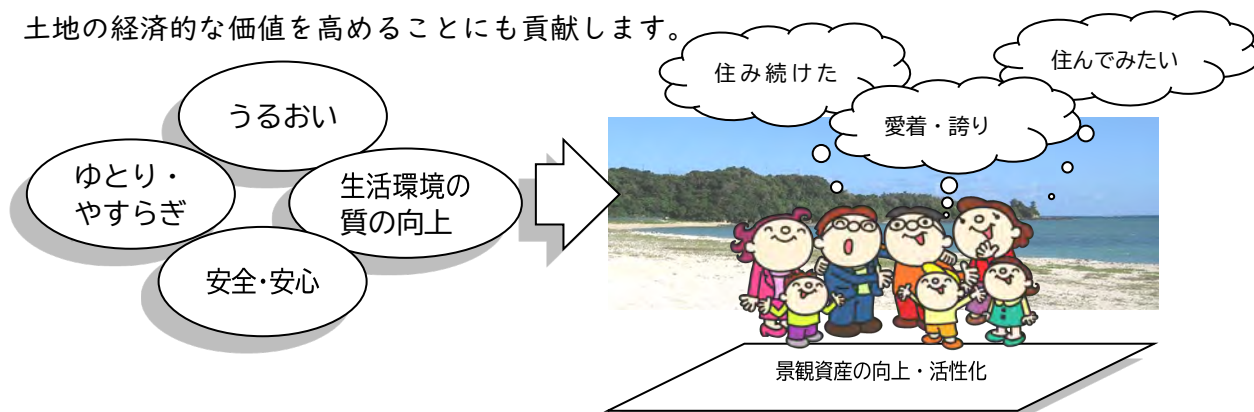
「景観」とは、山並みや海岸線等の美しい自然の風景をはじめ、懐かしさを感じる集落風景や田園風景、住宅や公共の建築物・道路等が重なり合うまち、人々の暮らしなど、日頃から目にしているむらの様子等であり、「対象」と「観る者」の相互作用によって捉えられた様々なものが含まれます。

また、景観は目に見えるものだけでなく、光や音、肌ざわり、匂い等、人間の五感と密接に関連しています。さらに、景観は、地域で繰り広げられる諸活動や生活スタイル、長年にわたって培われた歴史・文化の蓄積を反映し、今日の姿を形成しています。こうしたことから、景観の形成とは、その地域の固有な表現としての性格を有しており、景観のもつ性格は多様で総合的なことです。すなわち、景観を考えることはむらづくりそのものを考えることに通じます。



(2) 景観むらづくりを進めると・・・

景観の形成はむらづくりのすべてに関わることから、良好な景観むらづくりとは、住み心地のよい快適でうるおいのあるむらづくりでもあります。景観むらづくりの継続的な取組みや質の高い地域づくりが進展すると、地域に対する人々の愛着や誇りが育まれ、地域の活性化が進み、観光客等の訪問者も増加し、経済活動の発展とともに新たな雇用の創出効果も期待されます。また、美しい景観は地域のかげがえのない共有財産であり、土地の経済的な価値を高めることにも貢献します。



※時が経つとともに景観資源の価値が高まり、景観資源から景観資産へと展開する

(3) 景観むらづくりを進めるには

美しい景観むらづくりには長い時間や継続的な努力が必要です。私たちみんなが景観についての意識を高め、地域全体をよくしていく取組みを持続的に進めることが大切です。

自分たちの地域を理解しよう

地域の景観は、自然の地形、あるいは緑や水辺を背景として人々が建物や道路をつくり、生活を積み重ねることによって育まれたものです。そのため、景観むらづくりでは、地域の歴史や文化、特性を理解することが大変重要です。

景観むらづくりは自分たちの手で

景観むらづくりは地域住民の一人ひとりが主役であり、ささやかな気配りや暮らしのマナーで支えることにより、地域の景観は大きく向上することから、行政との協働のもと、それぞれの役割に応じて、できるところから取り組むことが大切です。一つひとつはささやかでも、みんなの取組みとして集まることが「むらづくり」となって、魅力ある宜野座村が築かれていくこととなります。

次世代を担う子どもたちのために

先人たちや私たちが創り出した美しい景観は、生活するみんなの共有財産であり、子どもたちが成長したときに、育った地域を誇りに思い、さらに、次世代に引き継いでいく、そのような景観むらづくりを進めていくことが大切です。

第1章 景観計画の概要

1. 計画改定の背景と目的

(1) 計画改定の背景

村民意識の変化や生活の多様化が進み、時代の潮流は物質的豊かさから精神的豊かさを重視する方向へ変化し、それぞれの地域の歴史、文化や風土に根ざしたむらづくりが求められています。

国は、平成16年6月に景観法^{※1}を公布し、地域の景観問題への取組みを後押しする環境を整備しています。内閣府沖縄総合事務局においては、「美ら島沖縄・風景づくりのためのガイドライン」を策定し、沖縄らしい風景の実現に向けた取組みを基本理念とし、より良い景観づくりにおいて活用しているところです。

宜野座村は沖縄本島のほぼ中央に位置し、本村の北側に古知屋岳やガラマン岳等が連なる山系を背にして南に平坦地等が広がり、慶武原川や宜野座福地川等の河川が発達し、河口部周辺ではマングローブ群落が見られるなど、豊かな自然環境に恵まれています。また、県内でも有数の農業基盤の進んだ地域であり、豊かな田園風景が広がっています。さらに、松田、宜野座、惣慶、漢那では十五夜アシビ、綱引き、エイサー等の伝統行事や民俗行事が多く受け継がれ、祭祀や神事に関わる御嶽や湧水（拝所）等の文化資源も多く分布し、各地域に貴重な景観資源として息づいています。これらの豊かな景観資源は、地域の誇りや個性であり、将来において、維持・発展・継承させる条件を整え、望ましい地域の暮らしと文化の姿の実現を目指すことが求められています。

本村のむらづくりの羅針盤となる第5次宜野座村総合計画においては、「水と緑と太陽の里・宜野座村」の将来像を実現するために、宜野座村らしさを活かしたむらづくりの方向性を示しています。しかし、宜野座村内においても、近年、県内外の開発事業者による海岸部のリゾート開発や各地域での民間アパート等、新規開発の動向が活発化しつつあり、上記に示した「地域個性の維持・継承・発展」等が求められるなか、良好な景観が阻害されること等が懸念されています。

そのような状況のなかで、景観法は良好な景観を形成するための規制誘導をその範疇としており、土地利用（開発等）の規制誘導を担う各種関連法と連携した取組みを進めていくことが重要です。また、計画策定後の村民との協働の取組みも不可欠であり、景観法に基づく計画の枠組みについて村民への周知を図りつつ、計画を改定することが求められています。

(2) 計画改定の目的

本景観計画は、このような背景を踏まえ、村民・事業者・地域と行政がともに、心豊かな地域の美しい風景を守り・育て・創造する協働の景観むらづくりを推進することによって、誇りと愛着もてる「水と緑と太陽の里・宜野座村」の実現に寄与し、良好な景観を次世代に継承することを目的に景観計画を改定します。

※1 景観法：平成16年6月、我が国で初めての景観についての総合的な法律である「景観法」が制定されました。景観行政団体^{※2}は、景観法に基づく「景観計画」を策定することで、良好な景観形成のための行為の制限をはじめ、法に基づく様々な景観形成の仕組みを活用することが可能となりました。

※2 景観行政団体：景観法に基づいて、景観計画策定等、良好な景観形成のための具体的な施策を実施する団体で、景観行政を担う主体となります。沖縄県では、36市町村が景観行政団体となっています（令和4年3月末 現在）。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観計画（法定計画）として策定します。

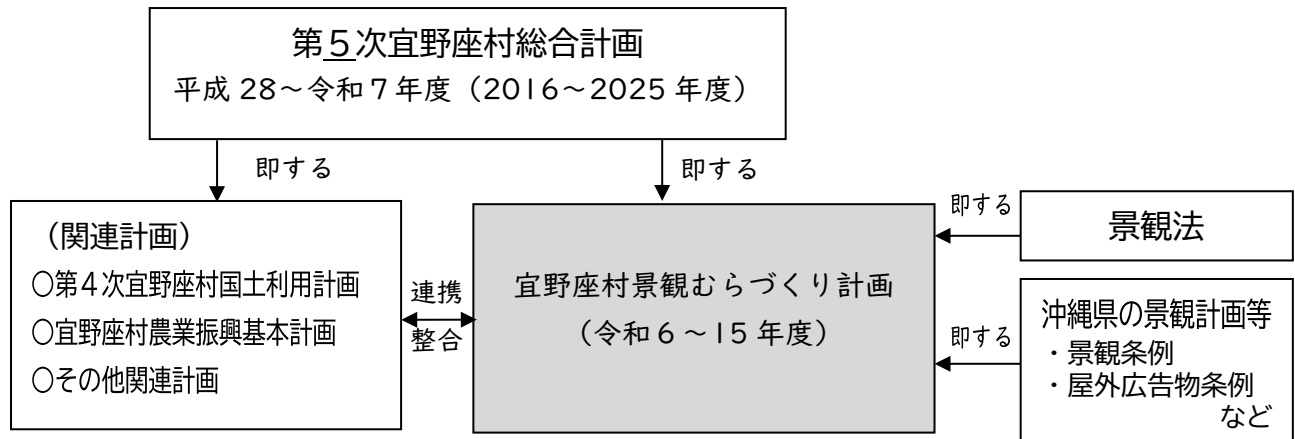
景観法に規定される項目（第8条第2項）のうち、次の7つ（①～⑥および⑧）について定めます。

■景観法に規定される項目

必須事項	①景観計画の区域（法第8条第2項第1号）
	景観計画を定めるにあたり、景観計画の対象となる区域（景観計画区域）を設定します。
	②良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（法第8条第2項第2号）
	上記の良好な景観形成に関する方針に基づき、届出対象となる行為とその制限を定めます。
	③景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号）
	地域のシンボルとなる重要な建造物や樹木の指定の方針と、指定までの手順について定めます。 ※景観計画区域内に指定の対象となる建造物又は樹木がある場合のみ
+	
選択事項	④屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（法第8条第2項第4号イ）
	屋外広告物の表示及び設置に関する事項を景観計画に位置づけ、規制・誘導を行います。 ※今後、必要に応じて屋外広告物の表示及び掲出に関する事項を検討します。
	⑤景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の基準（法第8条第2項第4号ロ及びハ）
	景観上重要な公共施設について、整備に関する事項及び占用等の基準を位置づけます。 ※基本的な考え方や指定基準、候補リストを定めます。
努力義務	⑥景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項（法第8条第2項第4号ニ）
	景観上重要な作物地帯（農地）や工作物、施設等の保全・整備等について、景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項を位置づけます。（農業振興地域内における景観上重要な土地利用、開発、施設整備に関する事項は、景観農業振興地域整備計画で位置づけることとなっています） ※今後、必要に応じて景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項を検討します。
	⑦自然公園法の許可の基準（法第8条第2項第4号ホ）
	自然公園法の許可の基準に関する方針や上乗せの許可基準等を位置づけます。 ※なお、本村には自然公園法に関する指定等がないため、該当しません。
	⑧景観計画区域内における良好な景観の形成に関する方針の設定（法第8条第3項）
	①で定めた景観計画区域における良好な景観形成に関する方針を定めることができます。

(2) 宜野座村における位置づけ

本計画は、景観法に基づく法定計画であり、本村の景観むらづくりの基礎となる計画です。この計画は、第5次宜野座村総合計画に即し、第4次宜野座村国土利用計画等との連携を図るとともに、整合するものとして位置づけられます。



(3) 計画期間

本計画の計画期間においては、令和 6～15 年度の 10 年間に、地域個性の維持・継承・発展に資する協働の景観むらづくりを推進し、良好な景観を次世代に継承することを目的に策定します。

なお、宜野座村の総合計画や国土利用計画等の上位・関連計画との整合性を図り、準景観地区や景観協定等の地区指定の際には、計画期間の途中でも必要な変更等を行うものとします。

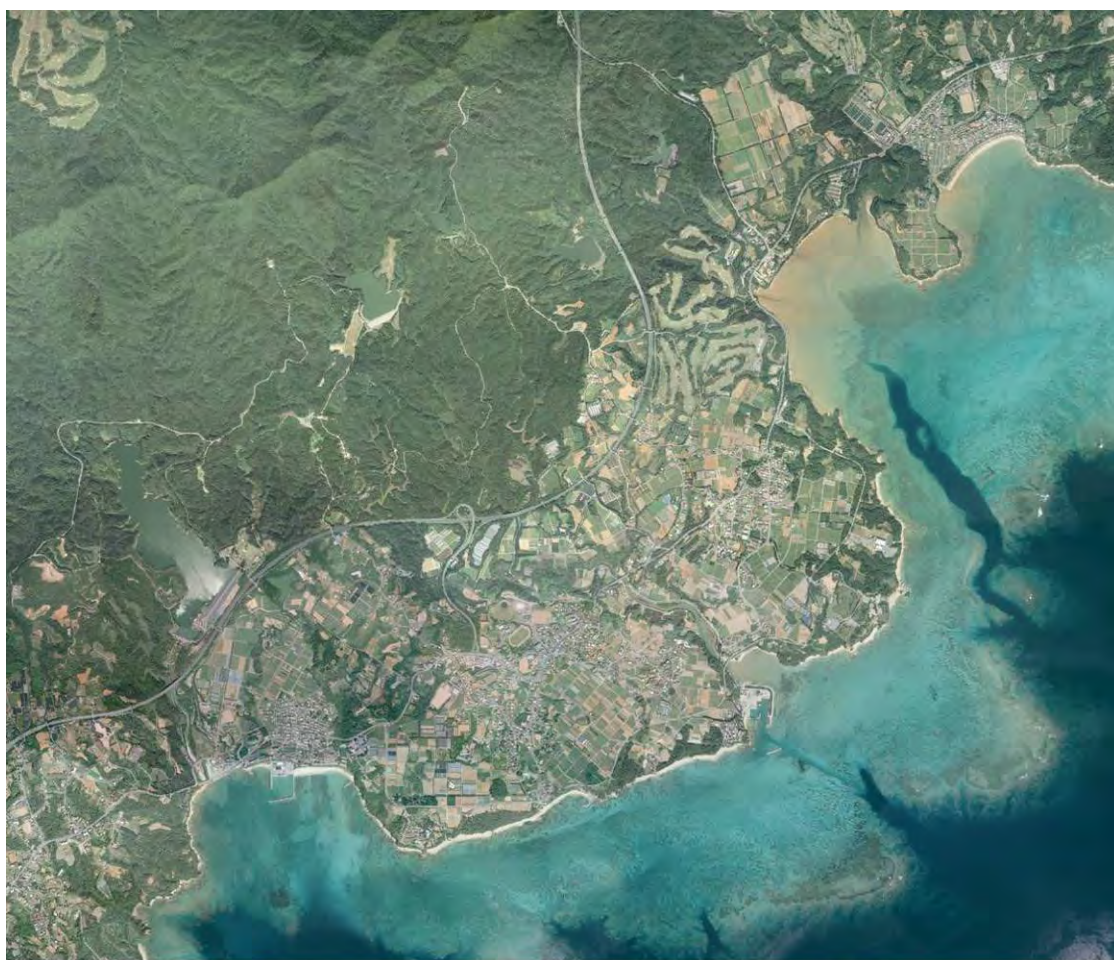
3. 景観計画の設定区域（景観法第8条第2項第1号）

本村では、「山並みから丘陵緑地、河川、海岸線、沖合のイノー（礁池）に至る景観の連続性そのものが、本村の魅力の一つである自然景観を創り出していること」から、景観形成の取組みは、村全域さらに重要な海の景観を構成する海岸線から沖合のイノーを含む範囲まで取り組んでいく必要があります。

したがって、本村における景観法に基づく景観計画区域を以下の通り、

「宜野座村全域及び海岸線から沖合のイノー（礁池）を含む」

とします。



第2章 景観資源及び特性、景観形成上の問題点及び主要課題

1. 本村の基礎的条件

(1) 歴史的・文化的特性

1) 景観の変遷

①グスク時代

約800年ころ前、沖縄貝塚時代を経たグスク時代に、私達の直接の先祖と考えられる人々が残した遺跡が各字で発見されています。この時代の人々は、粟・キビ・豆・麦栽培の他に、山の谷間に水田を開拓し稲作を行い、島尻マージ地帯では穀物を栽培していたと考えられています。農耕では牛を使い、漢那から鍛冶跡が見つかっており、そこでは鉄器が造られていました。また、信仰の中心となる御嶽が造られ、集落の繁栄と農業の豊作祈願が行われるようになりました。これらの祭祀は現在でも受け継がれ、各地域の原風景の要素となっています。



漢那福地川水田遺跡
グスク時代の水田跡（現在は漢那ダムの湖底）



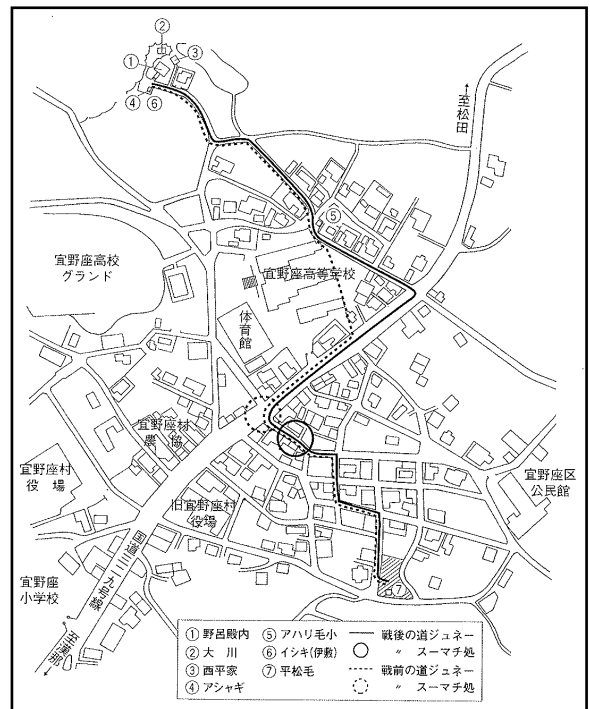
宜野座ヌンドウルチ



宜野座の八月アシビの観覧風景（撮影：昭和4年）



宜野座の道ジュネー（撮影：昭和60年）



宜野座の8月アシビのルート図（戦前、戦後）

〈本村の民俗芸能（旧暦の八月頃に各字で行われる村アシビ等の伝統行事）〉

旧暦の8月頃になると各字のアシビナーから歌や三味線、それに太鼓のリズムが響き渡り、十五夜の村アシビが近づいてきたことを告げる。村人はこれを聞くと心が踊り跳ね、村アシビを待ちわびる。「スクミ」に始まり、「ソウニチ」そして「ワカリアソビ」と三日間続く。村アシビは、二才団（青年会、成人会）が中心となり、字の総力をあげての一大行事である。宜野座村の村アシビは、神への奉納芸能としての性格を残し、御嶽に鎮座している神に芸を披露した後、神を招いてアシビナーまで道ジュネーを行う。それから本格的な奉納芸能がはじまり、23 演目程が繰り広げられる。バンク（舞台）は神の鎮座する場所に向けられ、神と一緒に村人は芸能を楽しむ。

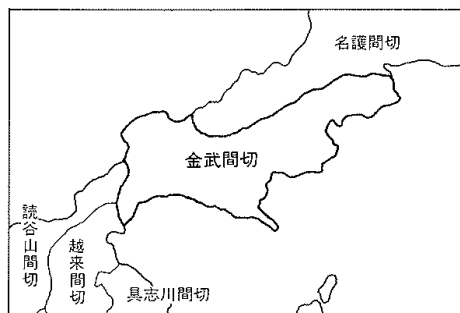
（「宜野座村誌 別巻 村民アルバム」より抜粋）

②琉球王国時代～戦前

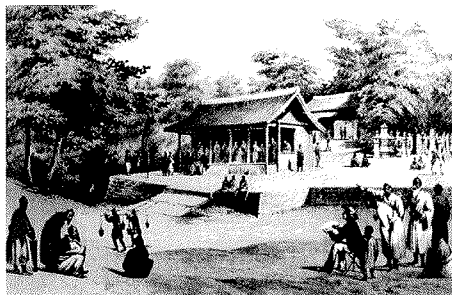
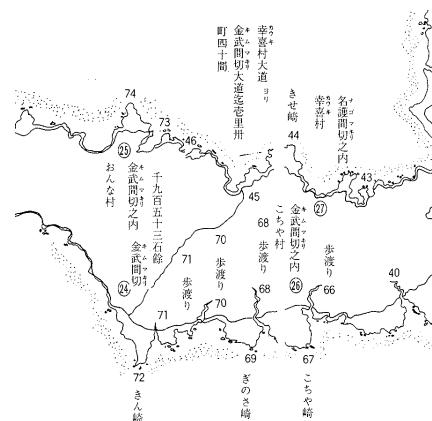
金武間切は1501年には成立していたとみられ、その後1908年（明治41年）に間切制度が廃止されて市町村制度に変わるまで、本村は金武間切に属していました。金武間切は、古知屋（現松田区）、宜野座、惣慶、漢那、金武（並里も含む）、伊芸、屋嘉の7村（ムラ）から成り、現在の宜野座村の地域は「上ヌ四島」、現在の金武町の地域は「下ヌ三島」と呼ばれていました。

琉球王国時代中期から明治時代前期にかけて、首里・那覇・泊系の士族が寄留し、山原の社会経済と文化に大きな発展をもたらしました。宜野座村においても字宜野座と古知屋を中心に多くの士族が寄留し、各集落に娯楽的要素の芸能をもたらし、村アシビの中に組踊、京太郎をはじめ、華やかな舞踊を生み出しました。

産業面に関しては、1697年に薩摩からお茶の種が持ち込まれ、翌年に宜野座村の漢那でお茶の栽培が試されたことが、琉球におけるお茶栽培の始まりとされています。また、1707年に古知屋村の名嘉真という人が、古知屋芋（紅芋）を広めたことが知られています。宜野座村は、町方（首里・那覇）に近い山原であるため、木炭や薪、建築材・船材の供給地として重要視され、林業が盛んでした。



古琉球の金武間切



ペリー提督の探検隊によって描かれた金武間切番所（1853年6月）



茶敷（チャシキ）茶の発祥地付近

1909年（明治42年）に金武間切から金武村（現金武町と宜野座村）に変わりました。このころ物資輸送は山原船が大きな役割を担い、交通手段は海上交通から陸路交通へ移り変わります。琉球王府時代からの宿道は1917年（大正6年）から1933年（昭和8年）にかけて拡幅し、馬車や自動車、乗り合いバス等が名護、石川（現うるま市）まで通れるようになりました。

本村は、昭和 20 年代まで農業を生業として、主食用のイネやイモを中心に、換金用としてサトウキビを栽培していました。副業として、貴重な畜産・養蚕^{ようさん}や山林の恩恵による薪の獲得、さらに薪販売による現金収入をもたらすなど、林業も貴重な仕事でした。

田植・稲刈りは、昭和 10 年代から昭和 30 年代前半まで、各区とも稲の二毛作栽培が盛んに行われており、ユイマール（共同扶助）による和やかな田園風景が偲ばれます。当時の風景は、水田こそなくなりましたが、村に暮らす多くの人々の原風景、あるいは心象風景として残っており、現在も集落内にはその雰囲気や佇まいが感じられる場所があります。

1930 年（昭和 5 年）ころから日本は、軍の力が強くなり、戦争の道を歩みはじめ、日本の政治、経済、教育、宗教にいたるまで軍の影響を受け、本村でも漢那や惣慶の御嶽敷地内に神社が建てられました。

沖縄県は、1938 年（昭和 13 年）に予想される長期戦に備え、食料確保のために金武中川、城原、福山、松田高松に開拓団を募集し、農地開発を行い、山地が農場となりましたが、沖縄戦により中断されました。



明治・大正中期頃の漢那橋



漢那のメーヌ浜の風景（昭和 20 年米軍撮影）



戦前の宜野座橋付近の風景
（撮影：昭和 17 年）

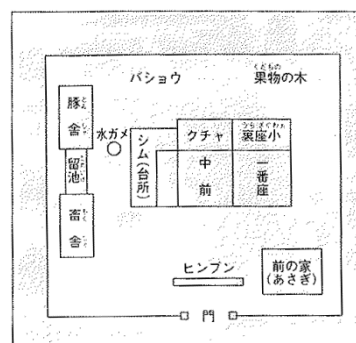
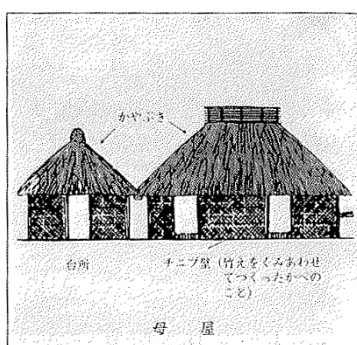
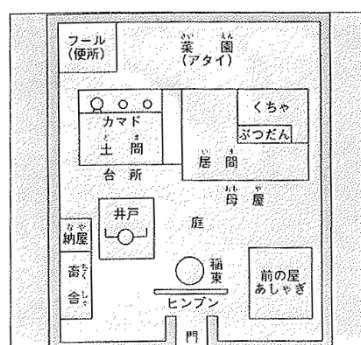


漢那集落と田園風景（昭和 30 年頃）

〈戦前の住宅の様子〉

昔の裕福な農家等は木造赤瓦屋根の平屋の住宅であり、ほとんどの住宅は茅葺きでした。その当時の家づくりは、家族や隣近所、部落総出の助け合いにより行われました。

また、間取りや屋敷の使い方までほぼ同じであり、柱を四隅に立て、外側の壁は石と土でこねたうえに竹や茅で囲っていました。敷地の出入り口付近にはヒンプンが設けられ、屋敷囲いは台風の強風や潮風等から家屋を守るために、フクギ等の屋敷林や石垣が屋敷を囲っていました。また、ほとんどが平屋のため、屋敷林や防風林等の樹木よりも低く、遠くが見渡せ、光と風を十分に感じることができました。さらに、緑も多くあり、アスファルトやコンクリートの建造物はほとんどない時代でした。



戦前の宜野座橋付近の住宅（撮影 昭和 17 年）



戦前の住居の構え



大佐久原の水田と宜野座集落（撮影 昭和 34 年）

③戦後～本土復帰

戦後、アメリカ軍は、民間人の捕虜収容所を宜野座村も含めて沖縄本島各地につくりました。本村では、潟原、高松、古知屋（村）、兼久、前原、宜野座、大久保、惣慶、福山、漢那、城原（中川も含む）の11カ所に10万3千人が戦争難民として収容され、沖縄で最大の人口をかかえる収容地域となっていました。

1945年9月ころからアメリカ軍は帰郷を許し、1946年3月ころにはほぼそれぞれの家に帰ることができました。同年4月1日に金武村から宜野座村が分村し、福山区と城原区も誕生し、4字6区となりました。

1948年（昭和23年）7月には「市町村制」が施行され、本村でも本格的な戦後の復興事業が開始されました。村役場の建築、簡易水道業の着手にはじまり、農業用ダムの建設、農業振興計画の策定、宜野座村農業改良委員会の設置、教育委員会制度の実施などが行われました。また、本村は戦後間もない時代から農業用ダムの建設や宜野座高等学校の創設などにみられる農業と教育の振興のための基礎づくりを固めてきました。

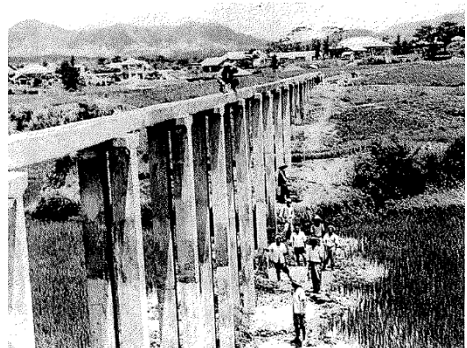
1950年代に入ると、軍作業、山仕事、農業（稲作・パイン・サトウキビ）が盛んになり、1950年代中期には村政の基本方針として農業立村と教育立村が掲げられました。農地の基盤整備に伴う開発や土地改良により、田んぼが畑に転記されて稲作は皆無となり、サトウキビが主要作物となりました。パイン栽培も一時期盛んになり、広大なサトウキビ畑やパイン畑が出現しました。

米軍や海外からの宜野座村出身者からの援助により、学校や公民館、役所等が建設された一方、1958年（昭和33年）には村の広大な森林地域が軍用地として米軍に接収され今日に至っています。

本土復帰（昭和47年）前の昭和40年前半のまちなみは、木造平屋建ての赤瓦住宅、屋敷囲いの石垣、屋敷の周囲を取りまくフクギの屋敷林といった原風景が数多く残されていました。高層建築物はほとんどなく、周辺の山並みや海岸線等の眺望も十分確保されていました。その後、次第に住宅は茅葺きからセメント瓦の木造、またはコンクリート造に変わっていきました。



漢那区の捕虜収容地域（昭和20年 米軍撮影）



宜野座大佐久原を通る惣慶用水路 完成間近（昭和30年頃）



サトウキビの積み出し（福山区 昭和40年）



宜野座区ウラガーのパイン畑（昭和38年頃）



宜野座小学校前の道路（昭和30年代）



宜野座の大通り（昭和37年頃）

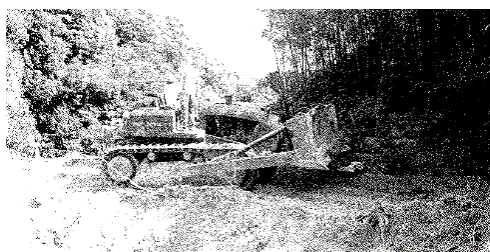
④戦後～本土復帰

1972年（昭和47年）5月15日に、悲願の本土復帰が実現し、琉球政府から新生沖縄県が誕生しました。一方、1977年（昭和52年）には軍用地内に米軍戦車道が建設され、渦原の干潟等の海へ赤土が流出し、海の景観を損ねるばかりだけでなく、生態系にも影響を与えています。

また、本土復帰後に本土資本の流入により、海岸線の土地が買い占めにあう現象が起こり、農地や海岸の風景が耕作放棄地や原野の風景と変化しているところもみられます。開発されていない土地においても、今後リゾートホテル等の建設等が起りうるため、海岸の景観の変容が懸念され、望ましい景観のあり方を定めておくことが求められています。

さらに、本土復帰後も人口集積が著しく、コンクリート造の建物等が村全体的に広がり、3～4階建てのアパート等があちらこちらでみられるようになりました。屋敷囲いの石垣やフクギの屋敷林等は激減し、まちなみがアスファルト舗装やブロック塀に囲まれたコンクリート住宅等様子が変わり、緑の少ないまちなみに変容しつつあります。

近年は、IT産業施設のサーバーファームや人材育成の拠点として期待される宜野座村文化センター、健康保養施設のかんなタラソ、スポーツ施設の宜野座ドーム等の整備が進み、産業の振興に向けた取組みが展開され、現在に至っています。



軍用地内の戦車道の建設（昭和52年）



石垣やフクギの屋敷林等からブロック塀に変容（漢那区）



3階建てのアパートが集落内外で立地している



リゾートマンション（高層建築）



景観に配慮したタピックタラソセンター宜野座



近代的な施設のサーバーファーム

2) 文化財等

本村における文化財の状況をみると、指定文化財が9件（国指定1件、県指定1件、村指定7件）となっています。無形民俗文化財や歴史資料の種別にあたる分野の文化財が多く、建造物や樹木等はほとんどない状況です。

古くから集落を形成する松田、宜野座、惣慶、漢那の4区では、十五夜アシビ、綱引き、エイサー、村芝居等の伝統芸能や民俗行事が数多く受け継がれています。そのうち、「宜野座の京太郎」が県の無形民俗文化財に、「字宜野座の十五夜アシビ」及び「惣慶のミジタヤー」が村の無形民俗文化財に指定されています。また、文化財指定の有無に限らず、豊年祭が行われるアシビナーなど空間も残されています。

未指定文化財としては、グスク、御嶽や神アシャギ、カチ場（猪垣）、マングローブと多岐にわたっています。祭祀・神事に関わる文化財も各集落に多く分布し、地域を知る貴重な資源となっています。

また、金武町の中川から名護市の久志境までかつて「宿道」と称される歴史の道があり、村と村を結び、宜野座から首里・那覇へと通じる道でした。この歴史の道は現在の国道329号と鎖状に交差しながら、南北に伸びています。

そのほか、村内には多くの井戸や湧水があり、かつては生活用水として利用されていました。現在でも、信仰の対象として拝所となっている井泉については、集落で管理され、立派な石積み等が残る大久保カー等もみられます。

このような各地域に存在する、シンボリック、歴史上・信仰上意味をもつ、または再現することが容易ではない樹木や建造物については、景観資源の登録の仕組みをはじめ、景観重要建造物・樹木の指定について、検討を進める必要があります。

■指定文化財一覧

名 称	種 別	所在地	指定等主体
宜野座の八月あしび	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	宜野座	国
宜野座の京太郎	無形民俗文化財	宜野座	県
字宜野座の十五夜アシビ	無形民俗文化財	宜野座	村
許田家所蔵の家譜及び関連古文書類	古文書	松 田	村
「湛姓家譜」支流一冊	歴史資料	宜野座	村
沖縄戦関連宜野座村資料	歴史資料	〃	村
旧古知屋村（現松田区）組踊写本6冊	有形民俗文化財	松 田	村
惣慶のミジタヤー	無形民俗文化財	惣 慶	村
松田の馬場及び松並木	史跡	松 田	村

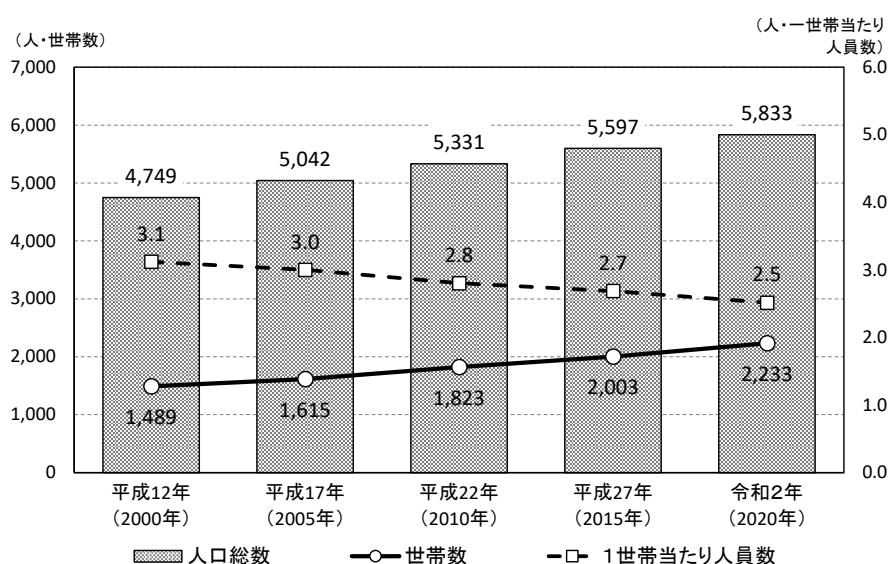
出典：沖縄県文化財課要覧（令和3年版）、宜野座村教育委員会資料

(2) 社会状況

1) 各種統計にみる宜野座村

①人口・世帯推移

令和2(2020)年の国勢調査による本村の人口総数は5,833人、世帯総数は2,233世帯となっています。平成12(2000)年以降、人口・世帯数ともに一貫して増加傾向となっています。人口増加率は平成17(2005)年以降に+4～6%となっています。人口増加率を世帯増加率が上回っているため、1世帯当たり人員が減少傾向であり、令和2(2020)年には2.5人となり、世帯の小規模化がうかがえます。



	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
人口総数	4,749	5,042	5,331	5,597	5,833
人口増加率	2.1%	6.2%	5.7%	5.0%	4.2%
男性	2,376	2,518	2,654	2,775	2,907
女性	2,373	2,524	2,677	2,822	2,926
世帯総数	1,489	1,615	1,823	2,003	2,233
世帯増加率	11.1%	8.5%	12.9%	9.9%	11.5%
1世帯当たり人員数	3.1	3.0	2.8	2.7	2.5

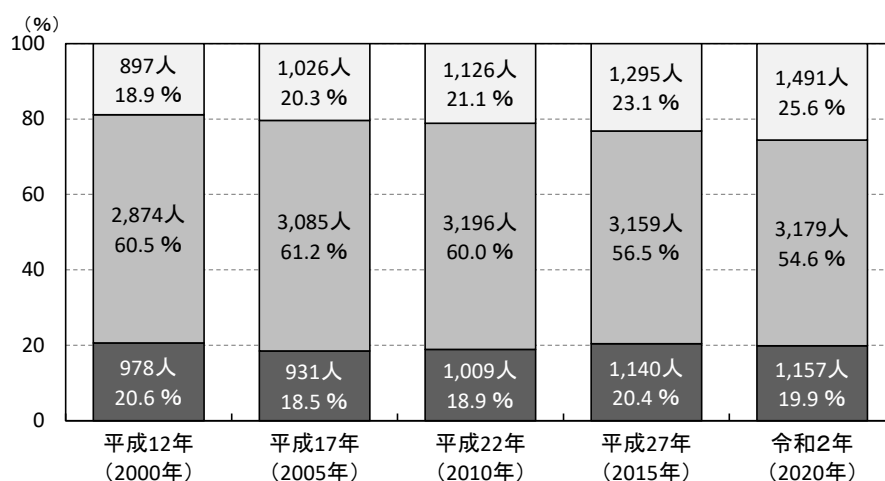
出典：国勢調査結果

②人口・世帯構成

令和2(2020)年の国勢調査によると、本村の人口構成は年少人口(0～14歳)19.9%、生産年齢人口(15～64歳)54.6%、老年人口(65歳以上)25.6%となっています。年少人口は近年増加傾向にあり、生産年齢人口は横ばいとなっていますが、老年人口が一貫して増加しています。

本村の世帯構成は核家族世帯が61.4%と最も高い割合ですが、徐々に夫婦のみ世帯の割合が増えてきています。また、近年は単独世帯(一人暮らしの世帯)が急増しており、令和2(2020)年には3割を超えています。

人口に占める老年人口の割合と、世帯に占める単独世帯の割合が増えるほど、空き家が増えると考えられており^{※3}、村内においても空き家が増えていると推察されます。



■ 年少人口(0～14歳) □ 生産年齢人口(15～64歳) □ 老年人口(65歳以上)

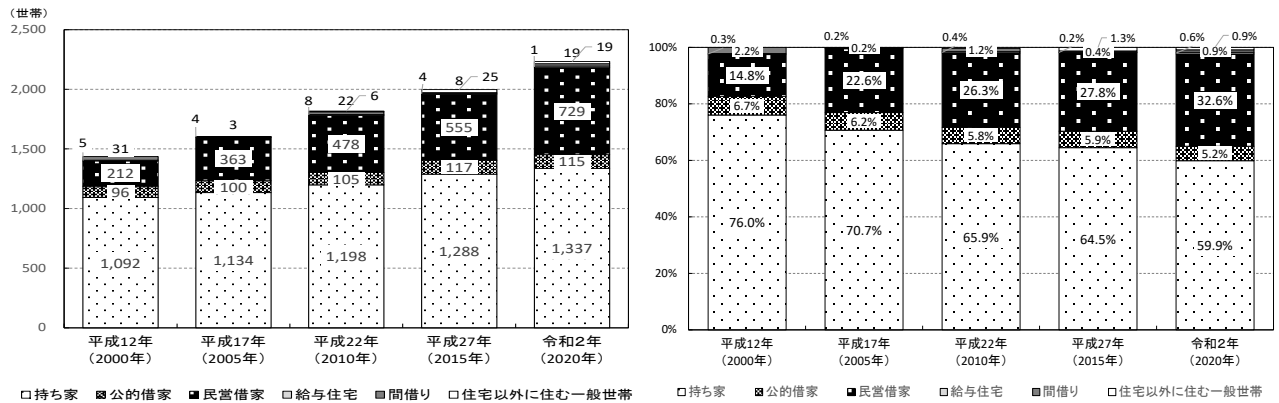
	平成12年 (2000年)		平成17年 (2005年)		平成22年 (2010年)		平成27年 (2015年)		令和2年 (2020年)	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
一般世帯総数	1,455	-	1,605	-	1,812	-	1,997	-	2,233	-
一世帯当たり人員	3.12	-	3.00	-	2.80	-	2.69	-	2.51	-
核家族世帯	965	66.3%	1,046	65.2%	1,195	65.9%	1,276	63.9%	1,371	61.4%
夫婦と子ども	583	40.1%	598	37.3%	680	37.5%	689	34.5%	718	32.2%
夫婦のみ	206	14.2%	248	15.5%	282	15.6%	355	17.8%	470	21.0%
ひとり親世帯	176	12.1%	200	12.5%	233	12.9%	232	11.6%	243	10.9%
父子家庭	35	2.4%	40	2.5%	37	2.0%	32	1.6%	39	1.7%
母子家庭	141	9.7%	160	10.0%	196	10.8%	200	10.0%	204	9.1%
その他世帯	187	12.9%	222	13.8%	193	10.7%	197	9.9%	159	7.1%
3世代同居世帯	100	6.9%	101	6.3%	61	3.4%	51	2.6%	74	3.3%
単独世帯	303	20.8%	337	21.0%	429	23.7%	524	26.2%	703	31.5%
高齢者のいる世帯	534	36.7%	599	37.3%	668	36.9%	784	39.3%	903	40.4%
高齢者単身世帯	135	9.3%	123	7.7%	178	9.8%	232	11.6%	301	13.5%
高齢者夫婦世帯	112	7.7%	136	8.5%	141	7.8%	207	10.4%	252	11.3%

出典：国勢調査結果

※3 平原幸輝「空き家率に基づく市区町村単位の社会地図分析—『空き家』および『その他空き家』の比率を用いて—」より
なお、空き家数の把握には、国の調査である「住宅・土地統計調査」の結果が一般的に用いられますが、同調査は人口1.5万未満の町村は対象外であるため本村に関する調査データはありません。

②住宅事情

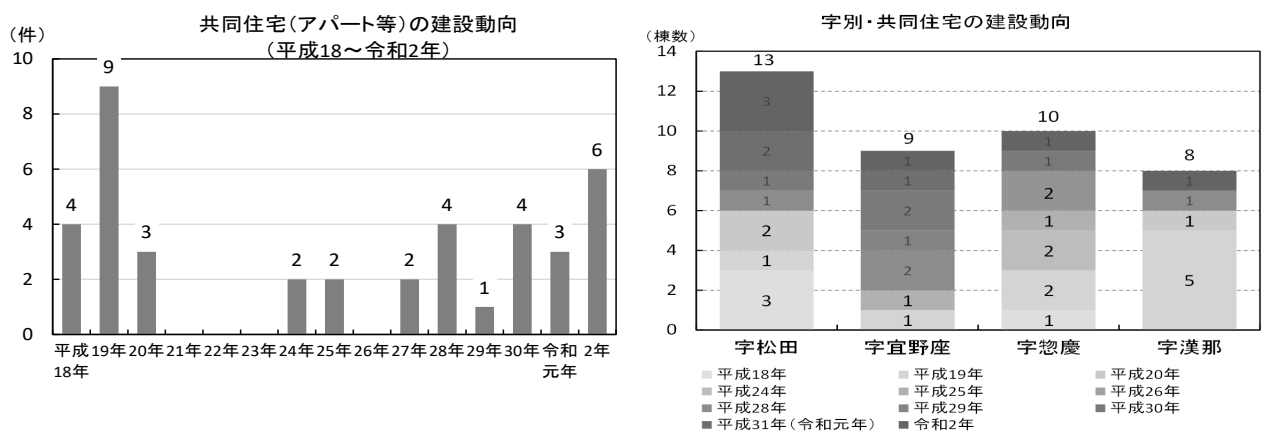
令和2(2020)年の国勢調査結果により、住んでいる住宅の所有関係別にみると「持ち家」が1,337世帯(59.9%)と最も多く、次いで「民営借家」が729世帯(32.6%)となっています。「持ち家」に住む世帯の数は一貫して増加していますが、「民営借家」に住む世帯がそれを上回って増加しており、令和2(2020)年には村内の約3世帯に1世帯が「民営借家」に住んでいる状況です。



出典：国勢調査結果

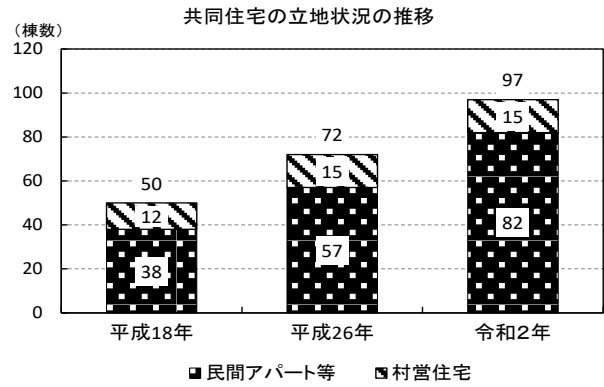
本村における平成18(2006)年～令和2(2020)年の家屋調査による、民間の共同住宅(民間アパート等)の建設動向をみると、平成19(2007)年の9件と令和2(2020)年の6件が多く、平成29(2017)年以降は建設件数の増加傾向がみられます。

字別で共同住宅(民間アパート等)の建設動向をみると、字松田が13件と最も多く、次いで字惣慶で10件、字宜野座で9件、字漢那で8件となっています。

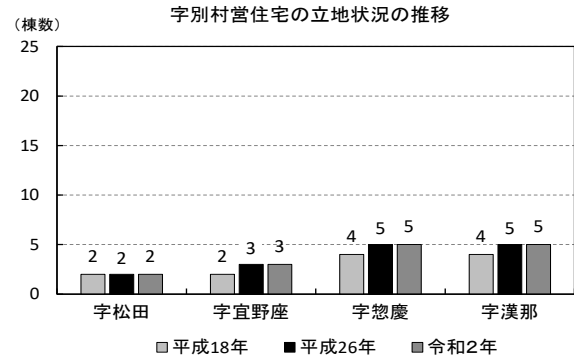
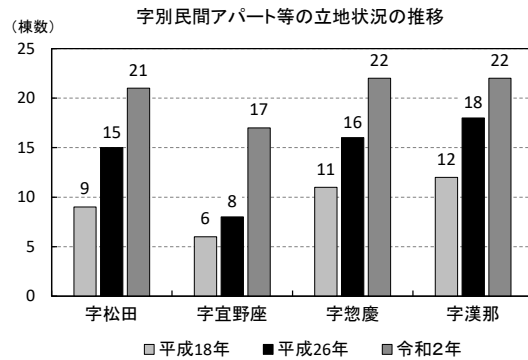


本村における共同住宅（民間アパート等、村営住宅）の立地状況（棟数）について、ゼンリン住宅地図などによると、共同住宅の棟数は増加傾向であり、特に民間アパート等が著しく増加（平成18年～令和2年の14年間で47棟）しています。

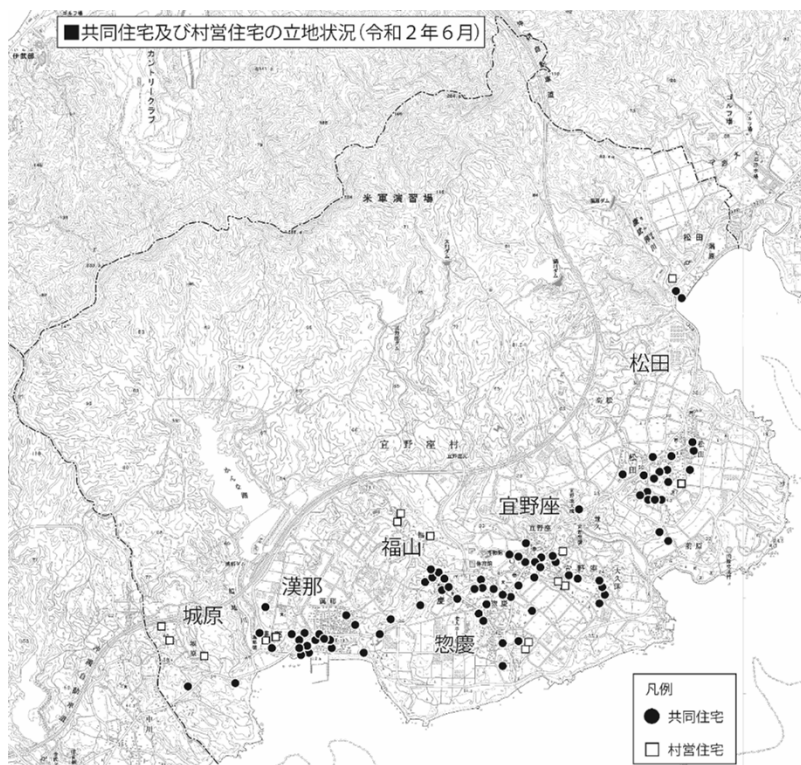
字別で共同住宅の立地状況（令和2年）をみると、民間アパート等は、各字とも20棟前後が立地しています。村営住宅は各字ともに2～5棟と、地域差は小さい状況です。



出典：ゼンリン住宅地図、宜野座村村営住宅一覧表



出典：ゼンリン住宅地図、宜野座村村営住宅一覧表



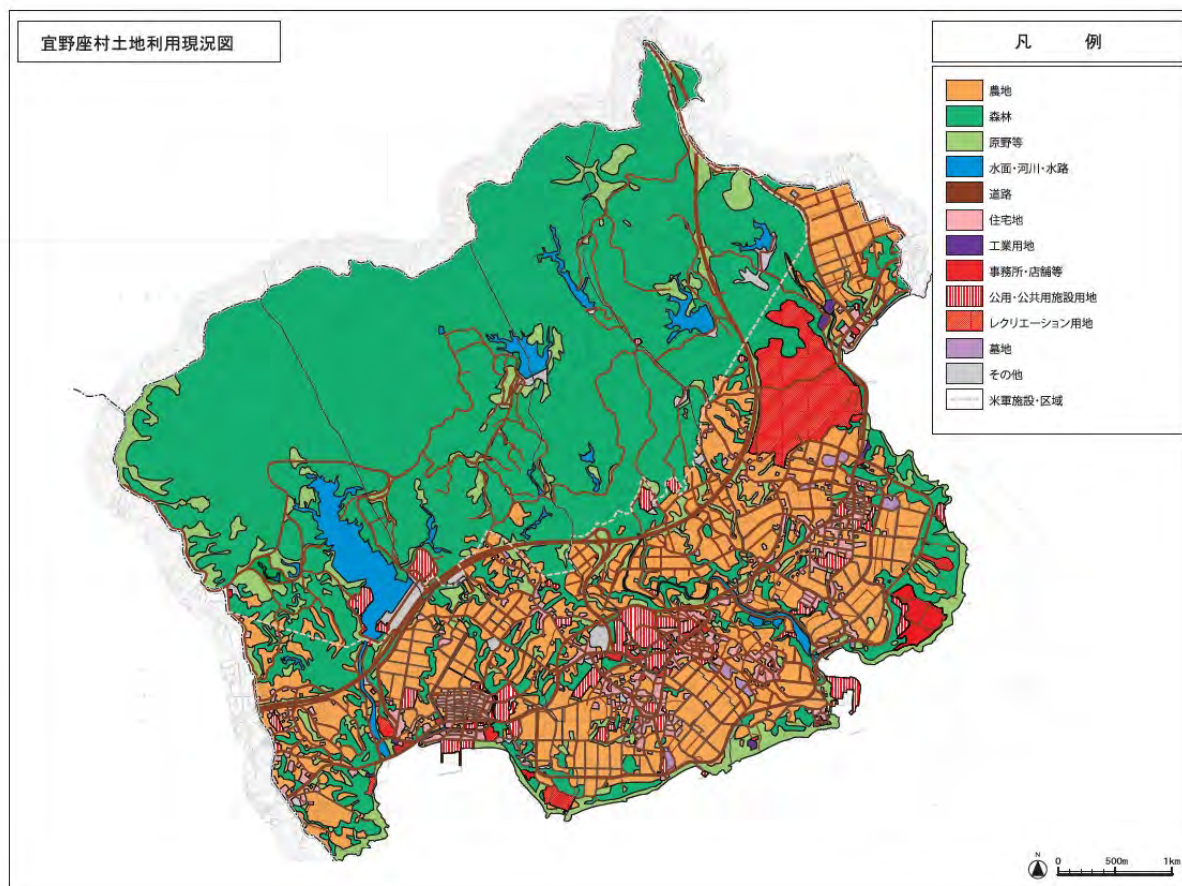
補足：4字と6行政区

字松田	字宜野座	字惣慶		字漢那	
松田区	宜野座区	惣慶区	福山区	漢那区	城原区

2) 土地利用

①土地利用現況

本村における土地利用の現況は下図の通りとなっています。



出典：第4次宜野座村国土利用計画

②法規制

本村の法的土地利用規制の現状をみると、農業振興地域、森林地域、保安林等、主に農地保全や森林保全に関する法規制が指定されています。

農業振興地域は 1,542ha で村域の約 5 割を占め、そのうち約半分の 714ha が農用地区域です。農用地区域は農用地としておおむね 10 年先を見越して農用地として保全していくべき土地として定めており、他用途への転用は行わないとしています。

(農地法における転用許可基準においても、農用地区域内の農地は一部のわずかな例外を除いて転用許可できないこととなっています。このため、農用地区域内にある農地を転用しようとする場合は、まず、農用地区域内から農用地区域外にするという内容の農業振興地域整備計画の変更、いわゆる農振除外を行う必要があります。)

森林地域は 1,555ha で村域の約 5 割を占め、沖縄自動車道の北側の大半が地域指定されています。

(森林地域における土地利用規制の中心となるのは、「森林法」で、同法には地域森林計画対象民有林、国が所有する国有林、保安林の区別がされ、これらを森林地域として定めています。)

保安林は合計 27ha であり、水源かん養、防風、水害防備、潮害防備保安林として、山間地域や海岸域等で指定されており、他用途への転用は行なわないものとしています。

その他、河川区域、海岸保全区域、港湾区域、漁港区域が河岸域及び海岸域で指定されているほか、埋蔵文化財包蔵地が 87 ヶ所指定されています。

■法的土地利用規制現況

			面積等	備 考
農業振興地域			1,542 ha	宜野座村のうち港湾法の港湾隣接地域、規模の大きな森林等を除いた区域
	農用地区域		714 ha	
森林地域			1,555 ha	
	林野庁所管国有林		—	
	民 有 林	県有林	1,421 ha	
		市町村有林	0 ha	
		私有林	134 ha	
保安林			27 ha	
	水源かん養		2 ha	
	防風		13 ha	
	水害防備		1 ha	
	潮害防備		11 ha	
砂防指定地			1.53 ha	宜野座福地川、指定年月日：平成3年3月15日
河川 区域	二級河川		指定延長 3,500m	漢那福地川、指定年月日：昭和53年9月16日
埋蔵文化財包蔵地			87ヶ所	種別：グスク2、貝塚6、洞穴遺跡6、散布地6、遺跡散布地1、集落跡6、墓地27、 生産遺跡12、包蔵地22、信仰・祭祀遺跡3 ※複合するものがあるため、種別の合計は箇所数と一致しない。
海 岸 保 全 区 域	港湾局所管		指定延長 427m	宜野座村漢那海岸：区域面積38,649㎡、指定年月日：平成15年9月26日
	河川局所管		1,375m	松田潟原海岸：区域面積72,875㎡、指定年月日：昭和40年4月6日
			880m	宜野座村海岸（松田～宜野座）：区域面積84,576㎡、指定年月日：昭和56年12月5
	農村振興局所管		1,070m	宜野座海岸、区域面積：93,000㎡、昭和50年11月27日
	水産庁所管		376m	漢那漁港海岸：区域面積28,400㎡、指定年月日：昭和59年9月7日
		466m	宜野座漁港海岸：区域面積9,250㎡、指定年月日：昭和40年4月6日	
港湾区域			19,482 ha	金武湾港（金武町、うるま市、宜野座村）、指定年月日：昭和49年4月23日、 管理者：沖縄県、重要港湾
港湾隣接地域			1.19 ha	金武湾港（漢那）：指定年月日：平成13年12月11日、管理者：沖縄県
漁港区域			3 ha	宜野座漁港（第1種漁港）：指定年月日：平成8年3月8日、管理者：宜野座村
			35 ha	漢那漁港（第1種漁港）：指定年月日：昭和46年3月26日、管理者：宜野座村

出典：沖縄県土地利用規制現況図説明書（平成29年3月）

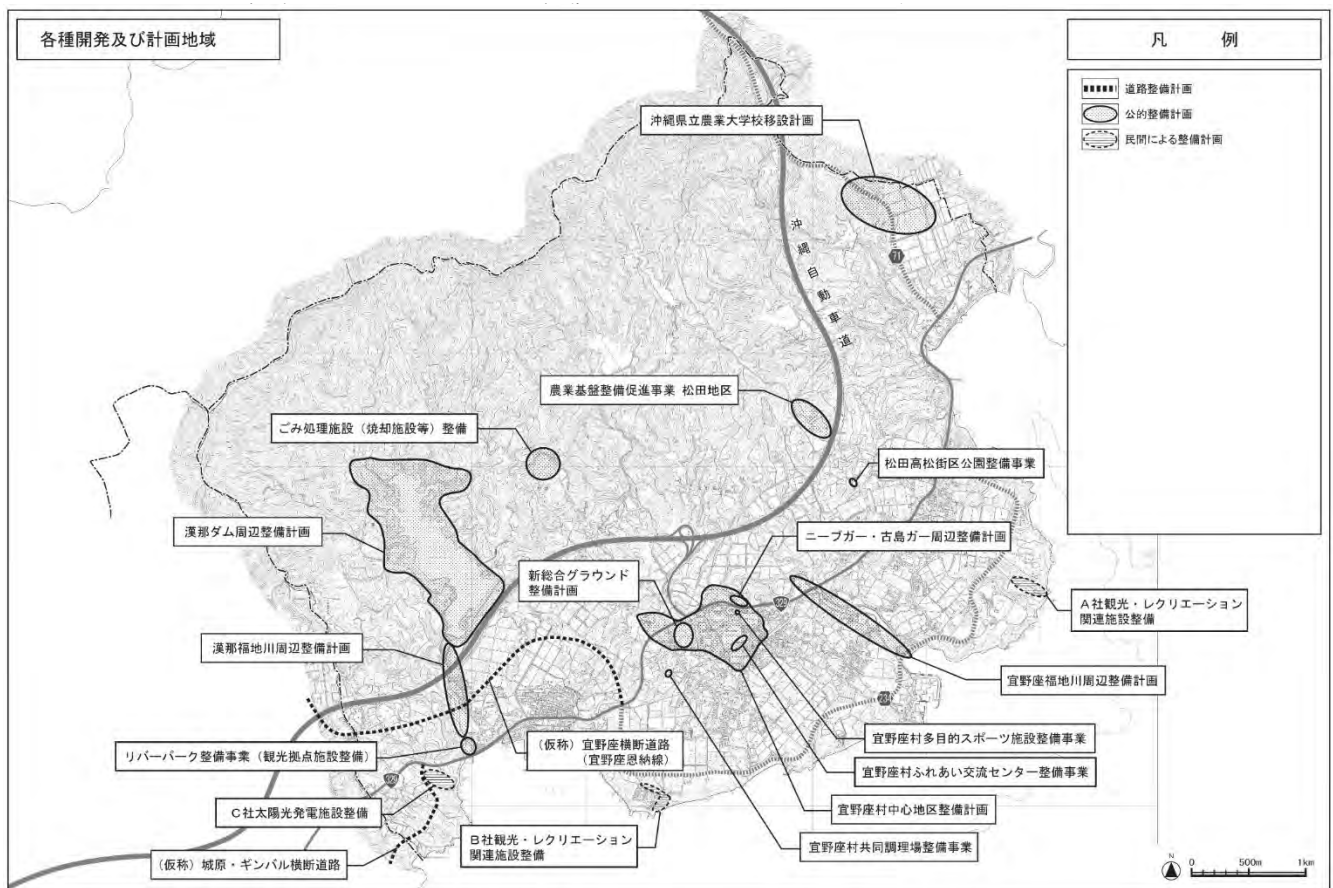
③開発動向

平成27年以降の各種開発事業・計画の動向をみると、まず、村役場周辺の「中心地区」における行政機能をはじめとした各機能の再編・新規導入に向けた計画、また、軸線としての（仮称）宜野座恩納村線（西部地区幹線道路）および（仮称）城原・ギンバル横断道路の計画・形成が、今後の村土の土地利用に大きな影響を与えられます。

農地については、松田区において土地改良事業の計画が進められています。また、城原区においても区の計画において土地改良事業が位置づけられているほか、村北部への沖縄県立農業大学校の移転が決まり、現在土木工事に着手しています。

河川等については、2級河川である漢那福地川、宜野座福地川の周辺整備が計画されています。

宅地（その他の宅地）として、リバーパーク周辺整備の計画策定が進められています。また、この間に松田高松街区公園の整備、ごみ処理施設の整備が完了しています。



出典：第4次宜野座村国土利用計画 テクニカルレポート

近年、日本全国で太陽光発電のためのソーラーパネルの設置が相次いでいます。設置の場所や規模などによっては景観に大きな影響を与えることが考えられるため、周辺環境と調和した設置を促していくことが求められています。

令和5年3月現在、村内で確認できる最大規模のソーラーパネル設置面積は約 40,405 m² となっています。



1:2000
令和05年01月30日 14:34

出典：宜野座村企画課

(3) これまでの景観形成の取組み

1) 景観行政

過去5年間の景観計画に基づく届出件数は、10～34件と年によってばらつきはありますが、令和3年度を除いて建築物に関する届出がおおむね半数を占めています。

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
景観計画に基づく届出件数	23	10	17	21	34
建築物	12	5	8	11	9
工作物	2	1	1	1	11
開発行為	8	4	8	9	12
屋外における物件の集積又は貯蔵	0	0	0	0	0
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	1	0	0	0	2
完了書					
変更届	0	0	0	1	2

これまでに、本村の景観形成基準に適合しない場合に勧告や変更命令を出したことはありません。

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
勧告	0	0	0	0	0
変更命令	0	0	0	0	0

総合開発審議会は平成30年度と令和3年度にそれぞれ3回ずつ開催しています。

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
総合開発審議会	0	3	0	0	3

出典：いずれも宜野座村企画課

現計画では「高さが8m以上または建築面積500m²以上の建築に関する行為」は景観法に基づく特定届出対象の行為となっています。村内における一定規模以上の共同住宅の新築状況をみると、平成26年以降から令和4年の8年間に合計32件が建設されています。

そのうち宜野座区内が11件、松田区内が10件と比較的多くなっています。宜野座区では高さ平均が9.8mと、景観形成基準に定める原則10m以下に近くなっている一方で、階数平均は3階となっています。松田区では階数平均が3.4階と、他の区と比較して4階建てが比較的多い状況がうかがえます。惣慶区では大規模マンションの建設が進んでいることから、平均建築面積が他の区よりも大きくなっています。漢那区では4件と少なく、平均建築面積が他より小さかったり階数平均が低かったりするなど異なる傾向がみられます。また、福山区、城原区は0件となっており、平成26年以降から令和4年まで、届出対象行為がない区となっています。

■特定届出対象行為の件数

	件数	平均建築面積 (㎡)	高さ平均 (m)	階数平均
松田区	10	290.40	9.68	3.40
宜野座区	11	280.15	9.80	3.00
惣慶区	7	480.78	9.56	3.14
福山区	0	—	—	—
漢那区	4	248.41	8.65	2.75
城原区	0	—	—	—
合計	32			

出典：宜野座村企画課

2) 村民による取組み

宜野座村では村民花いっぱい運動、村内美化コンクール、宜野座村オープンガーデンなどに取り組んでいるほか、令和5年3月現在、6つの景観むらづくり団体が発足しています。

■景観むらづくり団体の一覧

	団体発足日	団体名	活動内容
1	2019年11月	NPO マリンスポーツ南の風	海岸の草刈
2	2020年11月	宜野座区一班通り会	花の植え付け、樹木の剪定、ごみ拾い
3	2020年11月	宜野座さくら会	イルミネーション、樹木の剪定、ボランティア活動
4	2021年8月	古知屋村自然を守る会	松田区内の自然の保全整備
5	2022年8月	宜野座福地川サガリバナ管理団体	サガリバナの剪定、施肥、除草
6	2022年11月	惣慶2号溜池線沿の美化生育管理団体	植木、花木等（サンダンカ等）の施肥、除草、剪定

出典：宜野座村企画課



美化コンクールの取組み
(宜野座村デイサービスセンター)



宜野座村オープンガーデンの取組み

2. 前計画策定時の景観特性と問題点

前計画の策定（平成23年3月）にあたって行われた、平成20年度の基礎調査等の結果から、景観資源及び特性と、景観形成上の問題点を以下の通り整理します。

（1）景観資源及び特性

1）自然景観

①山並みや広大な緑地

- ・山並みや広大な緑地は、道路や丘陵地等の開けた場所から眺めることができるパノラマ的な眺望景観であり、本村のシンボル（象徴）である。
- ・大部分が米軍施設・区域及び森林地域となっているため、大規模な開発がなく、全体的に豊かな自然資源が残され、貴重な動植物の生息地となっている。

②山と海をつなぐ丘陵緑地／まとまった緑地

- ・山並みから伸びる丘陵緑地をはじめ、集落や農地、海岸を取り囲むまとまった緑地は、夏場の台風や冬場のミーニシ（北風）等の影響を緩衝すると同時に御嶽・拝所・グスク等の歴史文化的景観資源である。

③山と海をつなぐ水と緑の河川

- ・宜野座福地川、慶武原川の河口付近においてはマングローブ群が発達し、野鳥やエビ等が生息しているなど、自然の姿が残る河川である。

④湾曲の多い海岸線と魚やサンゴ等が生息する豊かなイノー

- ・湾曲の多い複雑な海岸線が形成され、開発等が行われていない海岸線では自然度の高い海岸植生もみられる。海岸線から沖合に向けては、裾礁タイプのサンゴ礁が発達し、イノー（礁池）ヒシ（礁原）にはサンゴや藻場がみられる。また、海沿いに観光施設などが立地している。

2）歴史・文化的景観

- ・グスク時代の人々は、粟・キビ・豆・麦栽培の他に、山の谷間に水田を開拓し稲作を行い、島尻マージ地帯では穀物を栽培していたと考えられている。
- ・信仰の中心となる御嶽が造られ、集落の繁栄と農業の豊作祈願が行われるようになった。
- ・各集落には、伝統芸能や民俗行事、祭祀・神事に関わる文化資源が多く分布し、井戸や湧き水も残されている。
- ・ムラ（村落共同体）の形態を留める集落の風景における住宅は、フクギの屋敷林や石垣の屋敷囲いをはじめ、生垣や琉球石灰岩のヒンプン、赤瓦屋根の木造住宅であった。

3) 生活・くらしの景観

①近隣市町村や各地域を結ぶ主要幹線道路

- ・本村の主要道路は、ほぼ南北を走る国道 329 号及び沖縄自動車道、東海岸側を走る県道 234 号（漢那松田線）、西海岸の国道 58 号へ結ぶ県道 71 号線（名護宜野座線）で構成されている。
- ・国道または県道は比較的空間が開けており、海、山、空への眺望（アイストップ）としての景観特性がある。

②自然とともに暮らし、伝統行事が引き継がれている集落

- ・本村には、字松田・字宜野座・字惣慶（惣慶区・福山区）、字漢那（漢那区・城原区）の 4 字 6 区の集落がある。
- ・集落の繁栄と農業の豊作祈願や御嶽信仰が行われ、現在でも一年を通じて伝統行事が繰り広げられている。
- ・伝統行事の舞台となる場所は、集落内の御嶽やアシビナー、まつりの道すじ等、先祖から受け継いだ大切な場所であり、集落に住む人々にとっては、非常に重要な空間である。
- ・琉球石灰岩の石垣、フクギの屋敷林や並木、筋道（すじみち）や道路網（形態）が残っている。

③役場周辺に集積する公共施設（拠点）

- ・公共施設は主に村役場周辺に集積し、その他の施設はおおむね幹線道路沿いに立地している。

④農業基盤の整備が進んだ農地

- ・さとうきび畑をはじめ、野菜、花き、果樹、牧草地等の生産緑地空間が広がっており、農地周辺の道路や高台等からは田園風景を望むことができる。

(2) 景観形成上の問題点

1) 自然関連

①山並みや広大な緑地

- ・ほとんどが米軍施設・区域のため、視点場（山並みへの眺望）が限られている。（山並み等の自然環境の状況が確認できない）
- ・送電線や携帯電話用の鉄塔、ファームポンド、民間の建物等、建築物や工作物が所々みられ、山並みの稜線や眺望が損なわれている。

②山と海をつなぐ丘陵緑地／まとまった緑地

- ・戦前・戦後の基盤整備や土地開発等により、丘陵緑地が減少している。
- ・森林地域や保安林の指定以外の丘陵緑地は、法的な規制がないため、丘陵緑地に立地する高層の建物等は（近年）目立つ状況である。

③山と海をつなぐ水と緑の河川

- ・河川水質について、農業集落排水事業による家庭排水の処理、土木的・営農的な赤土流出対策を行っているものの、畜舎等による汚臭や豪雨時等による赤土流出がみられる。
- ・河川護岸のほとんどはコンクリート護岸となっており、親水性ある護岸、気軽に散策できる遊歩道等はない。そのため、河川で楽しんだり、河川を眺めたりする場所等もない（親水性・親近感の不足）ことから、河川環境に対する村民の意識の希薄化が懸念される。
- ・戦前の宜野座福地川はフクギ並木であったが、モクマオウ（外来種）等となっており、植栽の選定も必要である。

④湾曲の多い海岸線と魚やサンゴ等が生息する豊かなイノー

- ・高層建築物がほとんどないため、海への眺望が優れていたが、近年、高層のリゾート施設が建設され、目立つ状況にある。今後とも、海岸沿いにおける開発も予想されることから、良好な海岸部の景観形成に向けた適切な規制・誘導が求められる。
- ・赤土の堆積は、河口周辺で著しく、潟原干潟ではその範囲が広い。赤土流出対策により、その成果が現れはじめているものの、依然として、豪雨時における赤土の流出がみられる。

2) 生活関連

①近隣市町村や各地域を結ぶ主要幹線道路

- ・国道・県道の街路樹の種類が様々であり、一貫性が感じられない。
- ・海への眺望が開けている歩道や車道空間（未来ぎのぎ付近）があるものの、周辺環境と調和していない。
- ・沿道の土地では、放置されたままの道路残地や民間の未利用地がみられ、道路景観の連続性等が保たれてない。

- ・幹線道路沿いや交差点付近で屋外広告物等が目立つ状況もみられる。
- ・管理されていない植栽もみられる。

②自然とともに暮らし、伝統行事が引き継がれている集落

- ・住宅の更新に伴い、伝統的な赤瓦の住宅が減少し、現代風の建築物が増加している。同時に、フクギの屋敷林や琉球石灰岩の石垣が減少している。
- ・幹線道路の沿道だけでなく、集落内にも現代風の共同住宅（アパート）が増え、まちなみとの調和が課題である。
- ・点在する御嶽・拝所や村ガ－（共同井戸）をはじめ、祭祀行事等のアシビナーやまつりの道すじにおいても、現代風の建築物や工作物がみられ、地域従来のシンボル性・場所性の希薄化、地域個性の消失が懸念される。

③役場周辺に集積する公共施設（拠点）

- ・宜野座ドームは、山並みを遮り、太陽の光を反射する素材を用いているため目立つ。
- ・サーバーファームの駐車場は、緑化が不足しており、殺風景な風景となっている。
- ・学校施設には、煙突のような突起物があり、高台や低地からは目立つ。
- ・宜野座村文化センター（がらまんホール）の建築物の壁面は大きく、圧迫感がある。
- ・公的施設の計画段階からの住民参画が不十分である。

④農業基盤の整備が進んだ農地

- ・放置された遊休地やハーベスター使用後の葉の散乱がみられる。
- ・ビニールハウス施設から出るビニールや廃材（鉄パイプ）を回収するシステムが十分でない。
- ・台風の影響によって、サトウキビの道側への倒れ込みがみられ、通行の妨げになると同時に、良好な田園風景を阻害している。
- ・赤土流出の発生源は農地が多く、豪雨時には河川や海への流出がみられる。
- ・通学路ともなっている農道では、農薬が撒かれた跡があり、子どもたちへの影響が懸念される。
- ・モクマオウは農作物への影響を与えるため、防風林としても適してなく、景観面でも印象が悪い。

3. 景観についての村民意向

(1) 村民アンケートの目的

宜野座村には、集落ごとに育まれてきた「地域の良さ＝豊かな景観資源」が数多くあり、これらは地域の誇りや個性の基盤となっています。しかし、近年、宜野座村内においても県内外の開発事業者による新規開発が増加しており、地域個性の維持・継承・発展との不調和が懸念されています。そこで、宜野座村では平成23年3月に景観計画を策定し、景観行政団体として良好な景観を形成するための規制誘導の取組みを進めてきました。

計画改定にあたって、村民が宜野座村や自分の居住地域の景観に抱いている思い、景観形成への参加と協力の意向を把握するため「宜野座村景観計画改定のための村民アンケート」を実施しました。

(2) 村民アンケートの概要

1) 調査の対象

- ・ 宜野座村にお住まいの方で16歳以上の村民のうち1,700名

2) 調査の実施期間及び回収結果

①実施期間

令和4年12月13日（火）～令和5年1月20日（金）

②実施方法

郵送による配布・回収のほか、WEB回答も受付

③回収結果

回収件数：368件（郵送回収：279件、Web回答：89件）

有効件数：365件 ※必要最少サンプル数：351件

有効回答率：21.5%

※結果の見方 - - - - -

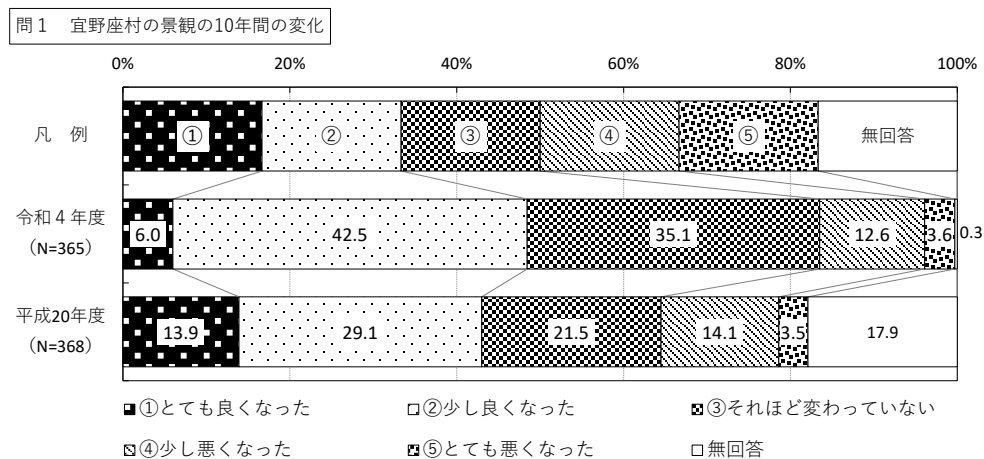
- ・ 回答結果の割合は、回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入しているため、単数回答であっても、合計値が100%にならない場合があります。
 - ・ 複数回答の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、割合を出しています。そのため、合計が100%を超える場合があります。
 - ・ 表や図中で、選択肢の文章が長いものは省略して載せている場合があります。また、「N」および「n」は集計の対象者数（設問の限定条件に該当する人の数）を表しています。
 - ・ クロス集計において、分母となる項目の回答数が少ない場合は、結果の正確さに欠けるため表記していません。
- - - - -

問1 宜野座村の景観は10年前と比べてどう変化しましたか。なお、居住年数が10年未満の方は、住み始めたころと比べてお答えください。(〇は1つ)

10年前と比べた本村の景観について、「良くなった」が42.5%と最も高く、次いで「それほど変わっていない」が35.1%、「少し悪くなった」が12.6%となっています。

景観が『良くなった』（「とても良くなった」＋「少し良くなった」）という回答は48.5%、『悪くなった』（「とても悪くなった」＋「少し悪くなった」）という回答は16.2%となっており、『良くなった』割合のほうが高くなっています。

前回調査と比べると、「少し良くなった」が約13ポイント増えている一方で、「とても良くなった」は約8ポイント減少しています。また、「それほど変わっていない」が約14ポイント増加しています。



問2 問1で「1」または「2」と回答された方（とても良くなった・少し良くなったとお考えの方）にお尋ねします。

それはどのような理由からですか。あなたのお考えに近いものを2つまで選び、番号を○で囲んでください。

10年前と比べた本村の景観について『良くなった』（n=177）理由として、「3 公園や公共施設が整備されたから」が69.5%と最も高く、次いで「5 新たに道路などが整備されたから」（52.5%）、「1 街路樹や花壇の緑が増えたから」（28.2%）となっています。

前回調査と比べると、「5 新たに道路などが整備されたから」が約22ポイント増と大幅に伸びているほか、「3 公園や公共施設が整備されたから」が約13ポイント増加しています。



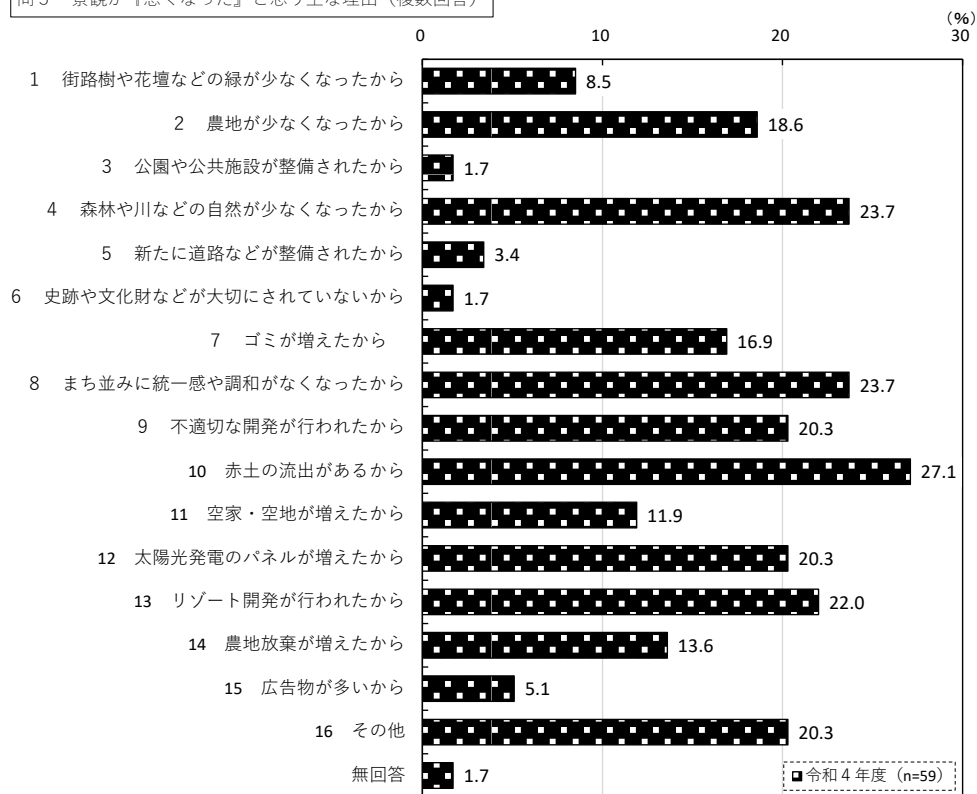
問3 問1で「4」または「5」と回答された方（少し悪くなった・とても悪くなったとお考えの方）にお尋ねします。

それはどのような理由からですか。あなたのお考えに近いものを3つまで選び、番号を○で囲んでください。

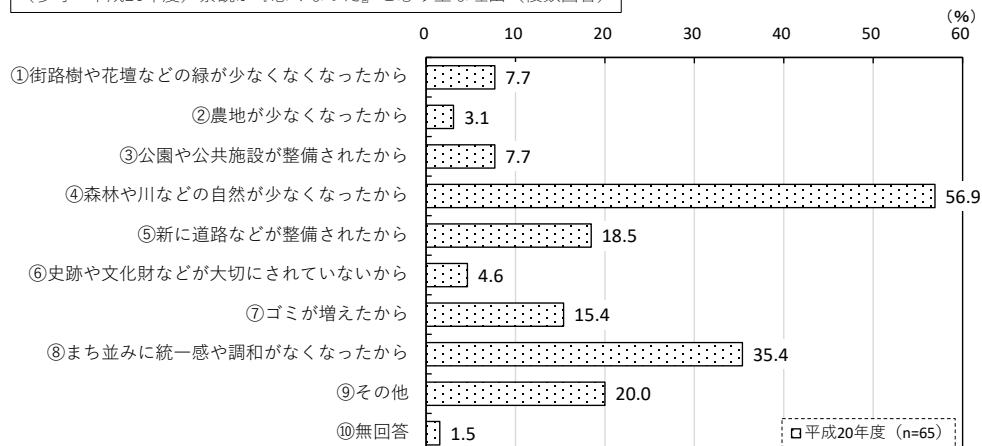
10年前と比べた本村の景観について『悪くなった』（n=59）理由として、「10 赤土の流出があるから」が27.1%と最も高く、次いで「4 森林や川などの自然が少なくなったから」、「8 まち並みに統一感や調和がなくなったから」（ともに23.7%）となっています。

今回調査と選択肢の数が大きく異なりますが、参考までに前回調査と比べると、「2 農地が少なくなったから」が約16ポイント増と他に比べて増えています。

問3 景観が『悪くなった』と思う主な理由（複数回答）

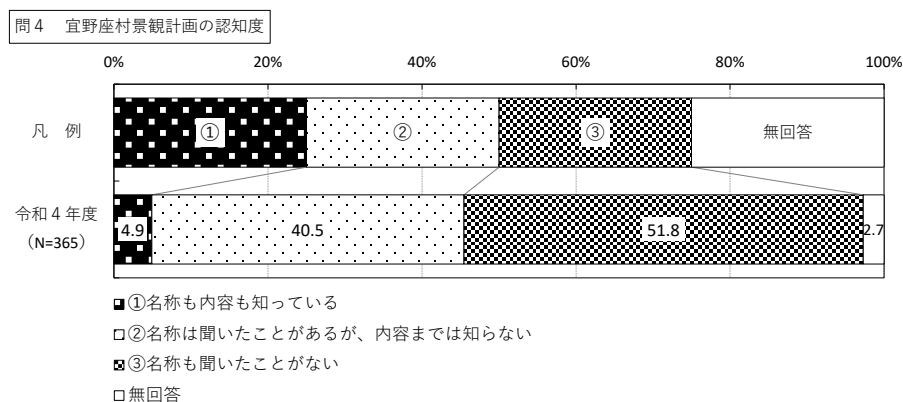


（参考：平成20年度）景観が『悪くなった』と思う主な理由（複数回答）



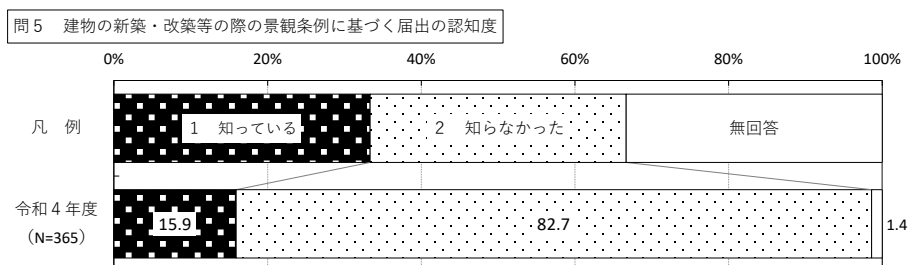
問4 あなたは、宜野座村の景観計画についてご存じですか。(〇は1つ)

本村の景観計画について、「3 名称も聞いたことがない」が51.8%と最も高く、次いで「2 名称は聞いたことがあるが、内容までは知らない」が40.5%で、「1 名称も内容も知っている」という回答は4.9%に留まりました。



問5 個人住宅を含め一定規模以上の建物の新築や改築、色の塗り替えなどの修繕等を行う際には、事前に景観条例に基づく届出が必要なことをご存じでしたか。(〇は1つ)

「一定規模以上の建物の新築・改築等における景観条例に基づく届出」について、「2 知らなかった」が82.7%、「1 知っている」が15.9%となっています。

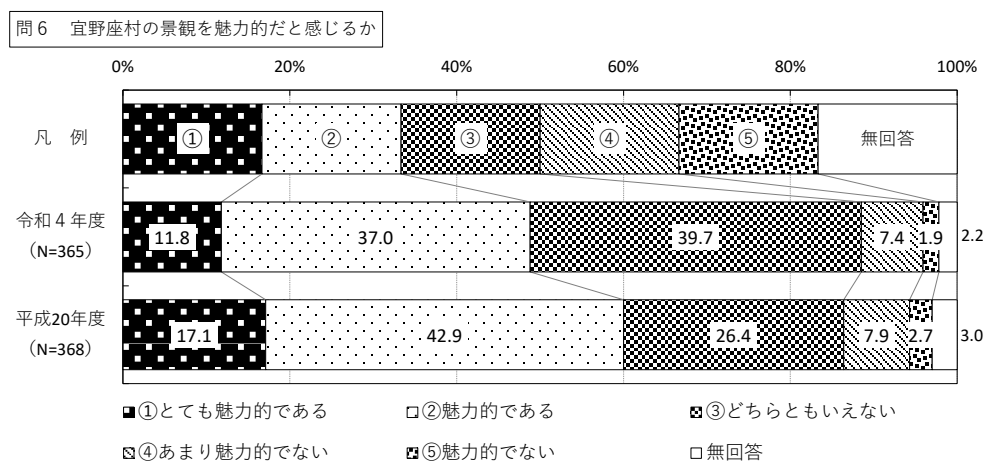


問6 あなたは、宜野座村の景観（自然、まち並み、風景、歴史文化等）を魅力的だと感じますか。（〇は1つ）

また、その理由をご自由にお書きください。（魅力を感じる・感じない場所など）

本村を魅力的だと感じるかについて、「3 どちらともいえない」が39.7%と最も高く、次いで「2 魅力的である」(37.0%)、「1 とても魅力的である」(11.8%)となっています。

前回調査と比べると、『魅力的である』（「とても魅力的である」＋「魅力的である」）とする回答は60.0%から48.8%へ約11ポイント減少し、「3 どちらともいえない」が約13ポイント増えています。



問7 あなたが住んでいる地域や宜野座村で特に残したい・大切にしたいと思う景観は、どこから見るどのような風景や眺めですか。

具体的に①見る場所と②見る対象を5つまでご記入ください。

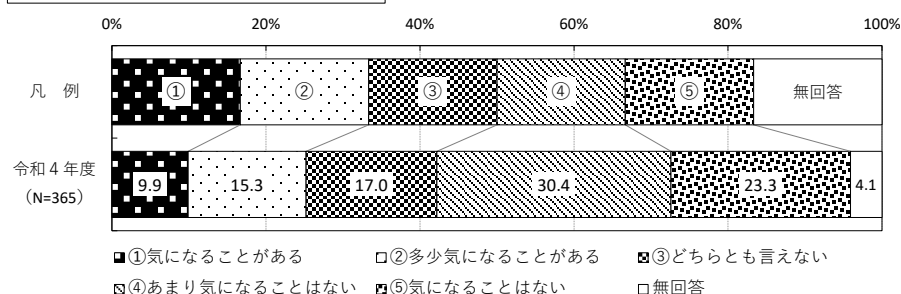
地域や宜野座村で特に残したい・大切にしたいと思う景観について 533 件の回答が寄せられました。景観を見る場所として、回答が最も多かったのは「道の駅ぎのざ」の 44 件で、村民の利用も多いことから回答が寄せられたと考えられます。次いで多かったのは「国道 329 号」が 36 件、松田区が 29 件、ヒッピー浜（ヒーピー浜）が 20 件と続いています。景観の対象としては海や潟原干潟などの回答が多くあげられました。

視点場	件数	字	視対象
道の駅ぎのざ	44	漢那	海（31）
国道 329 号	36	－	潟原干潟（16）、海（5）
松田区	29	松田	海（4）、川（3）
ヒッピー浜 （ヒーピー浜）	20	松田	海（10）、朝日（5）
漢那ダム	18	漢那	村全体（2）、森林（2）
漢那区	15	漢那	海（4）、漢那ダム（3）
県道 234 号線	15	－	海（6）
潟原	15	松田	潟原干潟（8）、海（6）
惣慶区	14	惣慶	海（4）
漢那ビーチ	13	漢那	海（9）
松田小学校	13	松田	松林・松並木（6）、

問8 あなたは、宜野座村内にできた建物について、景観的な面（大きさ、色、形など）で気になることがありますか。（〇は1つ）

村内の建物の景観的な面について、「4 あまり気になることはない」が30.4%と最も高く、次いで「5 気になることはない」（23.3%）、「3 どちらとも言えない」（17.0%）となっています。

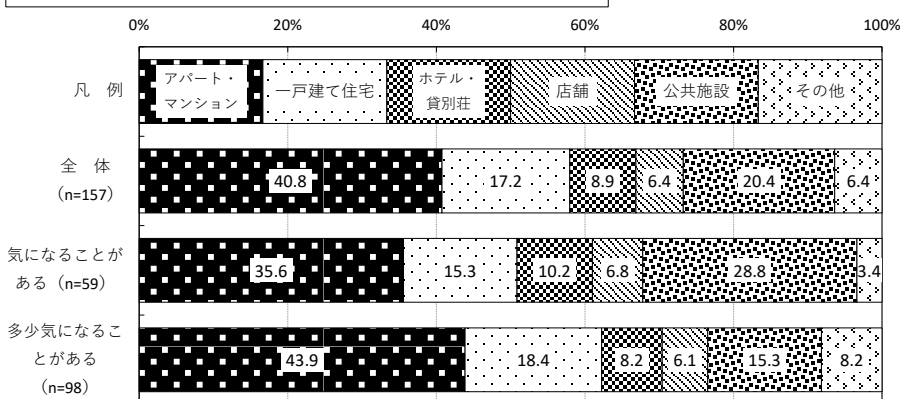
問8 村内の建物で景観的に気になることの有無



問9 あなたが気になる建物の種類について、あてはまる選択肢（番号）を1つお答えください。気になる建物が複数ある場合は3つ（①～③）までお答えください。

景観面で気になる建物の種類として、「1 アパート・マンション」が40.8%と最も高く、次いで「5 公共施設」（20.4%）、「2 一戸建て住宅」（17.2%）となっています。

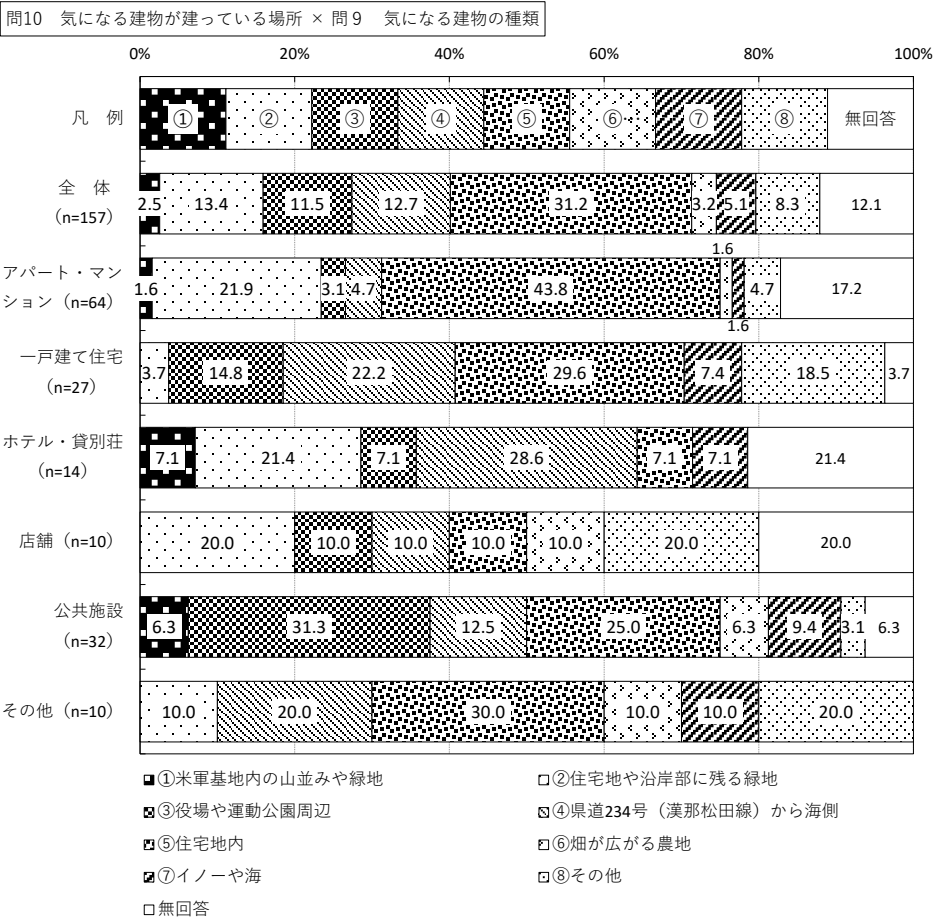
問9 気になる建物の種類 × 問8 村内の建物で景観的に気になることの有無



		問9 気になる建物の種類						
		合計	1 アパート・マンション	2 一戸建て住宅	3 ホテル・貸別荘	4 店舗	5 公共施設	6 その他
問8 村内の建物で景観的に気になることの有無	全体	157	64	27	14	10	32	10
		100.0	40.8	17.2	8.9	6.4	20.4	6.4
	1 気になることがある	59	21	9	6	4	17	2
		100.0	35.6	15.3	10.2	6.8	28.8	3.4
	2 多少気になることがある	98	43	18	8	6	15	8
		100.0	43.9	18.4	8.2	6.1	15.3	8.2

問10 あなたが気になる建物が建っている場所について、あてはまる選択肢（番号）を1つお答えください。気になる建物が複数ある場合は3つ（①～③）までお答えください。

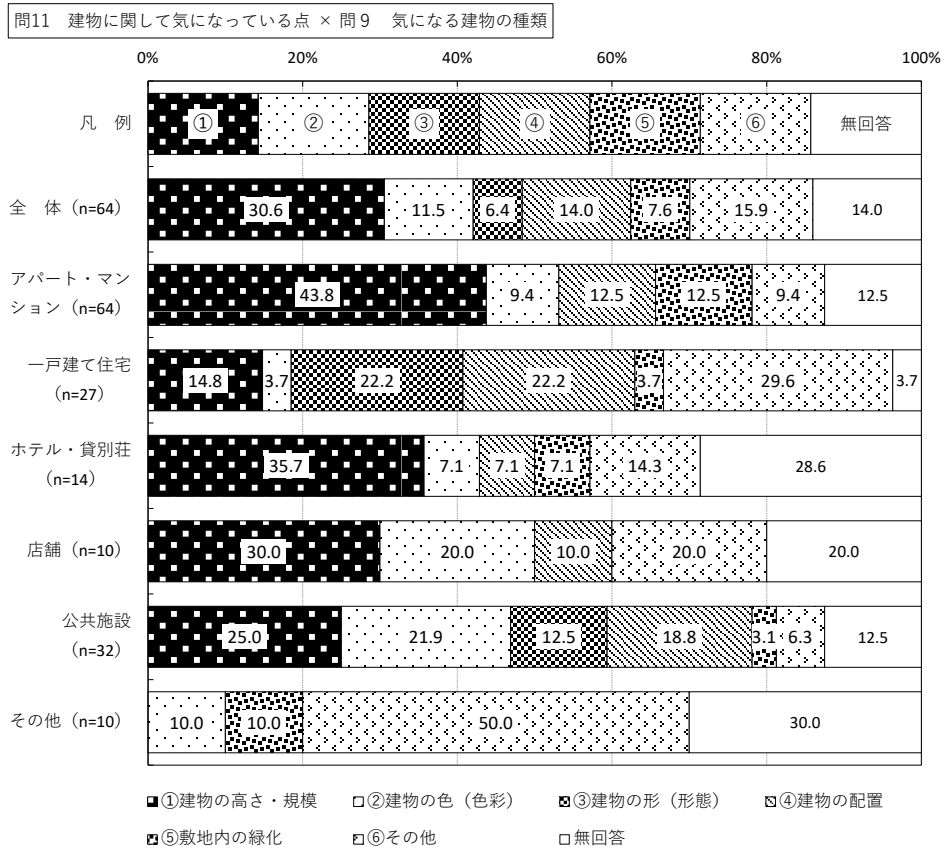
景観面で気になる建物の立地として、「5 住宅地内」が31.2%と最も高く、次いで「2 住宅地や沿岸部に残る緑地」（13.4%）、「4. 県道234号（漢那松田線）から海側」（12.7%）となっています。



		問10 気になる建物が建っている場所									
		合計	1 米軍基地内の山並みや緑地	2 住宅地や沿岸部に残る緑地	3 役場や運動公園周辺	4 県道234号（漢那松田線）から海側	5 住宅地内	6 畑が広がる農地	7 イノーや海	8 その他	無回答
問9 気になる建物の種類	全体	157	4	21	18	20	49	5	8	13	19
		100.0	2.5	13.4	11.5	12.7	31.2	3.2	5.1	8.3	12.1
	1 アパート・マンション	64	1	14	2	3	28	1	1	3	11
		100.0	1.6	21.9	3.1	4.7	43.8	1.6	1.6	4.7	17.2
	2 一戸建て住宅	27	0	1	4	6	8	0	2	5	1
		100.0	0.0	3.7	14.8	22.2	29.6	0.0	7.4	18.5	3.7
	3 ホテル・貸別荘	14	1	3	1	4	1	0	1	0	3
		100.0	7.1	21.4	7.1	28.6	7.1	0.0	7.1	0.0	21.4
	4 店舗	10	0	2	1	1	1	1	0	2	2
		100.0	0.0	20.0	10.0	10.0	10.0	10.0	0.0	20.0	20.0
	5 公共施設	32	2	0	10	4	8	2	3	1	2
		100.0	6.3	0.0	31.3	12.5	25.0	6.3	9.4	3.1	6.3
	6 その他	10	0	1	0	2	3	1	1	2	0
		100.0	0.0	10.0	0.0	20.0	30.0	10.0	10.0	20.0	0.0

問11 建物に関してあなたが気になっている点について、あてはまる選択肢（番号）を1つお答えください。気になる建物が複数ある場合は3つ（①～③）までお答えください。

建物に関して気になっている点として、「1 建物の高さ・規模」が30.6%と最も高く、次いで「6 その他」(15.9%)、「4 建物の配置(道路から建物外壁までの距離など)」(14.0%)となっています。



		問11 建物に関して気になっている点							
		合 計	1 建物の高さ・規模	2 建物の色(色彩)	3 建物の形(形態)	4 建物の配置(道路から建物外壁までの距離など)	5 敷地内の緑化	6 その他	無回答
		上段:件数 下段:横%							
問9 気になる建物の種類	全 体	157 100.0	48 30.6	18 11.5	10 6.4	22 14.0	12 7.6	25 15.9	22 14.0
	1 アパート・マンション	64 100.0	28 43.8	6 9.4	0 0.0	8 12.5	8 12.5	6 9.4	8 12.5
	2 一戸建て住宅	27 100.0	4 14.8	1 3.7	6 22.2	6 22.2	1 3.7	8 29.6	1 3.7
	3 ホテル・貸別荘	14 100.0	5 35.7	1 7.1	0 0.0	1 7.1	1 7.1	2 14.3	4 28.6
	4 店舗	10 100.0	3 30.0	2 20.0	0 0.0	1 10.0	1 0.0	2 20.0	2 20.0
	5 公共施設	32 100.0	8 25.0	7 21.9	4 12.5	6 18.8	1 3.1	2 6.3	4 12.5
	6 その他	10 100.0	0 0.0	1 10.0	0 0.0	0 0.0	1 10.0	5 50.0	3 30.0

問 12 あなたが気になっている建物について、より詳細な内容がありましたらお書きください。気になる建物が複数ある場合は3つ（①～③）までお書きください。

気になっている建物の詳細については、「公共施設」に関する内容が24件と最も多く、次いで「アパート・マンション」が19件、「一戸建て住宅」が15件となっています。

項目	件数
公共施設	24
アパート・マンション	19
一戸建て住宅	15
店舗	5
ホテル・貸別荘	1
その他	6
合計	70

No.	公共施設（24件）
1.	惣慶区の村営住宅が古いので新しくして欲しい。
2.	文化会館（がらまんホール）の名称を建物の外壁に表示した方が良い。（分かりにくいと村外から来た方の話）
3.	駐車場が小さく、土日に行ったら駐車できない。
4.	道の駅を宜野座（漢那区）指定の色彩にして欲しい。
5.	役場建物の色と劣化
6.	がらまんホールの壁
7.	道の駅ぎのざ
8.	金武地区清掃センター（漢那ダムの管理棟のある一般駐車場から見る山並みを阻害している）
9.	がらまんホールの国道329号のすぐ側に建っているが、総合体育館の近くだったら利用しやすいかった。
10.	清掃センター
11.	公共施設の規模
12.	UFOみたいな形の体育館
13.	道の駅ぎのざインフォメーションがある全体
14.	雨天時のドームの雨漏り
15.	公民館
16.	村営団地の壁の色を塗りなおして欲しい
17.	古い村営住宅の外壁
18.	公共施設なのに建物の色が不潔っぽく、利用したいという気持ちが萎えてしまう
19.	宜野座公民館 海が見えなくなってしまった
20.	がらまんホール
21.	宜野座ドーム
22.	村役場の外観
23.	松田区村営アパートの外装
24.	博物館が暗い

No.	アパート・マンション（19件）
1.	マンション等は宜野座村では2階以上は建てて欲しくない。
2.	通りに面した場所に大きな建物がある
3.	敷地内の緑が皆無
4.	通学路に3階建てアパートがいくつもある
5.	松田小学校の周囲にアパートがすごく増えた
6.	神屋の隣に高いアパート
7.	豪雨が続いた時、アパート後方の土がどんどん海の方へ流れて大丈夫かと思った

8.	アパートが増えて自然やさとうきび畑があまり見えなくなった
9.	駐車場が狭い
10.	ゴミ置き場、自販機の位置（視界が悪い）
11.	高層マンションや個人アパート等の高さ制限が必要
12.	松田旧集落内のアパート
13.	集落内に建つ村外在住者所有のアパート
14.	松田小学校周辺のアパートなどの増加
15.	松田小学校付近に単身者用のアパートが乱立していて景観がよくない
16.	アパートの乱立で集落の景観が変わった
17.	アパート・マンション
18.	特徴がない、昔ながらの良さとかでもなく、四角い RC 構造のイメージ。かといって統一感もない
19.	今建てている最中のアパートだが、とてもそびえ立っているように圧迫感がありすぎだと思う。でも、建てたら印象が違うのか

No.	一戸建て住宅（15 件）
1.	独自性の強調
2.	村外の人が建てる住宅
3.	交差点の道路いっばいに住宅が建っていること
4.	山並みの開発、住宅建築等を進める際は景観が損なわれるため、配慮してほしい
5.	海岸沿いの開発、住宅建築等を進める際は、海の景観イメージとあった意匠に配慮してほしい
6.	立派なフクギ並木の伐採が残念
7.	周囲の建物とマッチしない感じ
8.	道路幅のわりに住宅やアパートが増えて車の通行が大変に感じる
9.	外人住宅や高層マンションは増えて欲しくない
10.	リゾート施設用地内の一戸建て住宅
11.	空き家が多い
12.	宜野座村総合体育館という文字の字体とその壁の色の調和
13.	建築年数の古い施設の使用頻度と必要性
14.	各区のイメージと異なるデザインの住宅がある。景観でアピールするにはデザインでも、突出しているイメージはない。新しくし過ぎて、古き良きはすでない
15.	松田海側にある国際交流村

No.	店舗（5 件）
1.	狭い敷地内に高い建物が多くなりつつある
2.	大手複数不動産による建売住宅
3.	大手不動産による土地売買
4.	ガラマンホール
5.	特徴がない、昔ながらの良さとかでもなく、四角い RC 構造のイメージ。かといって統一感もない。古い瓦屋も、無人宅のイメージが強い

No.	その他（6 件）
1.	宜野座村 B-プロジェクトとは？
2.	外人住宅に住む方々のマナー、ペットのフン
3.	県道 234 号線沿いの海側にあるコンテナや建築跡が気になる
4.	高速道路入口の電光掲示板は一部見えなくなることがある（故障など）
5.	一番観光客の目に留まる所に、あの色の建物はダメだと思う。白とかに統一していったら沖縄のギリシャ、エーゲ海になるのに
6.	電波塔

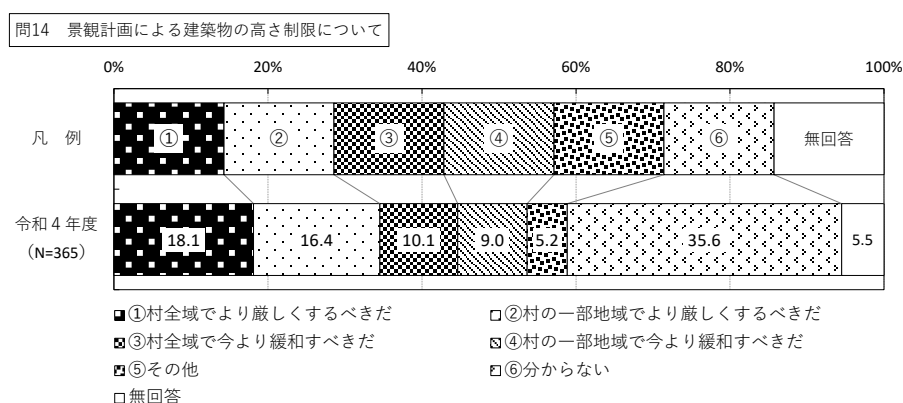
問13 村内の景観を損ねている要素として、特に課題があると思われるのは次のうちどれですか。あなたの考えに近い選択肢（番号）を3つまで選んでください。（○は3つまで）

村内の景観を損ねている要素として、「2 空き地や空き家、荒廃した農耕地など」が45.2%と最も高く、次いで「3 屋外の土石や廃棄物など」（24.9%）、「11 わからない・特にない」（16.7%）となっています。



問14 宜野座村では景観計画によって、建築物の高さは原則10m（3階建て相当）以下に制限しています（県道234号より海側のエリアなどリゾート・レクリエーションゾーンを除く）。この高さ制限について、どう思われますか。あなたの考えに近い選択肢（番号）を1つ選んでください。（○は1つ）

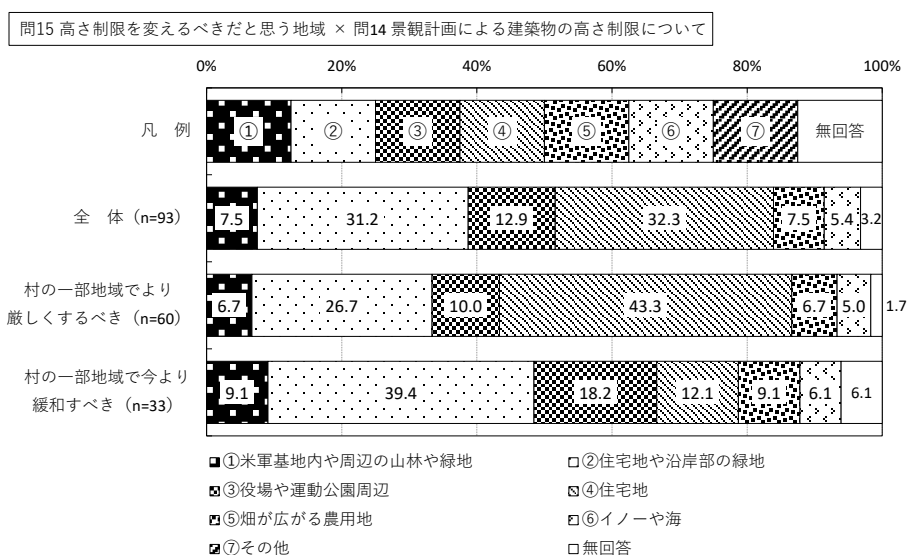
景観計画による建築物の高さ制限について、「6 分からない」が35.6%と最も高く、次いで「1 村全域でより厳しくするべきだ」（18.1%）、「2 村の一部地域でより厳しくするべきだ」（16.4%）となっています。



問15 問14で「2. 村の一部地域でより厳しくするべきだ」または「4. 村の一部地域で今より緩和すべきだ」を選んだ方にお尋ねします。

高さ制限を変えるべきだと思う地域はどこですか。あなたの考えに近い選択肢（番号）を1つ選んでください。（○は1つ）

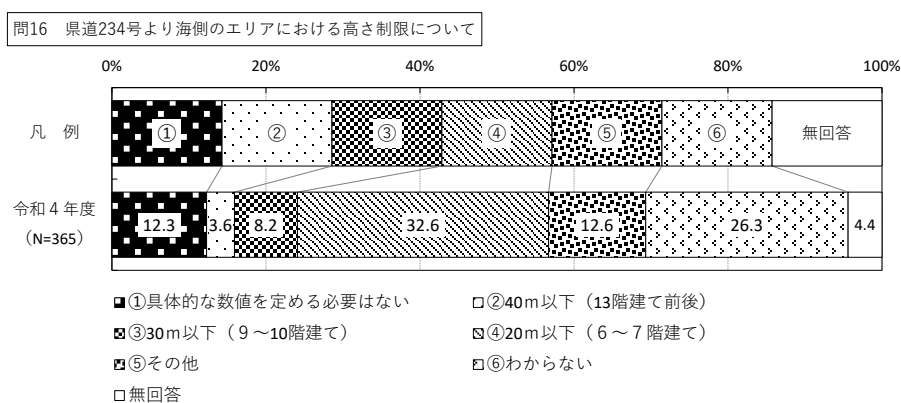
高さ制限を変えるべきだと思う地域として、「4 住宅地」が32.3%と最も高く、次いで「2 住宅地や沿岸部の緑地」（31.2%）、「3 役場や運動公園周辺」（12.9%）となっています。



問16 現在、宜野座村の景観計画では、県道234号（漢那松田線）より海側のエリアなどにおいて、高さ制限の具体的な数値を定めていません。

今後、高さ制限の具体的な数値を定めるとしたら、どの程度の高さ制限が望ましいと思いますか。あなたの考えに近い選択肢（番号）を1つ選んでください。（○は1つ）

県道234号より海側のエリアにおける高さ制限について、「4 20m以下（6～7階建て）」が32.6%と最も高く、次いで「6 わからない」（26.3%）、「1 具体的な数値を定める必要はない」（12.3%）となっています。



問17 宜野座村景観計画では、村内で特に重要だとされる場所を重点地区として指定し、村民の方々と協議しながらより細かい規制をかけることもできます。

以下にあげる場所のうち、重点地区の指定が望ましいと思われる場所はありますか。あなたの考えに近い選択肢（番号）を3つまで選んでください。（○は3つまで）

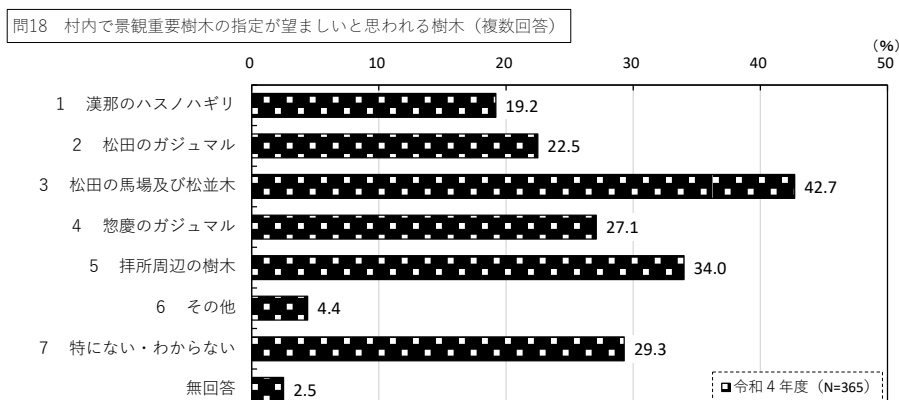
村内で重点地区の指定が望ましいと思われる場所として、「12 潟原干潟」が31.2%と最も高く、次いで「11 漢那ビーチ」(25.8%)、「14 特にない・わからない」(24.1%)となっています。



問18 宜野座景観計画では、村内で特に重要だとされる樹木を景観重要樹木として指定し、管理の義務化や保全の支援を行うことができます。

以下にあげる場所のうち、景観重要樹木の指定が望ましいと思われる樹木はありますか。あなたの考えに近い選択肢（番号）を3つまで選んでください。（○は3つまで）

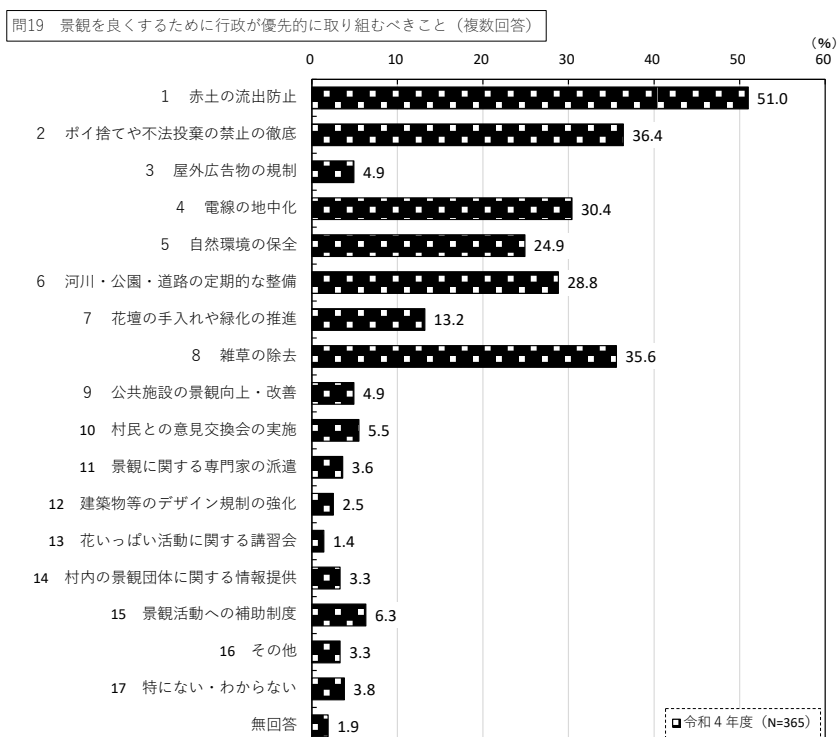
村内で景観重要樹木の指定が望ましいと思われる樹木として、「3 松田の馬場及び松並木」が42.7%と最も高く、次いで「5 拝所周辺の樹木」(34.0%)、「7 特にない・わからない」(29.3%)となっています。



問19 本村の景観をより良くしていくために、行政が優先的に取り組んだほうが良いと思われるのはどのような取り組みですか。

あなたの考えに近い選択肢（番号）を3つまで選んでください。（○は3つまで）

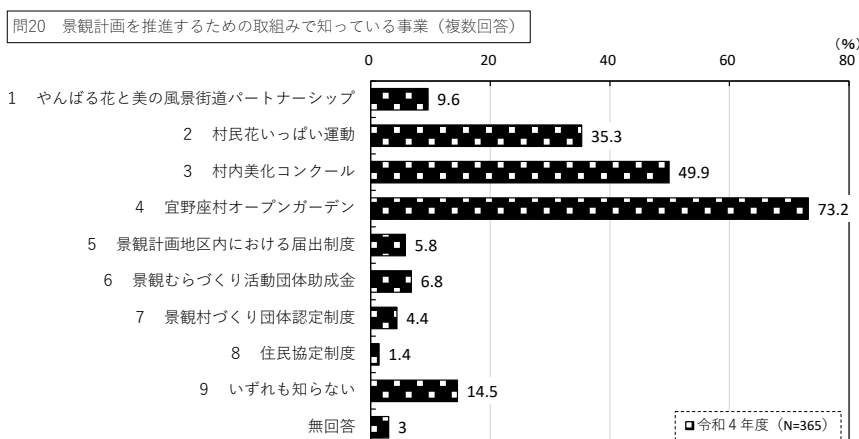
景観を良くするために行政が優先的に取り組むべきものとして、「1 赤土の流出防止」が51.0%と最も高く、次いで「2 ポイ捨てや不法投棄の禁止の徹底」(36.4%)、「8 雑草の除去」(35.6%)となっています。



問20 宜野座村では、景観計画に基づき、「自然と文化を感じて暮らし 心がかよう風景づくり」を推進するために以下の取り組みを実施、または実施予定です。

あなたは、以下にあげる取り組みを知っていますか。（○はいくつでも）

風景づくりを推進する取り組みの中で知っているものとして、「4 宜野座村オープンガーデン」が73.2%と最も高く、次いで「3 村内美化コンクール」(49.9%)、「2 村民花いっぱい運動」(35.3%)となっています。

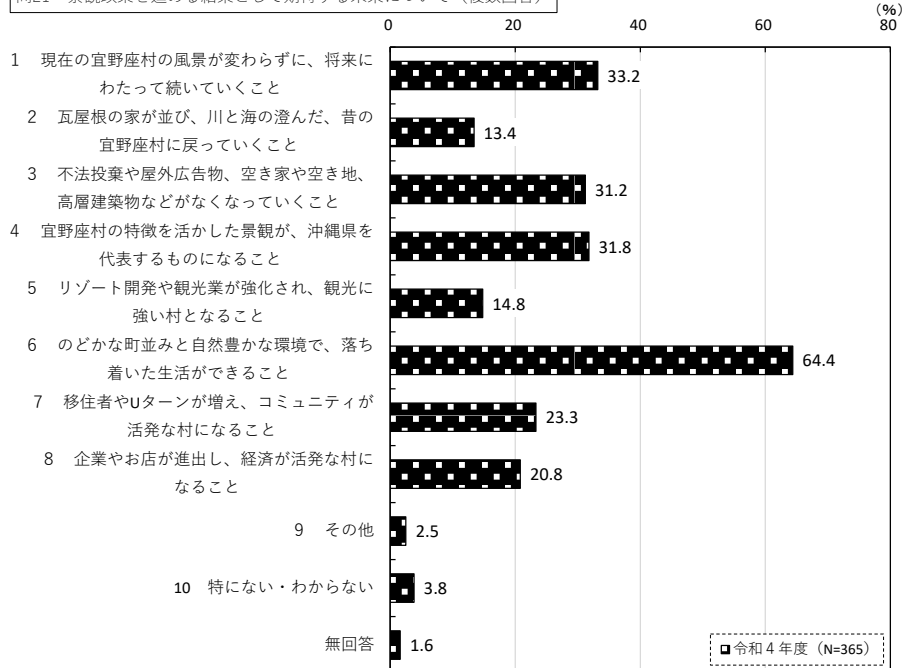


問 21 宜野座村が景観計画に基づいて景観政策を進める結果として、どのような未来を期待しますか。

あなたの考えに近い選択肢（番号）を3つまで選んでください。（○は3つまで）

景観政策を進める結果として期待する未来について、「6 のどかな町並みと自然豊かな環境で、落ち着いた生活ができること」が64.4%と最も高く、次いで「1 現在の宜野座村の風景が変わらずに、将来にわたって続いていくこと」(33.2%)、「4 宜野座村の特徴を活かした景観が、沖縄県を代表するものになること」(31.8%)、「3 不法投棄や屋外広告物、空き家や空き地、高層建築物などがなくなっていくこと」(31.2%)となっています。

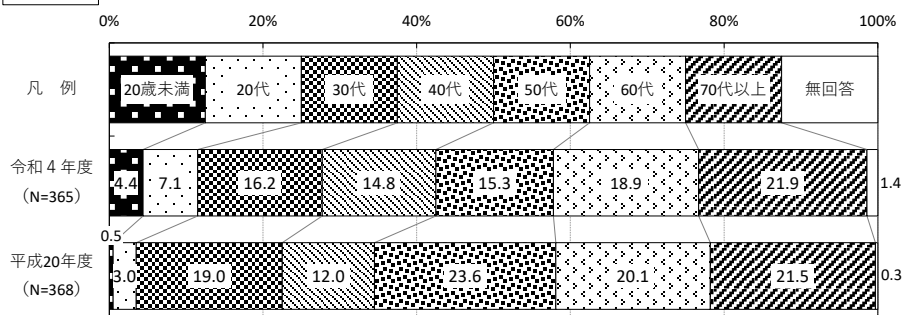
問21 景観政策を進める結果として期待する未来について（複数回答）



問 22 あなたの年齢は次のどれにあたりますか。（○は1つ）

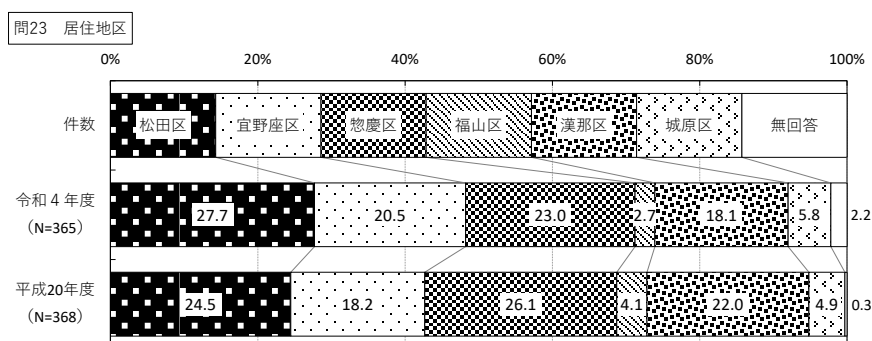
回答者の年齢は、「70代以上」が21.9%と最も高く、次いで「60代」(18.9%)、「30代」(16.2%)となっています。

問22 年齢



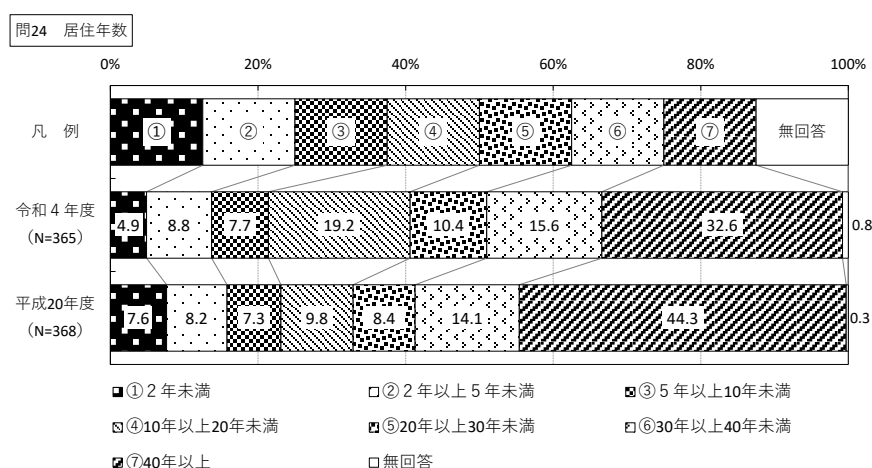
問 23 あなたのお住まいの地域はどちらですか。(○は1つ)

回答者の居住地区は、「松田区」が27.7%と最も高く、次いで「惣慶区」(23.0%)、「宜野座区」(20.5%)となっています。



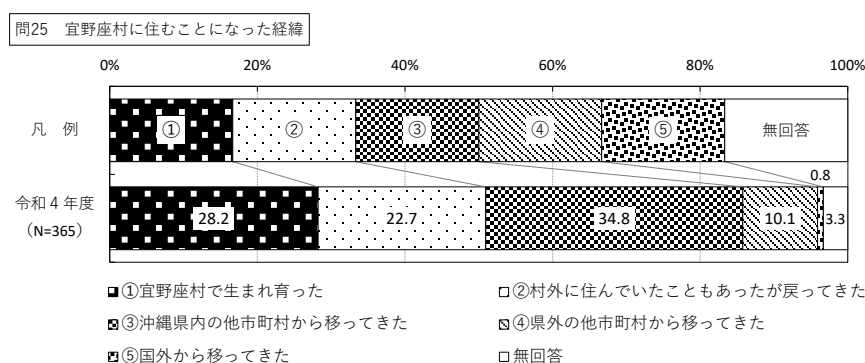
問 24 あなたは、宜野座村に住んでどれくらいになりますか。(○は1つ)

回答者の居住年数は、「7 40年以上」が32.6%と最も高く、次いで「4 10年以上20年未満」(19.2%)、「6 30年以上40年未満」(15.6%)となっています。



問 25 あなたは、宜野座村にどのような経緯で住むことになりましたか。(○は1つ)

回答者が宜野座村に住むことになった経緯として、「3 沖縄県内の他市町村から移ってきた」が34.8%と最も高く、次いで「1 宜野座村で生まれ育った」(28.2%)、「2 村外に住んでいたこともあったが戻ってきた」(22.7%)となっています。



宜野座村の景観に対して日ごろ感じていること、あるいはこれからの宜野座村の景観づくりに対するご意見などをご自由にご記入ください。

自由記入欄にはあわせて 150 件のご意見等が寄せられました。その内容としては、「生活環境整備」や「道路・歩道の整備・清掃」に関するものが 19 件ずつと最も多くなっています。次いで、「緑化・自然保護」が 18 件、「清掃・美化」が 16 件、「景観づくり」や「その他」が 12 件ずつとなっています。

項目	件数
生活環境整備	19
道路・歩道の整備・清掃	19
緑化・自然保護	18
清掃・美化	16
景観づくり	12
その他	12
景観保全	10
観光・農業推進	10
行政への意見	9
村の将来	8
アンケートに関して	6
赤土対策・海岸整備	5
広報・情報提供	3
好きな風景・景観	2
基地問題	1
合計	150

(3) 行政区別ワークショップ

アンケート調査に加えて、景観形成への地域の関心度や意向を把握するため、各区の行政委員会の場を活用してワークショップを実施しました。

ワークショップにおいては、参加者の方々に「残したい景観・好ましい景観」と「景観を阻害しているもの」を付箋に記入してもらい、地図上に落とし込んだ上で景観特性格、行政区別に整理を行いました。

また、景観形成重点地区の候補となる地区を選定するため、準景観地区についての説明も行い、各地区の関心具合や理由についての収集を行いました。

1) ワークショップの概要

①開催場所

各行政区行政委員会の議題の一つとして開催

②開催日時

■意見交換会の実施日時

行政区	行政委員予定日	開催時間	参加者数
惣慶区	R5.2.16 (木)	15:00～	14
漢那区	R5.2.17 (金)	16:00～	12
宜野座区	R5.2.21 (火)	16:00～	12
城原区	R5.2.21 (火)	19:00～	12
福山区	R5.2.24 (金)	19:00～	10
松田区	R5.3.1 (水)	16:00～	15

2) 景観特性格ワークショップ結果

景観特性は気候、風土、地形等の「自然景観」、歴史、文化等の「社会景観」、都市施設、建築物等の「人工景観」、「眺望景観」に分けて整理を行いました。

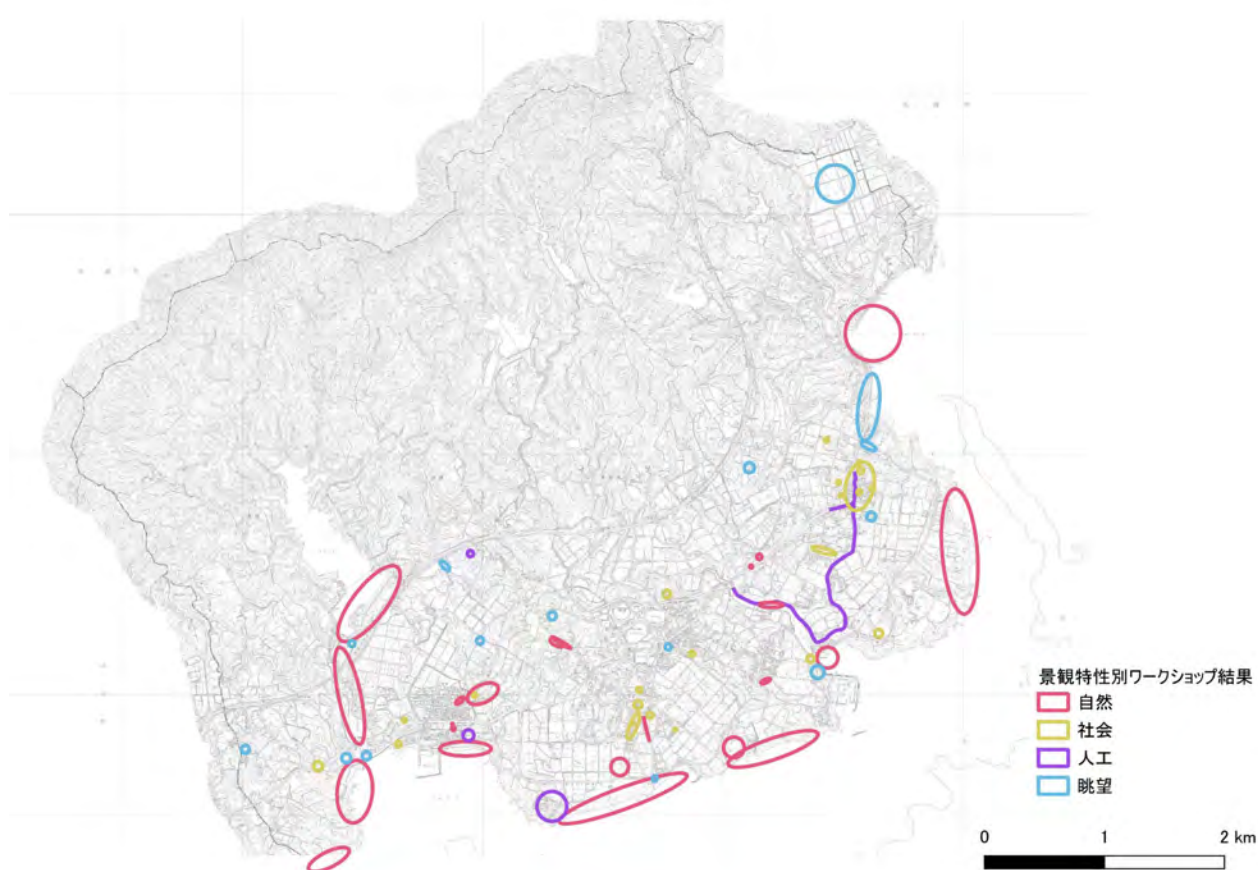
自然景観は海と川が多くあげられており、親水景観に関心が高いことが確認できます。

社会景観においては、松田区において特に多く確認され、集落内及び集落周辺の文化財について関心が高いことが確認できます。

人工景観は少ないですが、観光施設や花壇等が確認できました。

眺望景観については村内の多くの場所で確認でき、特定の地区に限らず魅力的な眺望景観がひろく存在することが確認できました。

■景観特性格ワークショップ結果



○松田区

良い景観・残したい景観として、集落全体の景観や松田小の馬場跡と並木道、区内に広く位置する文化財、干潟や川などの自然物、旧道や久志岳の眺望など、景観資源について幅広い意見が確認できました。

また、松田区は「松田区史」を作成する中で景観資源の整理を実施しているほか、「鍾乳洞周辺環境活用整備実施計画」では区内の環境整備を実施しているなど、景観に関する取組みを積極的に行っています。そのため、ワークショップにおいても開発行為の制限に関する要望が出るなど、準景観地区について強い関心が示されました。

良景観
懸念箇所

0 500 1,000 m

その他懸念箇所（抜粋）：赤土流出対策。空き家、空き地対策、朽ちた空家の安全対策。ゴミの放置。特に国道のゴミの放置。自販機周辺にカン、ビン、ペットボトル等が散乱。

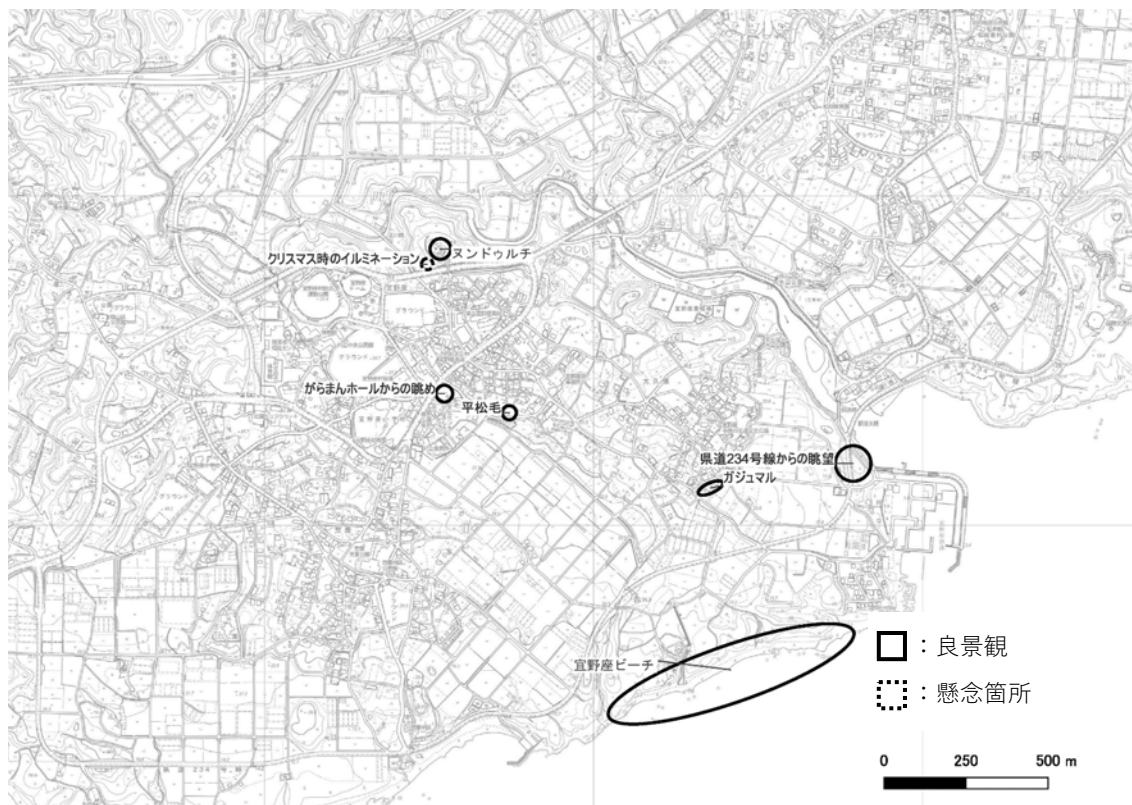
○宜野座区

結果の概要

良い景観・残したい景観として、豊年祭の舞台である平松毛やヌンドゥルチなどの文化財、河川や干潟、ガジュマルなどの自然的景観が確認できました。

一方で、良くない景観・景観阻害要因としては、アパート・マンションの存在や空き家・空き地、太陽光発電などが挙げられました。

■ワークショップ結果



その他良景観意見（抜粋）：河川、海岸等自然環境。土地改良区から眺めるガラマン岳。

その他懸念箇所（抜粋）：住宅周辺の太陽光の制限。空き家、空き地等の草等の景観。アパート等大きな建物。豚舎、畜舎の臭い対策。レクリエーションゾーンの高さ制限（低層）。広告物やのぼり。

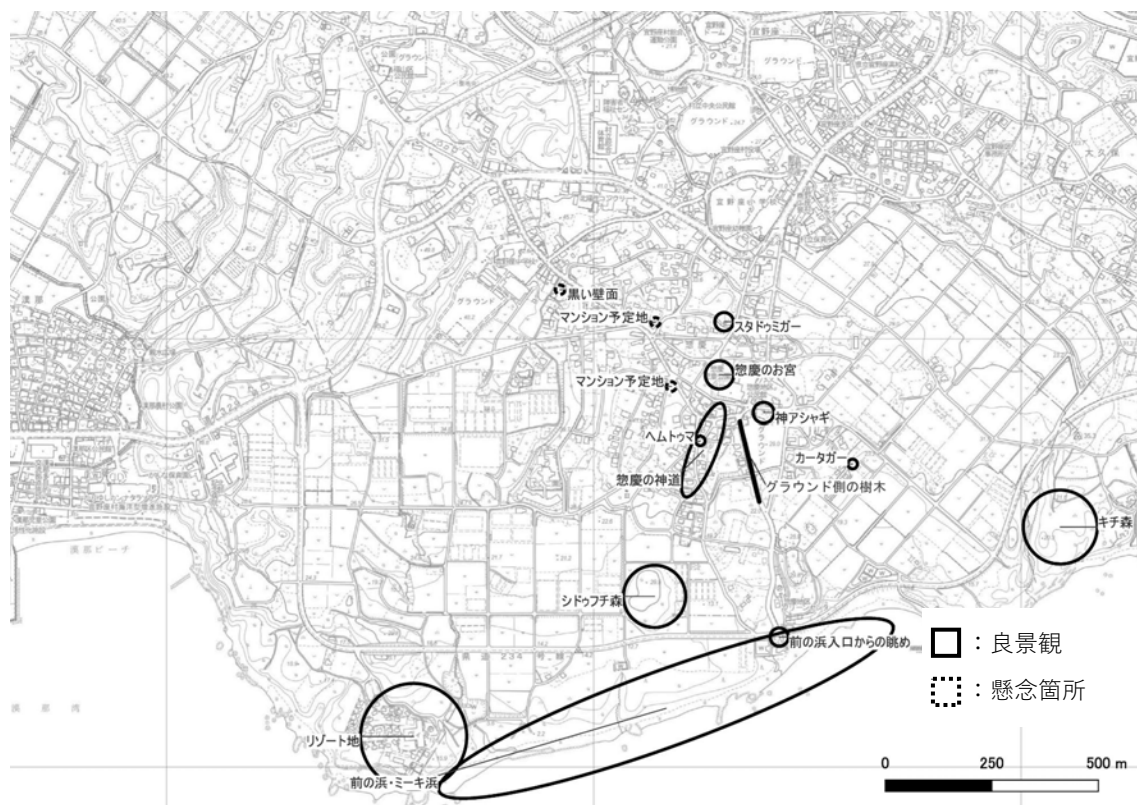
○惣慶区

結果の概要

良い景観・残したい景観として、森や川、海、お宮の松など、自然物の意見が多く確認できました。また、拝所やお宮、神通など歴史的なものに対する意見が確認できました。

一方で、良くない景観・景観阻害要因としては、戸建て住宅やアパート・マンションの増加、空き家・空き地などの意見も出ました。

■ワークショップ結果



その他良景観意見（抜粋）：河。めだか。エビ、あめんぼう。石取當。自然にある森。海の景色。拝所。カー。

その他懸念箇所（抜粋）：惣慶区内に公園が少ない。開発によって土地が限られている。戸建て住宅が増えた。高層マンションが増えた。村外からの移住者が増えて地元の若者の土地がすくない。空き家。

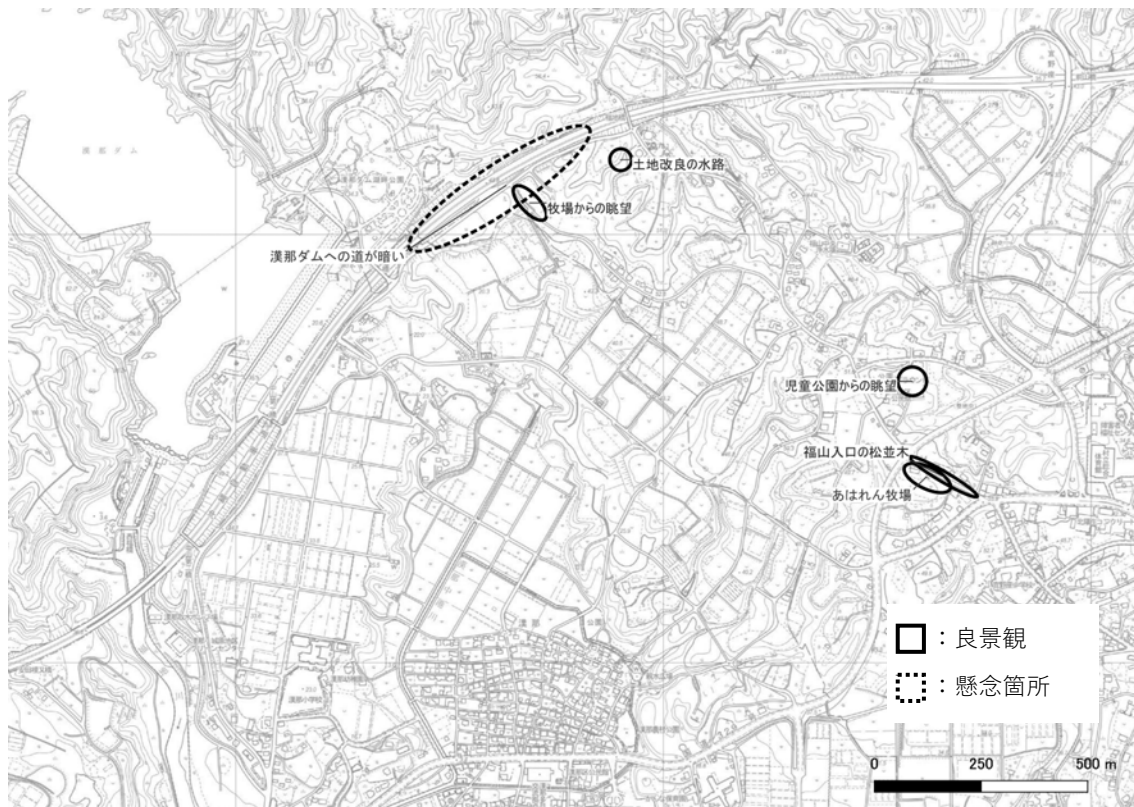
○福山区

結果の概要

良い景観・残したい景観として、公園や牧場等、高台からの風景についての意見が確認できました。その他、土地改良の水路や、松についても意見が確認できました。

一方で、良くない景観・景観阻害要因としては、漢那ダムへの道が暗いこと以外には特になく、大きな問題は確認できませんでした。

■ワークショップ結果

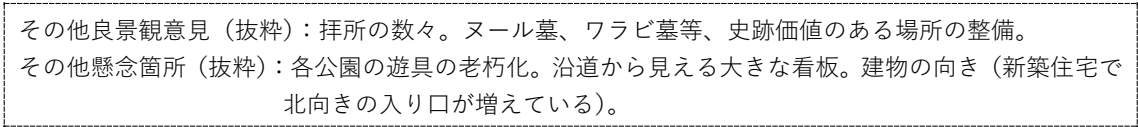


その他良景観意見（抜粋）：特になし

結果の概要

一方で、良くない景観・景観阻害要因としては、ビーチ付近に建つ賃貸の共同住宅、新規戸建て住宅の向き（玄関が北向き）について意見が多くみられ、他にも看板の存在や赤土流出、いくつかの開発地の状況を懸念する意見もありました。

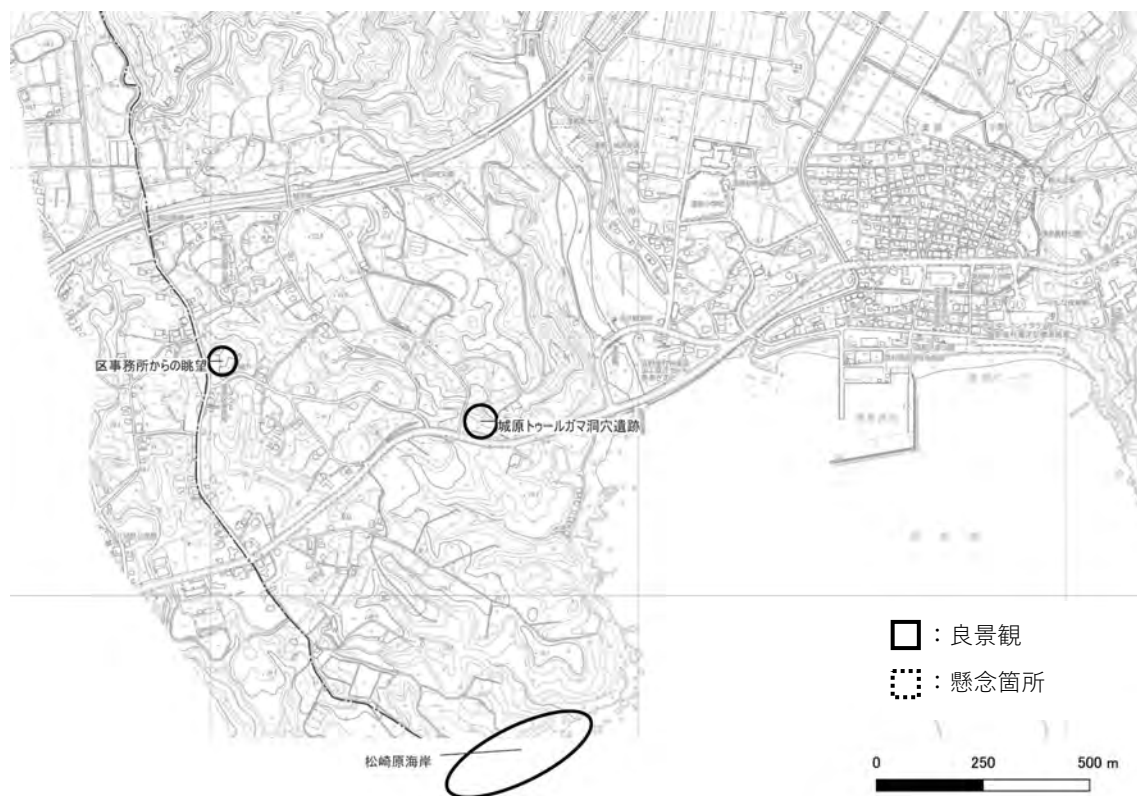
■ワークショップ結果



○城原区

※城原区ではワークショップ自体の開催はしていませんが、区事務所を訪問した際に以下のご意見をいただきました。

■ワークショップ結果



4. 景観形成上の主要課題

前計画策定時の景観資源及び特性、景観形成上の問題点を踏まえつつ、これまでの景観形成の取組み、村民アンケートやワークショップ結果を反映して、今後の景観形成上の課題を以下のように整理します。

（１）豊かな自然環境の保全と眺望景観の確保

宜野座村は、ガラマン岳等の山並みと海に囲まれ、山と海をつなぐ丘陵緑地や河川など、豊かな自然環境があります。しかし、村内でも農業従事者の高齢化による耕作放棄地の問題やそれに伴う農地転用などによる宅地開発がみられます。また、脱炭素社会を目指した再生可能エネルギーに関連する取組み（発電設備の開発等）が全国的に活発化しており、その開発規模の大きさから自然環境の喪失・減少、海・山への眺望の阻害が懸念されています。

そのため、生活の場を取り囲む既存の緑地や農地をはじめ、本村や各地域の骨格となる山並みや丘陵緑地、河川や海岸等の水辺等の自然環境を保全するとともに、良好な眺望景観を確保していく必要があります。

（２）地域固有の歴史・文化資源を育てるための意識醸成と誘導手法の導入

宜野座村には、地域固有の伝統行事が多く、祭祀や神事に関わる空間が残されています。歴史や生活文化のなかで培われた景観資源は、地域固有の資源であり、地域への愛着や誇りを育む大切な要素でもあります。特に松田区と漢那区では昔ながらの集落形態や雰囲気を感じさせる空間が多く残っており、住民自らが愛着・誇りを持って保全しようという意識が醸成されています。画一化されやすい現代において、地域の個性や魅力を高めるためには、その地域特性や住民意向等に寄り添った景観のルールづくりが求められます。

そのため、地域に残る景観資源を守りながら住民の景観づくりに対する意識を引き続き育てるとともに、必要に応じて地域住民とともに景観形成重点地区や準景観地区等の新たな景観誘導の手法を導入する検討を進める必要があります。

（３）うるおいとゆとりを感じさせる生活空間の景観形成

農業を主な生業としてきた本村では、農地の緑や開けた空など自然のうるおいを身近に感じながら暮らしてきました。集落内では敷地が石垣や屋敷林で緩やかに道路とつながり、ゆとりのある生活空間を形成していました。

しかし、鉄筋コンクリート造の普及や住宅の更新、生活スタイルの変化等に伴い、高さのある住宅やブロック塀が増える一方で敷地内の植栽が減り、窮屈な生活空間に変容しつつあります。また、増加する人口を受け入れるために既存住宅地内に小中規模の民間アパートが増えていることに加え、自然を感じられる住環境を目玉にしたリゾートマンション等の開発もみられることも踏まえ、生活空間にうるおいとゆとりを感じさせる景観誘導が求められます。

（４）周辺環境と調和した開発への誘導

本村には、高層の建築物がほとんどないため、比較的大きな規模の公共施設は目立つ状況です。特に公共施設が集積する役場周辺は、建築物の意匠・形態、色彩等によっては、シンボルともなりやすく、国道 329 号沿道には、店舗・事業所等が立地し、多くの人が往来しています。また、沖縄自動車道の宜野座インターチェンジが国道 329 号と連結し、交通の利便性が高いことから、本村の顔となる地域です。そのため、公共施設等は先導的な役割を果たすことが求められます。

一方、本村の海岸域は、エメラルドグリーン豊かな自然海岸を有し、その沿岸には観光リゾート施設や健康・保養施設等も立地しています。今後においても、観光リゾート開発の可能性が高い地域でもあり同時に、地域経済の安定確保や地元地域との交流を促す地域でもあります。そのため、周辺地域の住民生活への影響等を考慮することも含め、海岸景観を活かした建築物や工作物等の規制・誘導を図ることが必要です。

（５）景観形成にむけた村民と事業者、行政等の協働による取り組み

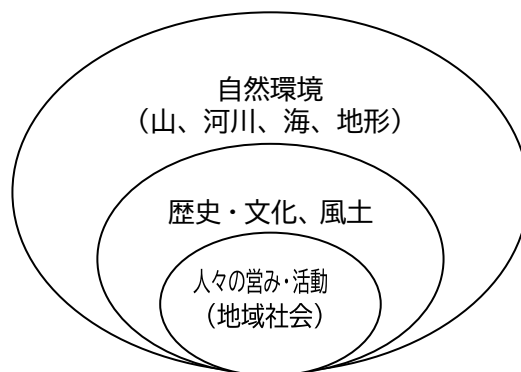
景観むらづくりに取り組む姿勢として、「行政主導」ではなく、「村民と事業者、行政等の協働」による取り組みを進めるため、地域主体による地域活動の支援をはじめ、村民、各種団体、事業者、NPO等、行政等による多様な主体が関わる協働の景観むらづくりを展開することが必要です。

第3章 良好な景観形成にむけた景観むらづくりの考え方

1. 景観むらづくりの基本理念とめざす姿

宜野座村は、ガラマン岳等の山並みや自然海岸といった豊かな自然環境を根幹として、御嶽や拝所等の祭祀空間、伝統的な木造家屋、石垣やフクギの屋敷囲いなど、人々が日々の営みの中で築いてきた歴史文化が重なっています。さらにその上に、人々のにぎわいや暮らしの雰囲気など、現在の村民の生活が重なることにより成り立っています。

過去から現在までの人々の生活・生業と周囲の自然環境や風土等が相互に関わり、影響し合いながら形づくられた総合的な姿が現在の景観の特徴となっています。



自然環境を基調とした美しい景観を、村民共通のかけがえのない資産として未来に引き継ぐとともに、心が和み、五感で豊かさを感じることでできる景観むらづくりに取り組みます。

他市町村にはない地域特性、「宜野座村らしさ」を活かした景観むらづくりを進めていくことは、地域固有の資源等に対する愛着心を育み、地域の活性化や価値を高めていくことにもつながります。

景観むらづくりの担い手は村民一人ひとりであり、その地域の価値を高めていくためには、人が主役となって、景観むらづくりに対する思い等を共有しながら、村民・事業者・行政等の協働による景観むらづくりに取り組んでいきます。

「景観10年、風景100年、風土1000年」といった長期的な視点で持続的に活動を積み重ねることによって、互いに協力しあった心に残る風景づくりをめざします。

上記の基本理念に基づき、本村の景観むらづくりのめざす姿を、「**自然(水・緑・光・風)と文化を感じて暮らし 心がかよう風景づくり** ～人が主役となって 地域の価値を高める協働の景観むらづくり～」と掲げ、本村の景観むらづくりを目指します。

〈景観むらづくりのめざす姿〉

「自然(水・緑・光・風)と文化を感じて暮らし 心がかよう風景づくり」

～人が主役となって 地域の価値を高める協働の景観むらづくり～

＜コラム：原風景としての集落空間（水と緑、光と風を取り入れた住まい）＞

本村の地勢は、ガラマン岳等の山並みに囲まれ、既存集落（松田、宜野座、惣慶、漢那）の北側には先祖たちが守護神として宿っている御嶽林（腰当森）があります。それらの山並みや御嶽林等の「緑」によって「風」を制御し、その緑を水源とした河川や琉球石灰岩から湧き出る「水」を得るといった地勢の構造があります。また、御嶽林は各地域でみられる祭祀と係わる場所であり、豊年祭等で行われる伝統芸能も含め、地域固有の歴史文化として息づいています。さらに、伝統的な木造家屋、石垣やフクギの屋敷囲い等は、先人たちの知恵や工夫によって亜熱帯の「光」と「風」を取り入れた住まいであり、温もりや懐かしさ等を感じさせる原風景の1つです。

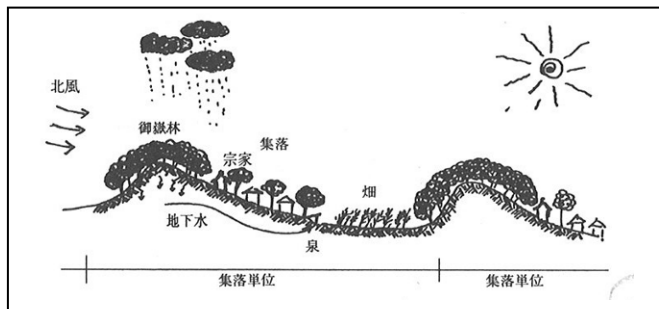
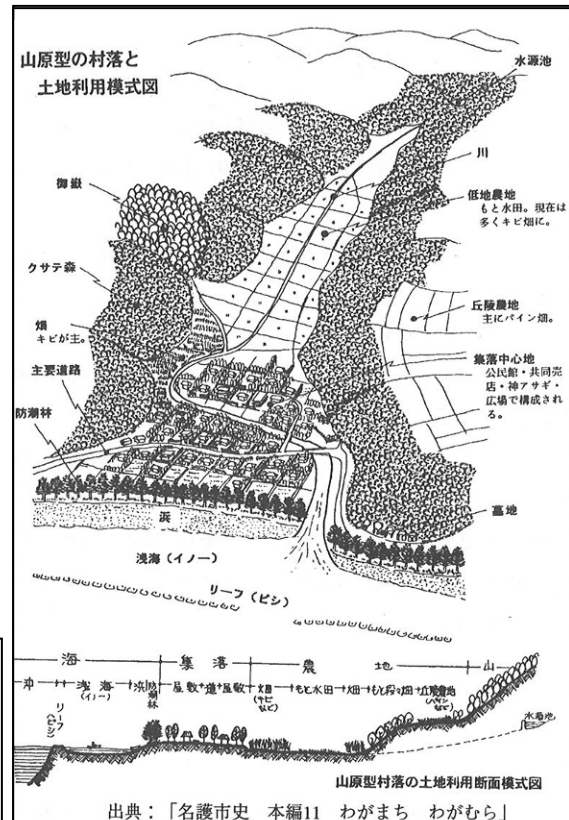


図 石灰岩台地型集落の空間構成（松田、宜野座、惣慶は琉球石灰岩型集落の空間構成）
出典：NIRA研究報告書 「地域に根ざした参加型環境保全・改善システムの研究」



（漢那は山原型集落の空間構成）

2. 景観むらづくりの基本目標

本村の景観特性や課題等を踏まえつつ、景観むらづくりの基本理念とめざす姿を実現するため、以下に示す「景観むらづくりの基本目標」を設定します。

基本目標1：自然環境を大切にした景観むらづくり

遠景の緑の山並み、既存集落周辺の丘陵緑地や防風林、山と海をつなぐ河川、湾曲の多い海岸線等の地勢の構造が景観の基盤となり、自然の豊かさを感じさせる重要な役割を担っています。景観の基礎として、これらの象徴的な風景を大切に維持管理しながら、これらの資源を活かしつつ、かつ調和した景観むらづくりをめざします。

基本目標2：風土や伝統が培った歴史や文化が息づく景観むらづくり

御嶽や拝所などの祭祀空間や村遊び等の広場は、地域社会の中心として、地域住民の安らぎや絆、趣のある風景等を培ってきました。このような地域固有の歴史・文化を感じさせる景観資源は、地域の個性や魅力を向上させる上でも重要です。そのため、そのような景観資源を次世代に確実に継承するとともに、失われつつある歴史的資源や埋もれている資源などを再発見しながら、それらの資源を活かすための創意・工夫を行うことにより、温かさや懐かしさ等が感じられる景観むらづくりをめざします。

基本目標3：暮らしや営みを豊かにし、心地よさが感じられる景観むらづくり

本村の住宅地は、住宅地周辺に農地が広がり、農地は主に山と海に囲まれています。また、各地域を結ぶ主要幹線道路があり、山と海をつなぐ河川が流れています。このような豊かな自然環境は、村民の暮らしや営みの身近なところにあります。このようなまとまりを維持・回復しながら、住む人、訪れる人が心地よいと感じることができる景観むらづくりを持続的な活動等でつなげ、生活環境の質を高めることをめざします。

基本目標4：周辺環境と調和した地域のにぎわいや交流を創出する景観むらづくり

本村の沿岸域は、リゾート開発など、開発の可能性が高い地域です。そのため、豊かな自然海岸と調和した観光施設やレクリエーション施設を創出することにより、魅力的な景観を創り出し、むらづくりやむらおこしへとつながる地域活力の維持・向上をめざします。

基本目標5：村民と事業者、行政等の協働で進める景観むらづくり

良好な景観むらづくりにあたり、「村民の共通資産」としての景観に対する意識を醸成し、価値観の共有を促進します。また、村民、事業者、行政等、本村に関わるあらゆる主体が本村の景観の価値をあらためて認識し、それぞれの役割を踏まえつつ、景観づくりへの参加・協力によって取り組むことをめざします。

第4章 良好な景観形成に関する方針

1. 景観ゾーン・景観軸の設定

宜野座村の特色ある景観資源や地域の特性を活かした景観づくりを進めるため、景観の構造を特徴づける「景観ゾーン」、「景観軸」を設定します。

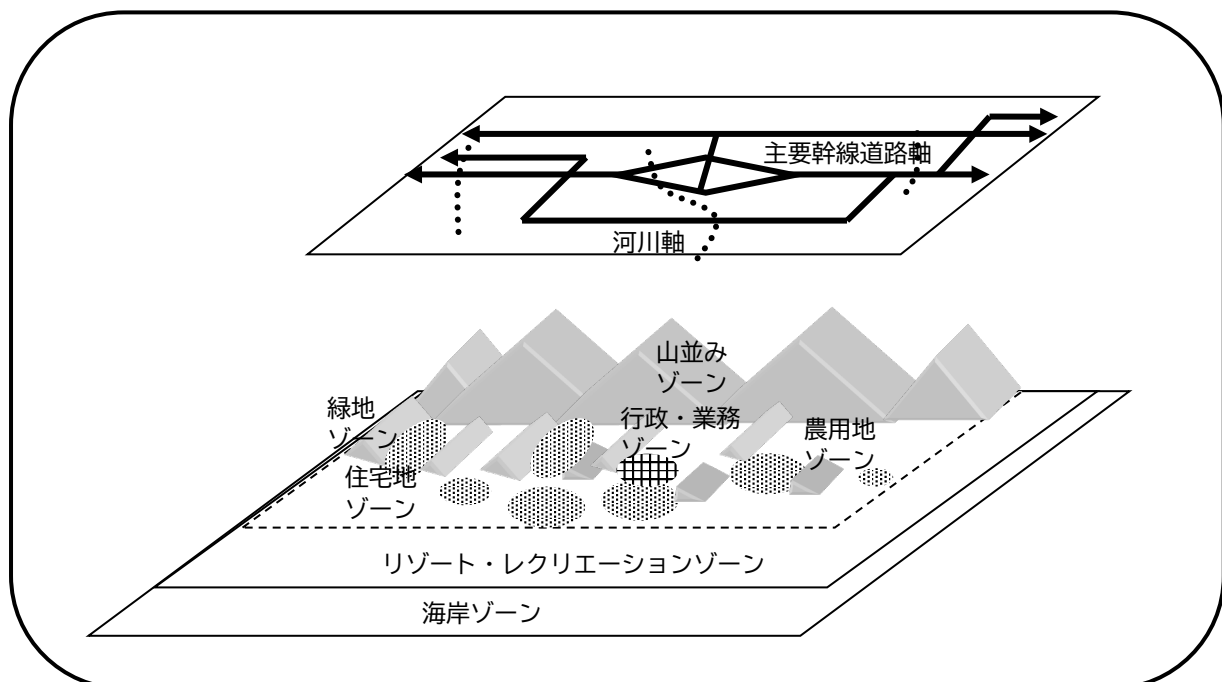
「景観ゾーン」

山並みや住宅地、農地など地域の広がりやまとまりのある区域（ゾーン）を設定します。景観特性や課題、法規制、土地利用現況、将来計画等を踏まえ、7つのゾーンに区分し、良好な景観形成の方針や基準を示します。

「景観軸」

河川や主要道路（計画も含む）を景観軸として設定し、上記の景観ゾーンの特性を踏まえて、村全体の方針と基準を整理することとします。

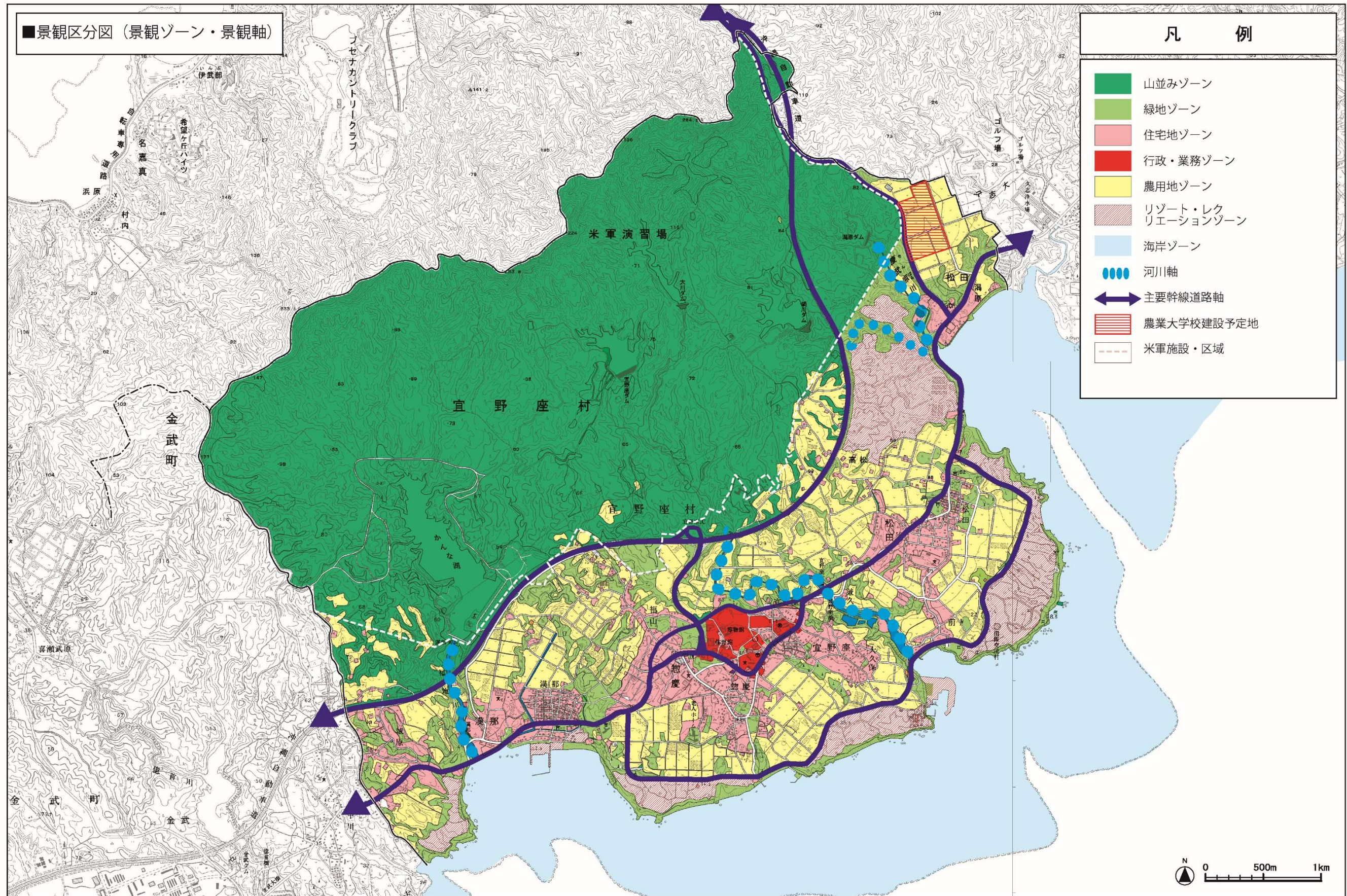
景観ゾーン \ 景観軸	河川軸	主要幹線道路軸
山並みゾーン	—	—
緑地ゾーン	○	○
住宅地ゾーン	—	○
行政・業務ゾーン	—	○
農用地ゾーン	—	○
リゾート・レクリエーションゾーン	—	○
海岸ゾーン	—	—



2. 景観ゾーンの方針（景観法第8条第3項）

景観計画区域（村全域）に係る良好な景観形成において、計画の理念・目標に基づき、以下に示す7つのゾーンごとに「方針」を定めます。方針を踏まえて、行政・村民・事業者が協働で取り組むことを示し、ゾーンごとの取組みの結果として、将来の望ましい姿を示します。各ゾーンの「方針」および「協働で取り組むこと」は、第5章で示す届出の対象となる・ならないに関わらず、行政・村民・事業者すべてが配慮すべきものです。

景観ゾーン	方針
山並みゾーン	①本村のシンボルとして、永続的に保全します ②未来を担う子どもたちの財産となる亜熱帯の森（イタジイ等）を育成・活用します
緑地ゾーン	①山と海をつなぐ緑地や水辺を保全・育成します ②自然や生態系の環境に配慮します ③地域の骨格やシンボルとなる緑地景観づくりを推進します ④地域の歴史文化を伝える御嶽林などの保全を推進します ⑤緑豊かな田園風景を創出します ⑥本村を縁取る海岸の緑や地形を保全・回復します
住宅地ゾーン	①既存集落を包護する御嶽林、屋敷林、地域資源を保全・回復します ②集落空間を感じさせる通りや広場の景観を整えます ③ゆったりとした集落景観を保全・回復します ④歩いて楽しい沿道景観を形成します ⑤山並み等の緑との調和を図ります
行政・業務ゾーン	①本村の中心地区にふさわしい顔となる魅力的な空間を創出します ②にぎわいと統一感のある沿道景観を形成します ③安心して楽しく歩ける沿道景観づくりを進めます ④周辺の景観に配慮した広告物や看板等の設置等を促します
農用地ゾーン	①自然となじむ田園風景を守ります ②うるおいのある農道景観を形成します ③赤土流出対策につながる景観づくりを進めます
リゾート・レクリエーションゾーン	①海岸の自然環境との調和を図ります ②にぎわいと交流を促します
海岸ゾーン	①自然の砂浜や干潟、イノーを保全・活用します ②河口部を保全・回復します ③自然や生態系の環境に配慮します



3. ゾーン別の取組みと将来の姿

(1) 山並みゾーン

範囲は、沖縄自動車道から北側（囲まれた内側）の「森林」と潟原ダム周辺の「森林」とします。なお、漢那岳、ガラマン岳、宜野座岳、古知屋岳の山系や、5つのダム湖（漢那ダム、宜野座ダム、宜野座大川ダム、鍋川ダム、潟原ダム）を含みますが、沖縄自動車道から北側の「農用地」は除きます。

■景観形成方針（景観法第8条第3項）

方針	協働で取り組むこと
○本村のシンボルとして、永続的に保全します	○自然地形や生態系の環境を守る ・在来種は可能な限り残す（または植える） ・開発は極力避ける ・やむ得ない場合は、開発を最小限にとどめ、周辺と調和させる（なじませて目立たなくする） ○稜線を守り、眺望景観を阻害しない ・稜線を分断しない ・山腹より高い位置への立地は避ける ・主要道路や展望台等の視点場から見えないように工夫する（なじませる） ・屋外への物品の集積等は可能な限り避ける ・やむ得ない場合は、植栽等で緑化する ・不法投棄を行わない
○未来を担う子どもたちの財産となる亜熱帯の森（イタジイ等）を育成・活用します	○緑を増やし維持管理する ・各自の敷地内は緑化等に努める ・協働で在来種の緑を増やし、維持管理を行う ・不法投棄等に対して地域で日常的な管理を行う ○自然（水・緑）とのふれあいを促す ・山並みに囲まれた漢那ダムは、村民や県民、来訪者等の気軽なレクリエーション空間となるよう水辺景観を創出する ・自然環境や生態系に配慮したトレッキングコースや展望台等の確保・整備を検討する
将来の姿 ・広大で良好な山並みの景観は村民をはじめ、県民や来訪者等に広く認識されています。また、自然と生態系の環境面においても、体験学習やエコツーリズム等を通して山並みの大切さ等について学び、次世代に引き継がれています。	

(2) 緑地ゾーン

範囲は、『山並みゾーン』以外の「森林」「御嶽林」「原野」「墓地」の範囲（沖縄自動車道路から南側（外側））とします。

- ・農地・住宅地周辺・海岸の防風・防潮林
- ・御嶽林：メーヌ御嶽、クシヌ御嶽、ブルシ御嶽など（松田）／宜野座ヌ御願（宜野座）／惣慶のウガン（惣慶）／ヨリアゲの森（漢那）
- ・河川：慶武原川、宜野座福地川、漢那福地川

■景観形成方針（景観法第8条第3項）

方針	協働で取り組むこと
○山と海をつなぐ緑地や水辺を保全・育成します	○山と海をつなぐ丘陵緑地を保全・育成する 〈地形を守る〉 ・緑地の地形を守り、開発は最小限にとどめる ・のり面が生じる場合は、長大にならないよう、地形の分節化を図る ・のり面の勾配は緩くし、緑化等で人工物が目立たないようにする 〈稜線を守る〉 ・丘陵緑地の稜線を守り、眺望景観を阻害しない ・主要幹線道路等の視点場から緑の稜線が分断されないように建造物の配置や高さ、屋根のデザイン等を工夫する（稜線になじむように工夫する） ・屋外での物品等の集積・貯蔵は沿道や主な視点場から見えないように工夫する 〈視点場を増やす〉 ・道路残地や遊休農地、計画のある公園等では良好な視点場を確保するように努める 〈緑を増やし維持管理する〉 ・各自が敷地内緑化等に取り組む ・協働の取組みにより在来の緑を増やし、維持管理を行うようにする（苗木の提供、協働植栽、住民やNPO等による維持管理）
○自然や生態系の環境に配慮します	○河川の水辺を活かし、緑を増やす（河川軸） ・水質の改善に努める（畜舎排水、赤土流入対策など） ・貴重な動植物の生息環境を可能な限り保全する（マングローブ群落、湿地帯、野鳥やエビ・カニなど） ・親水性や親近感を感じさせる（親水空間の整備、視点場の確保等） ・自然や生態系の環境に配慮した整備等に努める ・環境に配慮した水辺の散策道、草花や樹木による緑道が連なるように工夫する ・屋外での物品等の集積・貯蔵は沿道や主な視点場から見えないように工夫する



方針	協働で取り組むこと
○地域の骨格やシンボルとなる緑地景観づくりを推進します ○地域の歴史文化を伝える御嶽林などの保全を推進します 	○地域の骨格となる緑地を保全・育成する ・地域の生活文化である御嶽林を守る ・御嶽林の稜線を守り、眺望景観を阻害しないように工夫する ・可能な限り視点場を増やすように努める ・集落や農地を守る防風林・防潮林の緑を増やし、維持管理に努める
○緑豊かな田園風景を創出します	○農地を囲む防風林・防潮林等の緑地帯を増やす ・今後とも、農家等と協力しながら、農地周辺に草木等のグリーンベルトの創出を促す
○本村を縁取る海岸の緑や地形を保全・回復します	○自然海岸に残る海岸植生や地形、生態系の環境を守る ・在来種や地形は残す ・開発は極力避ける ・やむ得ない場合は、開発を最小限にとどめ、周辺と調和させる（なじませて目立たなくする） ・不法投棄は行わない ○緑を増やし維持管理する ・協働で在来種の緑を増やし、維持管理に努める ・不法投棄等に対して地域で日常的な管理を行う
将来の姿	
・山並みから海岸、そして農地や住宅地を取り囲むように緩衝帯の緑が多くなり、村民の生活や営みと密接しています。また、自然海浜や河川、湧水、御嶽林、防風・防潮林等の水と緑の空間が結ばれ、うるおいと安らぎが感じられる水辺の緑道等が形成されており、多くの村民による散策やウォーキング、来訪者によるマングローブ群落の自然体験などが行われています。	

(3) 住宅地ゾーン

範囲は、住宅地、既存集落、農地周辺に点在する住宅とします。

■景観形成方針（景観法第8条第3項）

方針	協働で取り組むこと
○既存集落の包護する御嶽林、屋敷林、地域資源を保全・回復します	○地域の大切な資源を保全・回復し、維持管理する ・御嶽、拝所、樋川、石獅子、アシビナー等の広場、まつりの道すじ・アジマー（交差点）、馬場跡等の大切な共有財産を保全・回復・維持管理する ・地域のシンボルとなっている老木・巨木、並木など、大切な共有財産を保全・回復・維持管理する ・地域の宝物（資源）を見つけて、みんなで共有し、保全・回復する ・従来の形態や素材、場所等にこだわる（本物を子どもたちに伝える） ・本質や場所性を重視する（聖なる空間は、公園等の東屋にしないこと） ・点在する地域資源をつなぐように努める（緑のネットワークの創出、地域文化等を伝える道すじの保全・創出など） 
○集落空間を感じさせる通りや広場の景観を整えます ○ゆったりとした集落景観を保全・回復します	○集落景観を意識した宅地の景観づくりに努める ・建築物・工作物は可能な限り低く構えるとともに、前庭空間を設け、御嶽林の稜線を遮らないように工夫する ・背後の御嶽林の緑と調和するように屋根は勾配屋根とするように努める ・塀・柵は可能な限り低く抑え、屋敷周りの緑化に努める ・赤瓦や琉球石灰岩など地域特性を表す素材を効果的に活用する ・敷地の不正形な分割や細分化を可能な限り行わない ・住宅等の車庫間口は最小限とし、透水性のある舗装材の利用と道路境界部の緑化に努める ・平面駐車場を有する店舗や集合住宅等については、積極的に駐車場の緑化と浸透性のある舗装材の利用に努める ・屋外での物品等の集積・貯蔵は沿道や主な視点場から見えないように工夫する
○歩いて楽しい沿道景観を形成します	○やすらぎやゆとりのある沿道景観を形成する（主要幹線道路沿道の宅地） ・沿道建築物は、周辺と調和するように外壁の色彩や形態・意匠等を工夫する ・店舗や集合住宅等の平面駐車場については、積極的に駐車場の緑化と浸透性のある舗装材の利用に努める ・乱雑・混在のイメージを感じさせない節度ある屋外広告物・案内サインに努める ・農地から住宅地への転用は極力しないようにする（農地に住宅を混在させない） ・主要幹線道路の緑化に努める

○山並み等の緑との調和を図ります

○農地や丘陵緑地、山並み等、周辺景観となじむような宅地の景観をつくる

- ・ 主要な道路や視点場から、圧迫感等を与えないよう、建物の配置、高さ、色彩等に配慮する
- ・ 3階建ての集合住宅等は太陽光の反射をやわらげるように、長大な外壁とならないよう、建築物の形態や色彩、高さを工夫する。
- ・ 背景に山並みや丘陵緑地がある場合は、周辺と調和するよう、形態・意匠、色彩、高さ等を工夫する
- ・ 丘陵地に建築物を配置する場合、迫り出さないように工夫する



将来の姿

- ・ 既存集落では、御嶽林や神アシャギ、石獅子、ムラガー（共同井戸）、アシビナーや馬場等の広場、道ジュネー等の道すじ等が大切に維持管理され、地域の文化資源が暮らしに根づいています。また、新入居者や来訪者も地域の個性を感じることができ、地域の主体的な交流もみられます。
- ・ 御嶽林や防風・防潮林等の緑に囲まれた住宅地では、勾配屋根の平屋や2階建ての住宅が寄り添うように集まり、石垣や生垣・低い塀、緑陰等が連なり、昔ながらの道路形態（スーヅグワー）の道では涼風が通り抜けています。また、道幅の狭い通りでは、視界を遮る高いブロック塀などがなくなり、安全で快適な道路空間を形成しています。
- ・ さらに、至る所からガラマン岳等の山並みや身近にある御嶽林を眺めることができ、住民は落ち着いた佇まいのなかにも安らぎを感じて暮らしています。

(4) 行政・業務ゾーン

範囲は、役場を中心とした公用・公共施設※や店舗・事務所とします。

※公用・公共用施設用地：宜野座村役場、野球場、宜野座ドーム、村総合グラウンド、村立博物館、宜野座村文化センター、村営テニスコート、村総合体育館、宜野座村立保育所、宜野座小学校・幼稚園、宜野座高等学校、JAやんばる宜野座支店、郵便局

■景観形成方針（景観法第8条第3項）

方針	協働で取り組むこと
○本村の中心地区にふさわしい顔となる魅力的な空間を創出します 	○背景となる山並みの眺望景観を阻害しない ・多くの人が往来する通りから山並みへの眺望を活かすため、建築物・工作物の配置や壁面後退や開放的な空間の確保に努める ・遠景からみた施設群と背景の山並みとの調和に努める ・太陽光の反射等に配慮した素材や建物形態等に努める ○周辺景観となじむ建造物とする ・圧迫感を与えないよう、建物配置、規模、高さ、色彩、屋根形態等に配慮する ・大規模な建築物の壁が生じる場合は、圧迫感を与えないよう、壁面緑化や地域特性を題材にしたリレーフ、花形ブロック、色彩等の工夫をする ・けばけばしい色彩を全面的に用いることは避け、わずかの面積で印象的づける色（アクセントカラー）を効果的に用いる 
○にぎわいと統一感のある沿道景観を形成します	○にぎわいと統一感のある沿道景観を形成する ・店舗等については、建築物の壁面やシャッターなどのデザインについても配慮する ・道路沿いの小広場や小公園、バス停等と一体となった景観の形成を工夫する ・地域の由来や成り立ちを可能な限り活かす（地域文化に関する道すじや沿道付近の文化財等の紹介など） ・沿道の街路樹の選定は、地域の要望等を踏まえるなど、工夫する（村の花木など） ・建築物の高さや屋根形態、1階部分の軒先等は統一のあるデザインに努める
○安心して楽しく歩ける沿道景観づくりを進めます	○安心して楽しく歩ける通りの景観を形成する ・柵や標識類等の路上施設は整理統合に努め、電線類の地中化や透水性舗装等を促進する ・建築物は可能な限り壁面後退し、通りと一体になった空間づくりに努める
○周辺の景観に配慮した広告物や看板等の設置等を促します	○わかりやすく節度ある広告・サインづくり ・乱雑・混沌のイメージを与えない大きさや色彩など、統一感のある屋外広告物・案内サインに努める（一部分の素材や色彩の統一などわかりやすさにも配慮する）
将来の姿 ・行政、教育・文化、健康・子育て、商業・事務の機能が集積し、本村の顔となる景観形成がなされ、村民をはじめ来訪者にも認識されています。また、沿道の商業・事務のまちなみが統一感をあたえ、並木等が連続する沿道景観はうるおいと安らぎを感じさせています。コンパクトな沿道には、昔ながらの商店やオープンカフェ等があり、にぎわいや個性のある通りとなっています。	

(5) 農用地ゾーン

範囲は、農業振興地域の「農用地」の範囲とします。

■景観形成方針（景観法第8条第3項）

方針	協働で取り組むこと
○自然となじむ田園風景を守ります  	○豊かな田園風景を阻害しない ・農用地では建築物の立地は極力行わない ・やむを得ない場合は、派手な色や大規模とならないよう、農地の景観との調和に努める ・のどかな雰囲気が感じられるよう、圧迫感や威圧感を与える建築物は避け、分節化を図る等、工夫する ・遊休農地の活用を促す ・壊れたハウスや肥料袋等のビニール類は放置したままにしない ○地形を活かし、田園風景と調和させる ・現在の地形を活かし、長大なのり面や擁壁が生じないようにする ・長大なのり面や擁壁が生じる場合は琉球石灰岩石張りによる修景や壁面緑化などの工夫を施す ・電波塔等の工作物はまとまりのある農地の風景を阻害しないよう、配置、形態、高さ、色彩等を工夫する ・電波塔等の工作物の接道部や基部周辺には緑化を行う
○うるおいのある農道景観を形成します 	○清涼感たよう農道景観を形成する ・さとうきびの倒壊防止や赤土流出対策につながることも含めて、草木等の緑が連なる農道景観の形成に努める ・農作物の残骸が広がらないよう、連続的な草木や畦等の創出に努める ・防風林・防潮林、畦等の緑をつなぐネットワークの形成に努める
○赤土流出対策につながる景観づくりを進めます 	○農地を囲む防風林・防潮林等の緑地帯を創出する ・農家等への意識の啓発・普及に努めることにより、農地周辺での草木などによるグリーンベルトの形成を促進する ・海や河川への汚染軽減等を図るため、排水溝には勝手に穴など開けない
将来の姿 ・自然に溶け込んだのどかな田園風景は、青々としたさとうきび畑や牧草地等を渡る風の音を感じさせ、村民や県民、来訪者等に広く認識されています。 ・農家や地域ぐるみではブルーツーリズム等も行い、防風林が連なる農道の緑陰では農業体験者と地元の人の交流の姿がみられます。	

(6) リゾート・レクリエーションゾーン

範囲は、「レクリエーション用地※」の範囲とします。

※リゾート・レクリエーション施設等：宜野座カントリークラブ（ゴルフ場）、サーバーファーム、ヒーピー海浜公園、国際交流村、宜野座漁港、カンナリゾートヴィラ沖縄、かんなタラソ沖縄、漢那漁港

■景観形成方針（景観法第8条第3項）

方針	協働で取り組むこと
○海岸の自然環境との調和を図ります	○自然環境に配慮する ・ギンネムなどの外来種から在来種の樹木に植え替えるように努める ・防風・防潮の機能としての緩衝帯を設け、自然災害等の軽減に努める ・敷地内の老木・巨木は活かすように努める
○にぎわいと交流を促します 	○海への眺望景観を阻害しない（大切にする） ・村民も利用できる海浜へのアクセス路等を確保する ・海岸段丘沿いには迫り出さないように工夫する ・圧迫感のないよう、建物の分散化等に努める ・海への眺望景観を阻害しないよう、建築物の形態・意匠、色彩、高さ、配置、屋根のデザイン等を工夫する ・地域特性を活かした素材を活用するように努める
将来の姿 ・東の海の水平線から昇る朝日を見るために、海への眺望景観が確保されており、元旦等には多くの人を訪れ、村民をはじめ、県民や来訪者等に広く認識されています。また、自然環境と調和したリゾート施設等にもにぎわいがあり、地域と連携した伝統芸能や体験型ツーリズム等、地域交流も見られます。	

(7) 海岸ゾーン

範囲は、海岸線から沖合のリーフまでの範囲（イノー、干潟、砂浜、河口、サンゴ礁、海岸の動植物を含む）とします。

■景観形成方針（景観法第8条第3項）

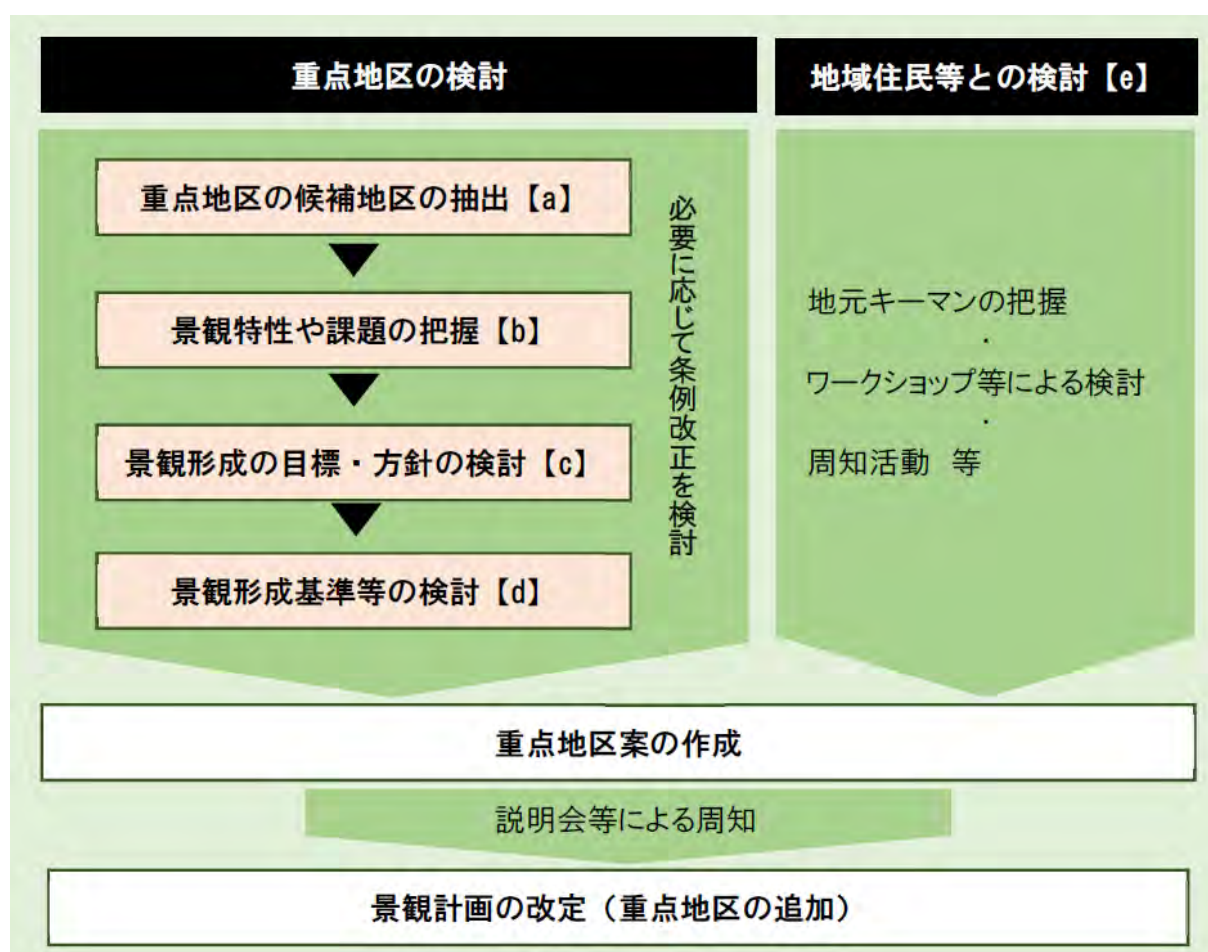
方針	協働で取り組むこと
○自然の砂浜や干潟、イノーを保全・活用します ○河口部を保全・回復します ○自然や生態系の環境に配慮します	○自然環境に配慮する ・堤防や護岸は自然や生態系に配慮した形態・意匠とする ・テトラポットは可能な限り港以外に使用しないようにする ・擬木の使用やコンクリート護岸等は極力避け、可能な限り県産材及び自然素材を使用する ・サンゴ礁や岩や石、砂などは採取しない ・車のビーチ侵入を防ぐため、ビーチまでの道路は原則として舗装しない ・水面の埋め立てや開拓については原則行わない ○海への眺望景観を阻害しない ・海への眺望景観を阻害しないよう、建築物の形態・意匠、色彩、高さ、屋根のデザイン等を工夫する ・擁壁類や建築物・工作物を設ける場合は、周辺と調和する色彩や修景に努める ・人工物は可能な限り壁面緑化や地被類緑化を行うようにする 
将来の姿	
・海域では藻草が育ち、ジュゴンの姿が見られます。また、潟原干潟ではカニや渡り鳥の姿が見られ、海の生き物調べを実施するなど、海の豊かさを実感しています。砂浜等では、利用のルールや地域等の定期的な美化活動により、清らかな海浜環境となっています。	

4. 景観形成重点地区選定の検討

景観法では、特に良好な景観を保全し地域の特性を活かした景観づくりを進めるため、準景観地区を定めることができます。ただ、準景観地区に指定すると、形態意匠制限に違反した場合に工事の停止や是正命令が可能になるなど、非常に強い規制がかかります。そのため、準景観地区の指定においては地域住民や事業者の合意形成が必要不可欠であり、その指定に至るまでの協議・調整が長期にわたることが一般的です。

本村においては、村内の良好な景観の保全を促進していくため、対象となる区域を景観形成重点地区として選定することを検討しています。景観形成重点地区では準景観地区のような強い規制をかけることはできませんが、景観形成基準の上乗せやその対象となる区域の指定などを行うことから、対象区域に関わる住民や事業者等の景観づくりに関する合意形成が非常に重要です。選定にあたっては住民説明会等を通じて意見を聴取していくものとします。

■景観形成重点地区検討の流れ



出典：国土交通省「景観計画策定・改定の手引き（改定編）」令和4年3月

以下、アンケートとワークショップ結果を基に、景観形成重点地区の候補となる地区について整理します。

（１）各種調査結果を踏まえた区ごとの整理

１）景観形成重点地区の条件

景観形成重点地区は良好な景観を形成するために規制と誘導を強化するものであるため、良好な景観を保全していく一方で、景観保全のために開発行為が制限され、個人の権利を制限する面もあります。そのため、景観形成重点地区を検討する上でその地区が特別な景観を有しているというだけではなく、一定程度の制限をかけて景観を保全していく必要性を住民・行政・関係者が共有していることが重要です。

２）アンケート結果からみる候補

アンケート結果から松田区と漢那区の景観要素が高く評価されていることが確認できます。

本計画 p.44 問 17「重点地区の指定が望ましいと思われる場所」においては、松田区の「潟原干潟」が最も多く、次点で漢那区の「漢那ビーチ」となっています。集落についてみると、「松田集落」が最も多く、「漢那集落」が次に多く挙げられています。

また、p.44 問 18「景観重要樹木の指定が望ましい樹木」においては、松田区の「松田の馬場及び松並木」が最も多く、「拝所周辺の樹木」が次に多く挙げられています。

３）ワークショップ結果

松田区、漢那区で多くの景観資源が挙げられたほか、準景観地区や景観形成重点地区について前向きに検討したい意向が示されました。

景観阻害要因として、松田区においては既存の集落近くや松田の馬場周辺の集合住宅の開発に関する懸念がみられ、漢那区においては景観資源の漢那ビーチ周辺における賃貸の共同住宅の建設や、新築住宅に関する懸念が確認できました。

４）景観重点地区の候補

上記に加え、漢那区では「漢那区基本構想・基本計画」の中で高さ制限の案が作成されていること、松田区では景観資源の整理や地区内の環境整備を区独自に進めているなど、この２地区は景観への関心が特に高いことから、景観形成重点地区の候補を「漢那区」および「松田区」とし、次頁に内容を整理します。なお、実際の基準および区域に関しては、各区の意向を聴取しながら検討するものとします。

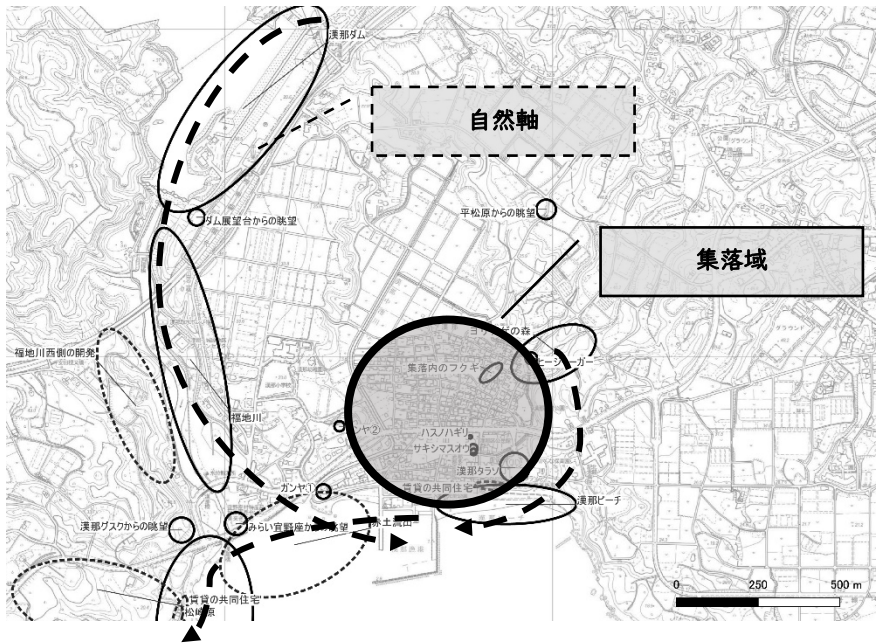
(2) 景観形成重点地区選定案の整理

1) 漢那区の案について

景観への意識が高く、自然景観や集落内のいくつかの景観資源について意見や、集落内及びビーチ付近の新築住宅の開発への懸念が確認できました。

そこで、重点区域として「集落からビーチ手前までを取り囲む範囲」と「ダムから漢那福地川、漢那ビーチからヨリアゲの森を結ぶ自然軸」の2つを設定した案を以下に示します。

■漢那の景観形成重点地区案



資料
・漢那区基本構想・基本計画

■景観保全の取組みと効果

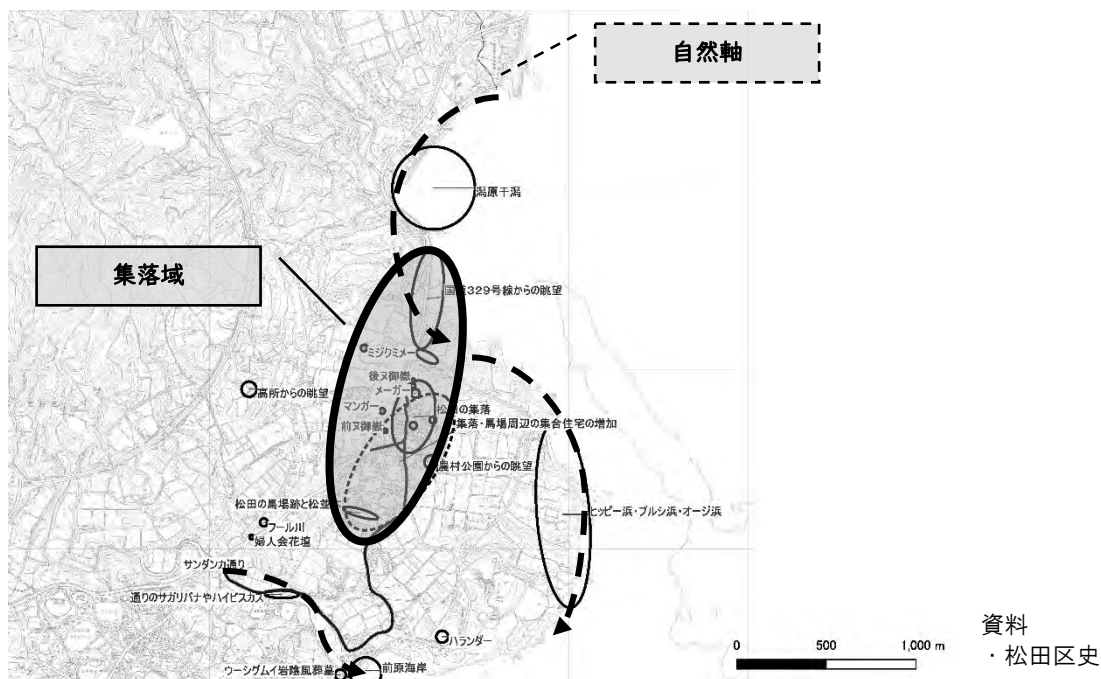
	取組み	目標
集落域	ビーチ側の建物の高さ制限の強化	・ 集落からビーチへの眺望景観の保全 ・ 区民の憩いの場の維持
	住宅建設や太陽光発電施設など開発に関わる基準等の整備	・ 伝統的な集落景観の維持 ・ 区民にとって安心できる村の維持
	史跡の管理・整備	・ 漢那区の歴史の継承 ・ 伝統的な集落景観の維持
自然軸	森林（ヨリアゲの森）の適切な管理・保全	・ 貴重な植物相と、漢那の伝統的な集落景観を構成する要素の維持
	森林や河川、ビーチなどの保全・整備	・ 区民の憩いの場の維持 ・ 利活用による地域活性化

2) 松田区の家について

景観保全意識が高く、集落景観に加えて自然景観までを保全したいという意見や、現在の小学校周辺の集合住宅の開発に懸念を抱いているという意見が確認できました。

そこで、重点地区として、「集落北側の遺構から小学校までを含む範囲」と、「潟原干潟からヒッピー浜（ヒッピー浜）を結ぶ海岸沿い及び宜野座福地川から潟原干潟までを結ぶ自然軸」の2つを設定した案を以下に示します。

■松田の景観形成重点地区案



■景観保全の取組みと目標

	取組み	目標
集落域	まち並みを守るための基準やガイドライン等の作成	・伝統的な集落景観の維持 ・区民にとって安心できる村の維持 ・利活用による地域活性化
	史跡の管理・整備	・伝統的な集落景観の維持 ・貴重な歴史資源を将来に継承 ・利活用による地域活性化
	区民の文化活動支援	・歴史・文化的資源の保全・継承
自然軸	海岸、河川の適切な管理・整備	・区民の憩いの場の維持 ・利活用による地域活性化 ・回遊性や満足度の向上

第5章 行為の制限に関する事項

良好な景観形成に資する景観むらづくりを実現するため、以下の行為について制限を設けています(景観法第8条第2項)。これらの行為は届出の対象となっており(法第16条関連)、事業者等は宜野座村への届出に先立ち、次ページ以降に示す景観形成基準との適合等について、事前協議を行わなければなりません(宜野座村景観むらづくり条例第17条)。

なお、景観形成基準に適合せず、本村の指導・助言に応じない場合、勧告の対象になります(法第16条第3項、村条例第18、19条)。

1. 建築物及び工作物の新築、増築、改築等

村全域の景観に影響を与える建築物・工作物について、以下の規模の行為を実施する際は、村に届ける必要があります。また、村内の地域に与える影響が大きい場合は、その地域の実情等に応じて、区事務所等と事前協議を行うこともあります。

1) 建築物及び工作物について届出対象とする行為(特定届出対象行為^{※1})

①建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替え又は色彩の変更

- ・高さ^{※2}が8m以上または建築面積500㎡以上の建築に関する行為
- ・戸数が8戸以上の集合住宅に関する行為
- ・上記に該当する建物のうち、外観の変更が10㎡以上のもの

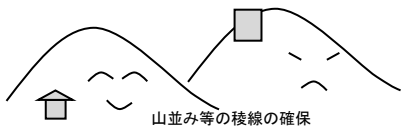
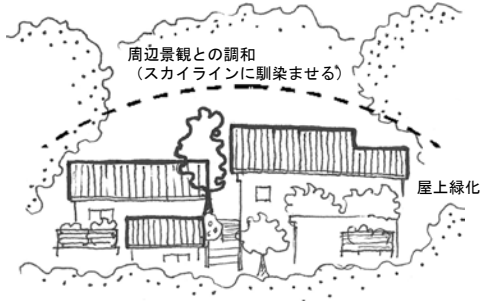
②工作物の新築、増築若しくは改築または移転、外観の模様替え又は色彩の変更

対象	規模
擁壁、垣(生け垣を除く)、柵、塀その他これらに類するもの	・高さ ^{※2} が3m以上のもの
彫像、記念碑、煙突、排気塔、鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱、電波塔、物見塔、装飾塔、記念塔、広告塔、高架水槽、冷却塔、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランド、コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント、自動車車庫の用に供する立体的な施設、石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設、污水处理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設、墳墓その他これらに類するもの	・高さ ^{※2} が10m以上のもの (当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該工作物の高さ5m、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ10m)
電気供給又は有線電気通信のための電線路、空中線(その支持物を含む。)その他これらに類するもの	・高さ ^{※2} が20m以上 (電線路又は空中線の支持物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該支持物の高さ15m、かつ、地盤面から当該支持物の上端までの高さ20m)
太陽光発電設備	・地上に設置された太陽光発電設備で、築造面積が1,000㎡以上のもの

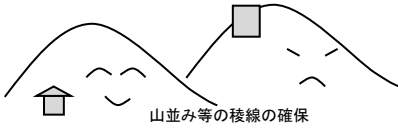
※1：景観法第17条第1項に基づく変更命令等の対象とする行為(特定届出対象行為)は、法第16条第1項第1号及び第2号に基づく届出対象行為とします。特定届出対象行為で景観形成基準の形態意匠の規定に適合しない場合は、変更命令の対象となる場合があります。

※2：「高さ」は建築基準法に基づくものとします。

2) 建築物及び工作物に関する景観形成基準（景観法第8条第2項）

	1. 山並みゾーン	2. 緑地ゾーン	3. 住宅地ゾーン	4. 行政・業務ゾーン
配置 及び 高さ	①周辺景観との調和に配慮した配置や規模とする。 ②山並み等の稜線を遮らない配置や高さとする。  山並み等の稜線の確保			
	③原則10m以下とし、周辺の樹木の高さ以内に努める。 	③原則10m以下（最大3階建以下）とする。	③原則10m以下とする。	
	④敷地がまとまりのある農地、集落、文化財、地域のシンボル等の景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とする。 ⑤道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感や威圧感を感じさせない配置及び高さとする。 ⑥壁面等は前面道路から可能な限り後退し、敷地内に日だまりとゆとりを確保するように工夫する。  周辺景観との調和（スカイラインに馴染ませる） 屋上緑化			
		⑦緑地ゾーンにおいて、御嶽・拝所、カーなどの聖地、御嶽林、河川、海岸等の地域資源を損なわない配置や高さとする。	⑦御嶽・拝所、カーなどの聖地、御嶽林、河川、海岸等の地域資源を損なわない配置や高さとする。また、坂道等からの御嶽林への見通しや見渡しできるように、配置（道路からの壁面後退）や高さ（微地形を活かす）を工夫する。  道路等からの御嶽林等の見通しを工夫する 勾配屋根は坂道の表情をつくる 	⑧幹線道路沿い店舗・事務所の場合、まちの顔となるよう、店舗の賑わいを道に開くように工夫する。また、壁面等は前面道路から可能な限り後退し、小広場的な場所を設けるなど、憩える場所をつくるように努める。

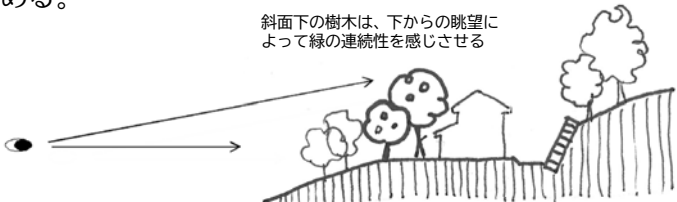
※良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないと村長が特に認めるものは、制限の適用を除外する。

5. 農用地ゾーン	6. リゾート・レクリエーションゾーン	7. 海岸ゾーン	
①周辺景観との調和に配慮した配置や規模とする。 ②山並み等の稜線を遮らない配置や高さとする。	 山並み等の稜線の確保		
③原則10m以下とする。 ただし、リゾート施設については、良好な景観形成に資するものとし、村長及び審議会で認めるものは、その限りではない。		③原則10m以下とし、暴風・防潮林の高さ以内に努める。	
④敷地がまとまりのある農地、集落、文化財、地域のシンボル等の景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とする。 ⑤道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感や威圧感を感じさせない配置及び高さとする。 ⑥壁面等は前面道路から可能な限り後退し、敷地内に日だまりとゆとりを確保するように工夫する。	 周辺景観との調和 (スカイラインに馴染ませる) 屋上緑化		
—	⑦リゾート・レクリエーションゾーンにおけるリゾート施設の建物は、道路や海岸からの眺望景観への配慮や、近隣住民・歩行者等へ光と風の流れを提供できるよう、低層建築と高層建築（コテージ型とタワー型等）の配置等を工夫する。また、海岸から陸側への視点を妨げないよう、海岸近くは低層建物、海岸から充分後退した高層建築（塔状の形態等）に努める。さらに自然の風の流れを最大限に活かせるよう、建物の長軸を海から陸（または陸から海）方向に配置するように工夫する。ただし、狭小な敷地等の場合はこの限りではない。	—	配置 及び 高さ

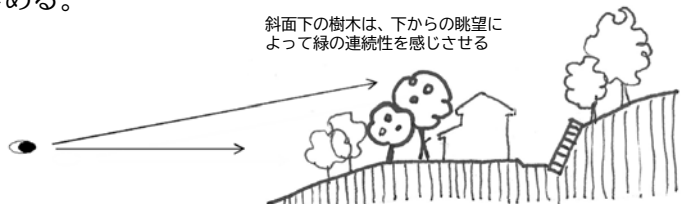
	1. 山並みゾーン	2. 緑地ゾーン	3. 住宅地ゾーン	4. 行政・業務ゾーン
形態 及び 意匠	①山並み（自然の地形や緑等）が主役となるように配慮した形態及び意匠とする。 ②現に良好な景観が形成されている地域（集落や街路等）に接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、隣地や周辺の連続性に配慮した形態及び意匠とする。 ③屋根は、山並みや稜線の輪郭と調和するように、勾配屋根（赤瓦屋根等）に努める。 ④陸屋根等の場合であっても、山並み等の周辺になじませるよう、緑化修景に努める。 ⑤外装材には反射素材を避けるなど、山並み等の眺望景観を阻害しないように工夫する。 ⑥道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根、壁面、開口部等を工夫する。			
	  自然に囲まれているが、建物が光の反射による浮き立っている事例 （出典：海岸景観形成ガイドライン（国土交通省））			
	⑦建築物が大規模な建築物の場合は、分節化、分散配置とする。	⑦戸建住宅よりも壁面が大きくなる建築物の場合は、分節化、分散配置とし、小面積のアクセント色や地域性を表す素材を用いるなどして壁面形状に適度に変化をもたせるよう工夫する。	⑦建築物が大規模な建築物の場合は、分節化、分散配置とする。	⑦建築物が大規模な建築物の場合は、分節化、分散配置とする。
色彩	—			⑧村役場や学校等の公共施設は、遠景からの眺望も意識し、屋上設備等の装飾を控え、節度ある意匠とする。
	①落ち着いた色彩を基調とし、周辺との調和に配慮した色彩とする。 ②屋根の色彩は、極端な高彩度、低明度を避ける。 ③建築物の外壁は、自然景観に対して違和感が生じないよう、周辺の色調や建築物の規模に留意し、色彩の対比及び調和の効果について配慮する。 ④建築物の外壁は、着色していないコンクリート、金属、ガラス等は除き、極端な高彩度、低明度を避ける。また、村長及び審議会等の承認を得たもの、あるいは、歴史的又は文化的な事由により、当該色彩以外の使用が社会通念上認められている場合は、その限りでない。			⑤幹線道路沿い店舗・事務所の色彩については、彩度を控えめにしたり、対比の強い配色を避けるなど、派手過ぎないものとし、周辺との調和に配慮する。

※良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないと村長が特に認めるものは、制限の適用を除外する。

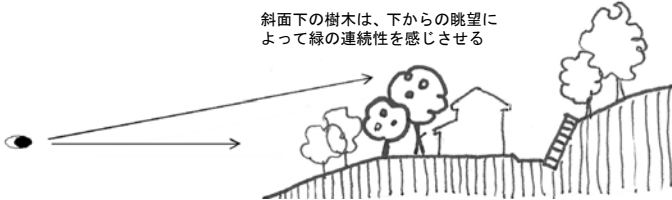
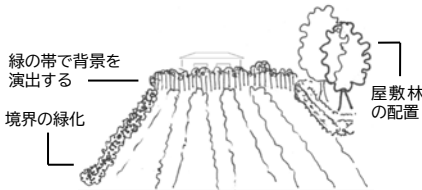
5. 農用地ゾーン	6. リゾート・レクリエーションゾーン	7. 海岸ゾーン	
①山並み（自然の地形や緑等）が主役となるように配慮した形態及び意匠とする。 ②現に良好な景観が形成されている地域（集落や街路等）に接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、隣地や周辺の連続性に配慮した形態及び意匠とする。 ③屋根は、山並みや稜線の輪郭と調和するように、勾配屋根（赤瓦屋根等）に努める。 ④陸屋根等の場合であっても、山並み等の周辺になじませるよう、緑化修景に努める。 ⑤外装材には反射素材を避けるなど、山並み等の眺望景観を阻害しないように工夫する。 ⑥道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根、壁面、開口部等を工夫する。			形態 及び 意匠
 自然に囲まれているが、建物が光の反射による浮き立っている事例 （出典：海岸景観形成ガイドライン（国土交通省））			
⑦建築物が大規模な建築物の場合は、分節化、分散配置とする。			
—	⑧リゾート施設の屋根については、遠景からの眺望も意識し、勾配屋根等、変化を持たせる等工夫し、屋上設備等の装飾を控え、節度ある意匠とする。	—	
①落ち着いた色彩を基調とし、周辺との調和に配慮した色彩とする。 ②屋根の色彩は、極端な高彩度、低明度を避ける。 ③建築物の外壁は、自然景観に対して違和感が生じないよう、周辺の色調や建築物の規模に留意し、色彩の対比及び調和の効果について配慮する。 ④建築物の外壁は、着色していないコンクリート、金属、ガラス等は除き、極端な高彩度、低明度を避ける。また、村長及び審議会等の承認を得たもの、あるいは、歴史的又は文化的な事由により、当該色彩以外の使用が社会通念上認められている場合は、その限りでない。			色彩
—	⑤リゾート施設の色彩については、海崖緑地や海浜、背景にある山並み等の自然景観と調和し、亜熱帯リゾートの雰囲気演出するものとし、高層建築物等のボリュームが大きいものについては、彩度を抑えた色彩とする。	—	

	1. 山並みゾーン	2. 緑地ゾーン	3. 住宅地ゾーン	4. 行政・業務ゾーン
素材	①可能な限り、木材、石材等の自然素材を活用する。 ②赤瓦や琉球石灰岩など、地域性を表す素材を効果的に活用する。 ③可能な限り耐久性や維持管理に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を使用する。 ④外構の仕上げ材は、積極的に透水性のある舗装素材の活用に努める。			
敷地の緑化及び垣・柵・塀	①1敷地に1本以上の樹木を植栽する。ただし、狭小な敷地等の場合はこの限りではない。 ②敷地内においては、可能な限り多くの部分を緑化する。（敷地内緑化、壁面緑化、屋上緑化、ベランダ緑化等） ③緑化にあたっては、沿道側を中心に中高木・花等の緑化に努める。 ④周辺の樹木との調和のとれた樹種を選定し、樹木の配置や樹種の構成を工夫する。 ⑤敷地に樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、保存または移植によって修景に活かすように工夫する。			
	—		⑥集合住宅等の場合、原則として、植栽のスペースとして敷地面積の5%以上を設け、間口の1/5以上を道路に面するように配置する。屋外駐車場には芝ブロックを用いるなどして緑化に努める。	—
	—		⑦丘陵地や海崖の斜面地に建築物等を建てる場合、道路や公園、河川、海岸等から丘陵地や海崖の樹林地への眺望を損なわないようにし、その樹林地の連続性を保つために、斜面下部にある樹林地の保全・育成に努める。また、樹林地が残っていない場合、斜面下部の緑の創出に努める。 斜面下の樹木は、下からの眺望によって緑の連続性を感じさせる 	
	⑧垣、柵は、可能な限り木材、石材等の自然素材、または生垣を使用するように努める。 ⑨ブロック塀、コンクリート塀、または金網等の自然素材以外を使用する場合は、漆喰や塗装、または、壁面緑化などにより修景に努める。 ⑩ブロック塀やコンクリート塀、石垣を設置する場合の高さは、圧迫感を与えないように努める。			
—				

斜面下の樹木は、下からの眺望によって緑の連続性を感じさせる



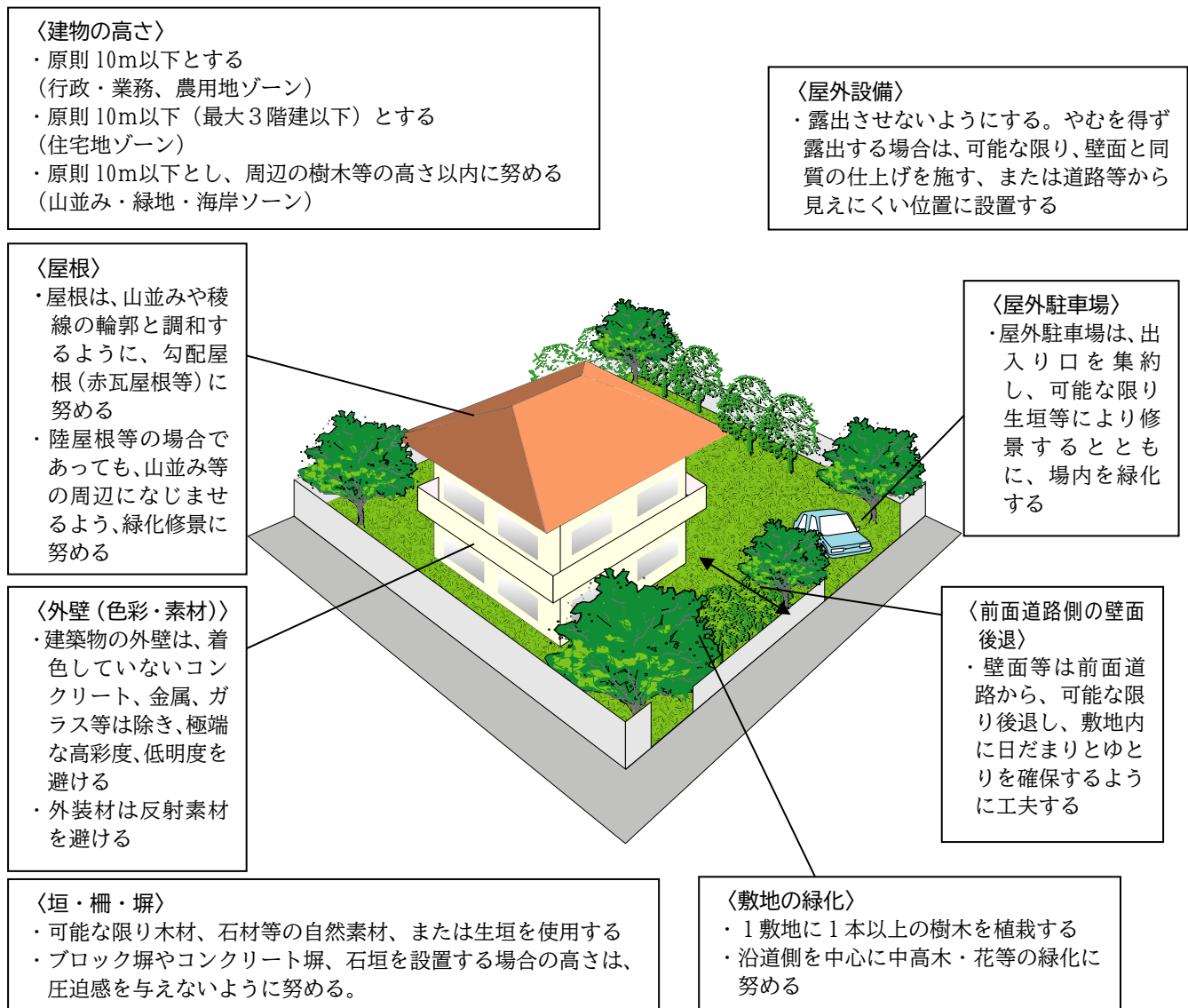
※良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないと村長が特に認めるものは、制限の適用を除外する。

5. 農用地ゾーン		6. リゾート・レクリエーションゾーン	7. 海岸ゾーン	
①可能な限り、木材、石材等の自然素材を活用する。 ②赤瓦や琉球石灰岩など、地域性を表す素材を効果的に活用する。 ③可能な限り耐久性や維持管理に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を使用する。 ④外構の仕上げ材は、積極的に透水性のある舗装素材の活用に努める。				素材
—		⑤リゾート施設内において、光沢のある素材、反射性のある素材の使用など、周辺から突出するような素材の使用は避ける。ただし、道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの、安全上やむを得ない場合は除く。	—	
①1敷地に1本以上の樹木を植栽する。ただし、狭小な敷地等の場合はこの限りではない。 ②敷地内においては、可能な限り多くの部分を緑化する。（敷地内緑化、壁面緑化、屋上緑化、ベランダ緑化等） ③緑化にあたっては、沿道側を中心に中高木・花等の緑化に努める。 ④周辺の樹木との調和のとれた樹種を選定し、樹木の配置や樹種の構成を工夫する。 ⑤敷地に樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、保存または移植によって修景に活かすように工夫する。				敷地の緑化及び垣・柵・塀
—				
⑥丘陵地や海崖の斜面地に建築物等を建てる場合、道路や公園、河川、海岸等から丘陵地や海崖の樹林地への眺望を損なわないようにし、その樹林地の連続性を保つために、斜面下部にある樹林地の保全・育成に努める。また、樹林地が残っていない場合、斜面下部の緑の創出に努める。			—	
斜面下の樹木は、下からの眺望によって緑の連続性を感じさせる 				
⑦垣、柵は、可能な限り木材、石材等の自然素材、または生垣を使用するように努める。 ⑧ブロック塀、コンクリート塀、または金網等の自然素材以外を使用する場合は、漆喰や塗装、または、壁面緑化などにより修景に努める。 ⑨ブロック塀やコンクリート塀、石垣を設置する場合の高さは、圧迫感を与えないように努める。				
⑩周辺で建築する際には、農地の風景を見せるよう低い生垣や屋敷林を配置するなど、緑の風景をつくるように努める。 		⑪リゾート施設の現存する在来植生は保全に努める。また、敷地内の緑化は地域性を考慮した樹種を選定等に努める。		—

	1. 山並みゾーン	2. 緑地ゾーン	3. 住宅地ゾーン	4. 行政・業務ゾーン
屋外設備 その他	①屋外設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図る。やむを得ず露出する場合は、可能な限り、壁面と同質の仕上げを施す、または道路等から見えにくい位置に設置するように努める。 ②アンテナは共同化するように努め、鉄塔類の立地は、可能な限り、大規模にならないよう、また目立たないように工夫する。 ③屋外駐車場は、出入り口を集約し、可能な限り、生垣等により修景するとともに、場内を緑化する。 ④夜間の屋外照明は、過剰な光が周辺に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法などを工夫する。			
	—			

景観形成のイメージ1

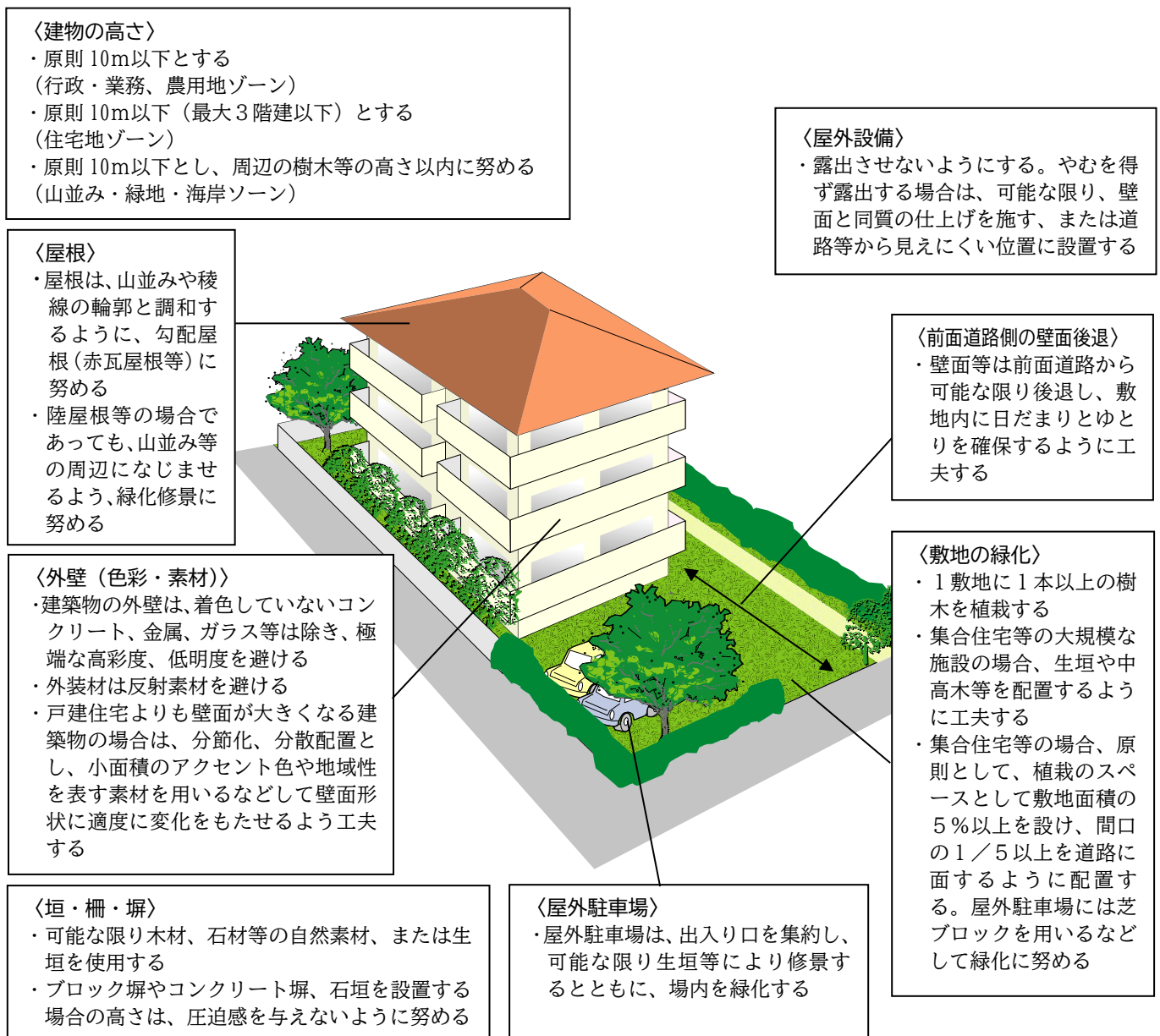
■戸建て住宅



5. 農用地ゾーン	6. リゾート・レクリエーションゾーン	7. 海岸ゾーン	
①屋外設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図る。やむを得ず露出する場合は、可能な限り、壁面と同質の仕上げを施す、または道路等から見えにくい位置に設置するように努める。 ②アンテナは共同化するように努め、鉄塔類の立地は、可能な限り、大規模にならないよう、また目立たないように工夫する。 ③屋外駐車場は、出入り口を集約し、可能な限り、生垣等により修景するとともに、場内を緑化する。 ④夜間の屋外照明は、過剰な光が周辺に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法などを工夫する。			屋外設備 その他
—	⑤リゾート施設で道路に面する屋外駐車場を設ける場合は植栽等で緑化を行うなど工夫する。	—	

景観形成のイメージ2

■集合住宅



・ 太陽光発電設備に関する景観形成基準

- ・ 原則 10m以下とし、周辺の樹木の高さ以内に努める。
- ・ 主要な眺望点（道の駅ぎのぎ、漢那ダム、国道 329 号等）からの海や山並みへの眺望に配慮した配置及び規模とする。
- ・ 周辺の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園などの公共の場所から目立たないよう、道路の敷地境界線からできるだけ多く後退することなど、配置等を工夫する。
- ・ 敷地がまとまりのある農地、集落、文化財、地域のシンボル等の景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とする。
- ・ 太陽光パネルは反射の少ないものを使用する。架台は低明度かつ低彩度の目立たないものを使用する。付帯設備は周辺景観と調和した色彩とする。
- ・ 道路に面する部分は植栽を行い、道路等からの遮へいを行う。
- ・ 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要が生じたときは、必要最小限にとどめること。
- ・ 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。

2. 開発行為等

1) 開発行為等についての届出対象とする規模

行為	対象及び規模
開発行為 土地の形質の変更 木竹の植栽又は伐採	①土地の面積が500㎡以上のもの
屋外における物件の堆積	①堆積の高さが5 m以上のものまたはその用途に供される土地の面積が500㎡以上のもの

2) 開発行為等に関する景観形成基準

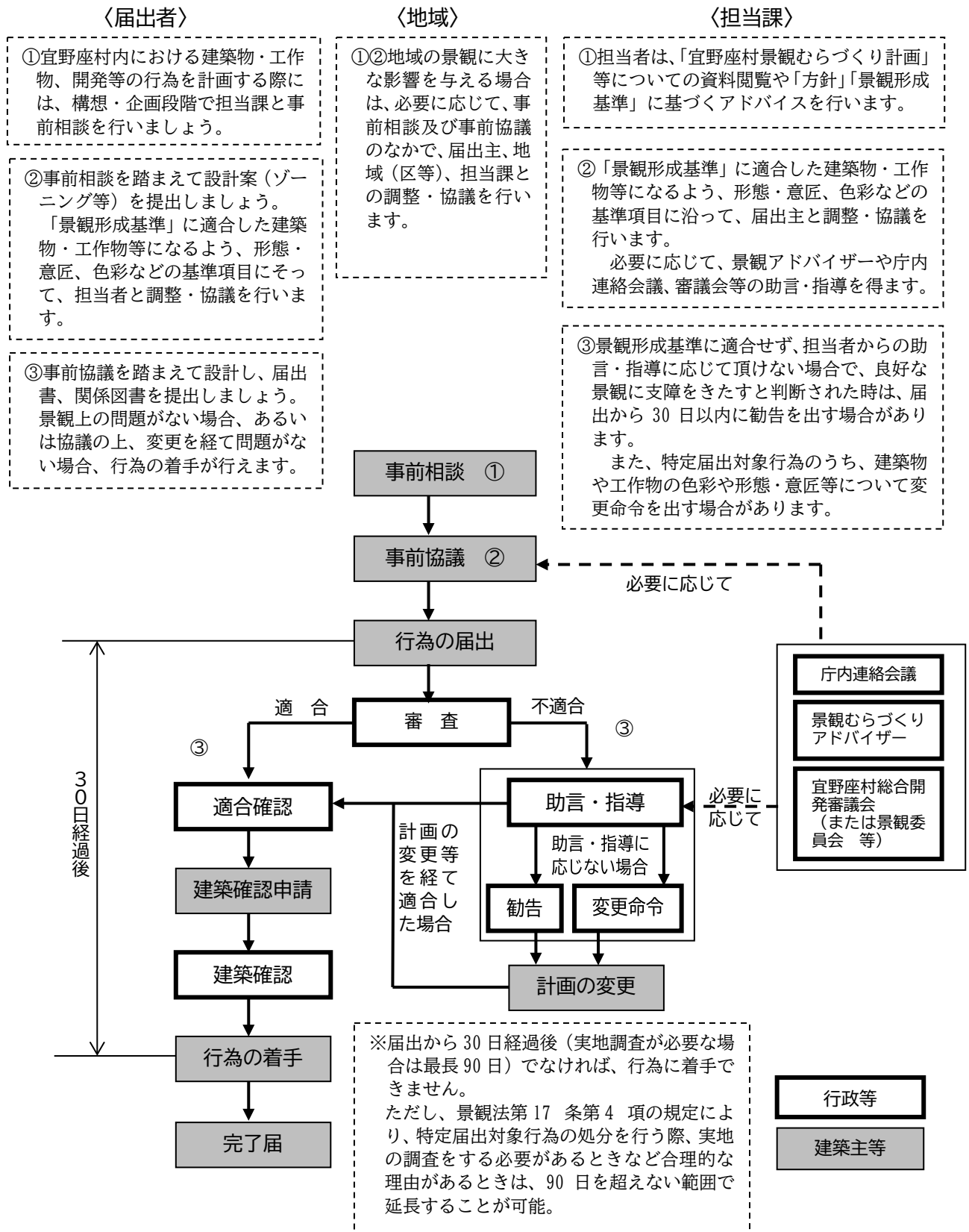
項目	景観形成基準
開発行為	擁壁・のり面 ①特徴のある地形を活かす工夫をし、擁壁やのり面が生ずる場合は長大にならず、小さな擁壁やのり面となるよう地形の分節化を図る。また、のり面については緑化を図り、擁壁が生じる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするように努める。
	樹木保全 ①山並みゾーン及び緑地ゾーンにおいては、山並みや丘陵緑地の稜線を遮らないように、その樹林地を活かすように努める。また、山並みや丘陵緑地の稜線が分断されている場所においては、可能な限り在来種を大切に、生態系の保全を考慮に入れた緑の回復に努める。
	緑化 ①原則として開発による各宅地には、各宅地面積の5%以上の植栽が行われるスペースを設け、間口の1/5以上を道路に面するように配置する。
屋外における物件の堆積	集積又は貯蔵の方法 ①道路や公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とする。 ②積み上げに際しては、高さを可能な限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とする。
	遮へい ①屋外への物件等の集積は目立たないように配置し、常に整理整頓に心がけ、植栽や修景された塀等で遮へいに努める。
土地の採掘	遮へい ①敷地周辺の緑化等、周辺道路からの遮へいに努める。
	事後の措置 ①採掘または採取後の跡地は、自然植生と調和した緑化等により修景するように努める。
土地の形質の変更	変更後の形状 ①可能な限り現況の地形を活かし、長大な擁壁やのり面が生じないようにする。 ②墓園の建設などによる土地の形質の変更後は、外周部に樹木等による緑化修景を行うものとする。 ③擁壁は、周辺景観との調和に配慮した形態及び素材とする。 ④のり面は、可能な限り緑化可能な勾配とする。 ⑤土地の不整形な分割または細分化は、可能な限り避ける。 ⑥山並みゾーン及び緑地ゾーンにおいては、山並みや丘陵緑地の稜線を遮らないように、その樹林地を活かすように努める。また、山並みや丘陵緑地の稜線が分断されている場所においては、可能な限り在来種を大切に、生態系の保全を考慮に入れた緑の回復に努める。
	緑化 ①自然植生と調和した緑化により修景するように努める。 ②敷地内樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、可能な限り保存または移植によって修景に活かす。

※良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないと村長が特に認めるものは、制限の適用を除外する。

3. 行為の届出の流れ

宜野座村内における建築物・工作物、開発等の行為（p.81、p.91 届出行為対象参照）に関しては、行為の着手に至るまでの手続きを進めていく上で、いくつかの段階が考えられます。

■届出手続きの流れ（例示）



村は、運用の実効性向上を図るための事前相談・協議、景観アドバイザー、審議会からアドバイスを受ける方法・手順を含んだ段階的な手続きを検討し、円滑な運用に取り組みます。また、届出者の参考となるよう届出の手引きを作成するとともに、より良い景観形成基準や届出の仕組みづくりに向けて届出の実績を届出台帳に取りまとめます。

なお、景観法は景観重要公共施設以外の公共施設を届出の対象としてはいませんが、公共施設が景観に与える影響は大きいものと考えられます。そのため、国、県、村等が実施する公共事業又は公共施設の建設においても、届出及び事前協議を実施するよう、協力を要請していきます（宜野座村景観むらづくり条例第12条）。

第6章 良好な景観の形成に関するその他の方針

1. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

宜野座村内に点在する様々な景観資源の継承・保全にあたっては、景観法で位置づけられた「景観重要建造物」や「景観重要樹木」の制度を活用することが効果的です。そこで本計画では、景観法に基づいて「景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針」を定めます。

今後、宜野座村において、「景観重要建造物」や「景観重要樹木」を指定する際は、この方針に基づいて景観審議会において審議した上で指定することとします。

(1) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

景観むらづくりの上から、重要な価値があると認められる建造物（建築物・工作物等）で、道路その他の公共の場から誰でも見ることができ、次のいずれかに該当するものは所有者等の同意の上、景観重要建造物として村が指定します。ただし、文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物に指定された、又は仮指定されたものについては原則、対象外とします。

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針
☐ 地域のシンボリック的存在となっているもの（目印代わりとなるや愛称で親しまれる樹木や建造物等） ☐ 歴史上意味のあるもの（その土地を知るのに役立つものやその時代の特徴を示す樹木や建造物等） ☐ 信仰上意味のあるもの（信仰の対象となっている樹木や独特のデザインの建造物等） ☐ 良好な風景が成立するために欠かすことのできないもの（再現することが容易でない樹木や建造物等） ☐ 「登録文化財」に登録されたもの ☐ その他、村民からの申し出によるもので景観上重要であると客観的に判断できるもの

(2) 指定までの手順

- 第1段階 候補物件リストの作成
- 第2段階 所有者の意見聴取
- 第3段階 適否判断（景観審議会）
- 第4段階 管理計画・管理協定
- 第5段階 台帳登載・村民公表

2. 屋外広告物の表示及び掲出に関する事項

屋外広告物は、商業・観光活動における情報提供、各施設への案内等、多様な目的に応じて行われますが、景観むらづくりに大きな影響を与えるものでもあることから、宜野座村の自然景観や歴史的景観に配慮した掲示・表示に努めることも重要です。

本村の屋外広告物に関しては、沖縄県が主体となって取り組んでおり、県の屋外広告物条例に基づき、本村の主要地方道（名護宜野座線、漢那松田線）や沖縄自動車道が禁止地域に指定されています。禁止地域は、広告物の掲示が原則できません。また、許可地域（国道329号）においても、屋外広告物の大きさや色彩について規制されており、その内容は比較的厳しくなっています。

そのため、屋外広告物については、県の条例に基づき、地域の景観との調和が図られるよう誘導していきます。ただし、今後、村独自の取り組みが必要になった場合、景観法に基づく、屋外広告物の表示及び掲出に関する事項を検討します。

3. 景観重要公共施設の整備に関する事項

景観重要公共施設は、景観むらづくりに向けた取り組みを周辺と一体的に行うことが期待される道路や河川、ダム、海岸などは、地域の景観形成上重要な公共施設として、管理者の同意の上、景観計画に位置づけるものとします。

（1）景観重要公共施設の基本的な考え方

道路や河川、ダム、海岸、漁港などの公共施設（景観法第8条第2項第5号ロに規定する特定公共施設）は、景観の骨格や拠点となし、地域のシンボルとなるものであり、その整備にあたっては、本計画に基づき良好な景観形成の先導的な役割を果たす必要があります。

そのため、地域の良い景観形成において、特にランドマークとなるような公共施設、及び将来そのように整備する公共施設については、管理者との協議の上、景観形成の方針に沿った整備や利用が図れるよう、景観重要公共施設として位置づけ、その整備を促進します。

また、国や他の地方公共団体に対しても良好な景観形成を効果的に進めるために必要がある場合には協力を求めるものとします。

（2）景観重要公共施設の整備に関する方針

景観重要公共施設は、管理者と協議の上、景観重要公共施設の整備に関する方針及び占用許可の基準等を示し、良好な景観形成の先導的な取り組みを行うものとします。

本村では、以下の方針のいずれかに該当するものを、管理者等との協議により「景観形成重点公共施設」として指定します。

景観重要公共施設の方針
☐ 本村及び地域において、景観の骨格となる軸や拠点の周辺に位置する施設 ☐ 景観資源の周辺などで、景観形成を一体的に推進する必要がある地域に位置する施設 ☐ 地域住民や事業者などが積極的に景観形成に取り組んでいる地域に位置する施設 ☐ 当該公共施設を整備することにより、周辺と一体的な景観形成の取り組みが期待できるもの ☐ 大規模かつ重要な公共施設で、施設そのものが景観に大きな影響を与えるもの ☐ その他、良好な自然景観の保全、新たな景観の創出を重点的に推進する必要がある地域に位置する施設

（３）景観重要公共施設候補リスト

以下の表に記載している公共施設については、当該公共施設の管理者と事前協議を行い、同意後に景観重要公共施設に指定し、整備及び占用の基準に関することについて、必要な取組みを行うこととします。

種 類	名 称
道 路	沖縄自動車道、一般国道（国道329号）、県道234号線（漢那松田線）など
河 川	漢那福地川、宜野座福地川 など
ダ ム	漢那ダム
海 岸	漢那ビーチ、潟原干潟 など

上記以外の公共施設についても、指定基準を満たし、管理者との協議が整ったものから景観重要公共施設の指定を行います。

4. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

景観農業振興地域整備計画は、さとうきび畑、水田、茶畑、景観作物地帯など、景観と調和の取れた営農条件を確保するため、農業上の土地利用に関する事項などについて定めることができます。本村では、魅力あふれる景観を保全する上で景観農業振興地域整備計画が必要となった場合において、基本的な事項を検討します。

第7章 計画の推進にむけて

1. 推進にむけての考え方

宜野座村らしい景観むらづくり計画を効果的に推進していくためには、以下の2つの視点が大切です。

- ①緩やかな基準に基づき、全村的に良好な景観形成の底上げを図る
- ②地区レベルでは、地域住民等と合意形成のもと、詳細な基準等を構築し、重要かつ先導的なモデルとなる地区の良好な景観形成を展開していく

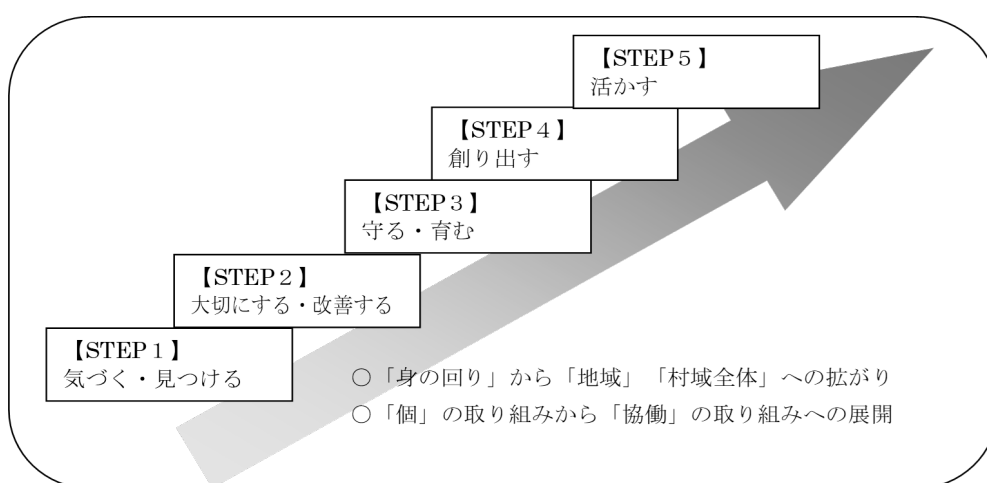
上記の①（全村的な良好な景観形成上の底上げ）については、景観法に基づく取組みを基本としつつ、地域住民の自主的な取組み等を促す景観条例と連動しながら、中長期的な展望のもとに推進していくことが求められます。

また、住民主体の景観むらづくりを展開していくためには、初期段階として、地域の自然や歴史文化の特性等に気づき・学ぶことを通して、住民の景観に対する地域の感性を高め、段階的に取り組んでいく（次頁の景観むらづくりの展開イメージ 参照）必要があります。また、地域の熟度に応じて、その地域の景観づくりにふさわしい適切な制度や支援を選択し、実施していくことも重要です。

上記の②については、地域住民等と合意形成を図りながら、より詳細な基準を構築し、その基準に即して景観形成を推進していく必要があります。景観法に基づく制度の活用をはじめ、道路や広場、文化財、サインなど必要な事業の検討・導入など、本村全体の景観形成を牽引するモデル地区として取り組んでいくことにより、他地域への波及効果も期待されます。

景観むらづくりは、一人ひとりの小さな取組みから始めることが大切ですが、村民・事業者・行政が互いに協力し合うことにより、より魅力的な景観形成を可能にします。そのため、村民・事業者・行政のそれぞれの協働による取組みを、人から人への輪を拡げ、さらには身の回りの取組みから地域へ、そして村域全体における取組みに展開させていくことを中長期的な展望とします。

景観むらづくりの展開イメージ



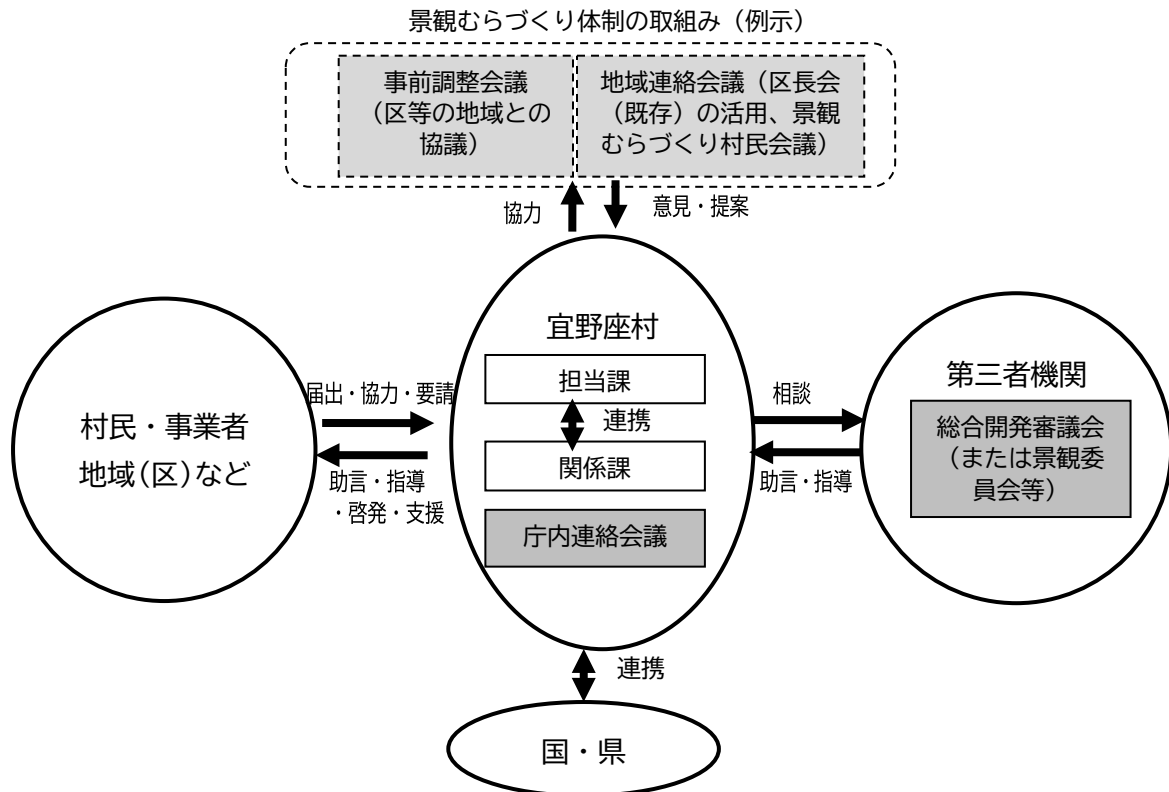
	取組みの展開	村民・事業者の役割	行政の役割
【STEP 1】 気づく・見つける	身の回り／個人	○景観に関心をもち、よさや課題に気づく、見つける	○景観に関する情報や機会を提供し、村民・事業者と景観のよさを共有する
【STEP 2】 大切にする・改善する	身の回り／個人	○景観づくりを考え、できることを実践する	○景観形成の手本となるような、むらづくりを実践する ○村民・事業者による身の回りの景観づくりの実践を支援する
【STEP 3】 守る・育む	身の回りにおいて個人から仲間を拡げる	○宜野座村の景観の一部として、日々の暮らしの空間を適切に手入れする	○村民・事業者による、景観資源の維持・管理活動を支援する
【STEP 4】 創り出す	地域における村民と事業者の連携	○地域における景観形成の方針やルールを検討する ○景観形成の活動を地域単位で行う	○地域における景観形成方針やルールの検討を支援し、地域からの提案を活用する
【STEP 5】 活かす	村域全体における村民・事業者・行政の連携・協力	○景観形成の取組みをむらづくり活動に結びつけて実践する	○景観形成の取組みとむらづくり活動との連携を推進する ○景観形成を地域等の交流やむらおこしのブランドに活用する

2. 景観むらづくりの推進に関する取組み

(1) 景観計画の円滑な運用に関する仕組みの構築

1) 取組み体制の構築

宜野座村では、村民をはじめ、事業者や関係機関の協力のもと、景観計画を円滑に運用し、良好な景観むらづくりを一体となって進めていくため、村民・事業者、第三者機関、行政等による景観むらづくりの取組み体制の構築に努める必要があります。



① 庁内推進体制の構築及び景観むらづくり庁内連絡会議の設置

本村は、景観計画に基づいて景観むらづくりを円滑に進めていくため、庁内の推進体制の構築に努めます。

また、景観むらづくりに関する取組みは、規制・誘導に限らず、多くの分野にわたって総合的に取り組むことが必要となることから、宜野座村景観むらづくり庁内連絡会議を設置します。

② 総合開発審議会の活用等

村は、景観計画に基づく宜野座村の良好な景観むらづくりの取組みを推進していくため、第三者機関として、宜野座村総合開発審議会を活用します。また、必要に応じて、専門的見地から景観むらづくりアドバイザーによる技術的指導、助言等を得られるように取り組みます。さらに、今後の運用状況等を踏まえ、景観委員会の設置等も検討します。

③ 地域の自主的な取組みや意向等を尊重する仕組みの検討

村は、景観計画の推進及びその運用にあたって、地域（区）の主体的な取組みや意向等を尊重するため、事前調整会議や地域連絡会議（区長会（既存）の活用、景観むらづくり村民会議）の設置等、その仕組みづくりを検討します。

（２）法に基づく取組み

１）景観法を活用した取組み

景観法では、景観整備機構のほか、景観むらづくりの取組みに対して様々な制度を設けています。村では、地域住民の景観むらづくりの取組みの機運等に応じて、これらの制度を柔軟に活用・提案し、地域住民が中心となった景観むらづくりの取組みの支援を行います。

以下に、景観法に位置づけられた主な制度について整理します。

①住民による景観計画の提案 （景観法第11 条関連事項）

土地の所有者や地域の団体、NPOなどが、土地の所有者等の一定割合以上の同意を得た場合に、景観計画の提案を行うことができる制度です。届出制度などを地域独自で設け、地域住民が主体となって景観づくりに取り組む場合などにおいて活用することが考えられます。

②景観協議会 （景観法第15 条第1 項関連事項）

景観協議会とは、景観計画区域において良好な景観づくりに関する協議を行う組織であり、景観行政団体、景観重要公共施設の管理者、景観整備機構などで組織することができる制度です。

必要に応じて、関係行政機関や公益事業を営む者、住民その他良好な景観づくりのための活動を行う者を景観協議会に加えることができます。

③準景観地区 （景観法第74 条～第75 条関連事項）

準景観地区は、景観計画よりも、より積極的に景観の形成や誘導を図っていきたい場合、その地域の景観の保全を図るために定めることができる制度です。

④景観協定 （景観法第81 条第1 項関連事項）

景観計画区域内の土地において、良好な景観の形成を図るため、土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する協定を締結することができる制度です。

２）その他の既存法の活用

景観法以外の既存法の活用として、建築基準法（建築協定）、文化財保護法（重要文化財の指定と保護、文化財登録制度）、農地法（各種事業制度）、屋外広告物法、河川法、海岸法、港湾法、道路法、環境基本法などが考えられます。

（３）自主的な取組み

地域住民の自主的な取組みと、法に基づく取組みは車の両輪のような関係であり、本村の景観むらづくりを進める上では重要な取組みとなります。景観法で委任されていない制度等を創設する場合は、自主条例として定める必要があり、本村の景観条例として景観法に基づく委任事項と併せて自主条例等との一体的な運用が望まれます。

そのため、本村の景観むらづくり条例においては、景観計画への適合努力や届出前の事前協議、景観法に基づく勧告・命令の手続き、景観むらづくり活動の支援等を定めることを検討します。

○宜野座村景観むらづくり条例

平成 23 年 8 月 9 日 条例第 16 号
(平成 23 年 10 月 1 日施行)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、本村の良好な景観の形成に関する基本的な事項及び景観法(平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めることにより、本村の自然、歴史、文化等を活かし、心豊かな地域の美しい風景を守り・育て・創造する総合的なむらづくり(以下「景観むらづくり」という。)の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法及び景観法施行令(平成 16 年政令第 398 号)の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。
- (2) 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置されるもののうち前号に掲げる以外のもので規則に定めるものをいう。
- (3) 広告物 屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号)第 2 条第 1 項に規定する屋外広告物をいう。
- (4) 村民 村内に住所を有する者、村内の土地又は建築物等に関して所有権、賃借権等の権利を有する者及び村内に通勤し、又は通学する者をいう。
- (5) 事業者 第 1 号に掲げるものの新築、増築、改築その他これらに類する行為を行う者及び土地の形質の変更を行う者並びにこれらの行為に係る設計を行う者をいう。

(基本理念)

第 3 条 村民、事業者及び村は、本村の自然環境を基調とした美しい景観を村民共通のかけがえのない資産として未来に引き継ぐため、

地域に対する愛着心を育み、地域固有の資源は地域の活性化に資することを認識するとともに、景観むらづくりの担い手となる村民一人ひとりが主役となって地域の価値を高め、村民、事業者及び村等との連携による協働のむらづくりを推進しなければならない。

(村の責務)

第 4 条 村は、景観むらづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

- 2 村は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、村民及び事業者等の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。
- 3 村は、村民、事業者等の景観むらづくりに関する意識を高めるとともに、景観むらづくりに関する情報の提供その他支援に努めなければならない。

(村民の責務)

第 5 条 村民は、自らが景観むらづくりの主たる担い手であることを認識し、主体的に地域の景観むらづくりに努めなければならない。

- 2 村民は、この条例の目的を達成するため、事業者及び村との協働による景観むらづくりに努めなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、自らの業務が景観むらづくりに影響を与えるものであることを認識し、事業活動の実施に当たっては、積極的に景観むらづくりに努めなければならない。

- 2 事業者等は、この条例の目的を達成するため、村民及び村との協働による景観むらづくりの施策に協力しなければならない。

第2章 景観むらづくり計画及びこれに基づく措置

(計画の策定)

第7条 村長は、法第8条第1項の規定に基づき、景観むらづくりを総合的かつ計画的に推進するため、宜野座村景観むらづくり計画(以下「景観むらづくり計画」という。)を定めることができる。

(計画検討に当たっての村民参画)

第8条 村長は、景観むらづくり計画を検討するに当たっては、幅広い村民の参画を得るよう配慮するものとする。

(計画策定の手続)

第9条 村長は、景観むらづくり計画を定めようとするときは、法第9条に定める手続によるほか、宜野座村総合開発審議会条例(昭和50年宜野座村条例第20号)に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定は、景観むらづくり計画の変更について準用する。ただし、軽微な変更については、適用しない。

(村民等による計画の提案)

第10条 法第11条第1項の規定により、法第8条第1項に規定する土地の区域のうち、一体として良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域であって、0.5ヘクタール以上のものについて、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権(臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者は、1人で、又は数人が共同して、村長に対し、景観計画の策定又は変更を提案できるものとする。この場合において、提案する団体等は当該区域の景観計画提案に係る素案を添えなければならない。

2 法第11条第2項の規定により、景観むらづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人及

び一般社団法人若しくは一般財団法人は、村長に対し、景観計画の策定又は変更を提案できるものとする。

3 前2項の規定による提案は、法第11条第3項の規定に定めるところにより行うものとする。

(準景観地区の指定)

第11条 村長は、景観むらづくり計画が定められている区域のうち、特に重要な区域について、その景観の保全を図るため、法第74条の準景観地区を指定することができる。

2 村長は、法第74条の規定により準景観地区の指定をしようとするときは、宜野座村総合開発審議会の意見を聴かなければならない。

(国等に対する協力の要請)

第12条 村長は、国、県等が実施する公共事業又は公共施設の建設について、村と共通の理念と目標をもって景観むらづくりを進めていくよう協力を要請することができる。

第3章 景観計画区域内における行為の届出等(景観むらづくり計画への適合)

第13条 景観計画区域内において、法第16条第1項第1号から第3号までに掲げる行為を行おうとする者は、周辺の環境に十分配慮するとともに、当該行為を景観むらづくり計画に適合させるよう努めなければならない。ただし、村長が公益上必要なもので、用途上又は構造上やむを得ないと認めるものについては、この限りでない。

(届出を要する行為)

第14条 法第16条第1項各号の行為をしようとする者は、規則で定めるところにより村長に届け出なければならない。

2 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げるとおりとする。

(1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更で、当該行為に係る土地の面積が、500平方メートル以上の場合

(2) 屋外における物件の集積又は貯蔵で、その集積又は貯蔵の高さが5メートルを超えるもの又はその用に供される土地の面積が500平方メートル以上の場合

(届出を要しない行為)

第15条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次のとおりとする。

(1) 法第16条第1項第1号から第3号までの届出を要する行為で、別表で定めるもの

(2) 仮設の建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(3) 別表に掲げる行為のほか、景観計画区域における良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと村長が認めるもの

(特定届出対象行為)

第16条 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又は同項第2号の届出を要する行為とする。

(事前協議)

第17条 景観計画区域内において、法第16条第1項第1号から第3号までに掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、当該行為の計画について、村長と協議しなければならない。

(助言及び指導)

第18条 村長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し必要な措置を講ずるよう助言又は指導することができる。

(勧告、命令の手続)

第19条 村長は、前条に規定する助言又は指導に従わない届出をした者に対し、法第16条第3項又は法第17条第1項若しくは第5項の規定に基づき、勧告又は命令をすることができる。

2 村長は、助言、指導、勧告又は命令を行うときは、景観むらづくりアドバイザー又は総合開発審議会の意見を聴くことができる。

(景観重要建造物等の指定及び解除)

第20条 村長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物、法第28条第1項の規定による景観重要樹木となるものを指定することができる。

2 村長は、景観重要建造物及び景観重要樹木を指定しようとするときは、景観むらづくりアドバイザー又は総合開発審議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、法第27条第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除又は法第35条第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

第4章 景観まちづくり活動及び支援

(景観協定の締結)

第21条 景観計画区域内の一団の土地(公共施設の用に供する土地その他の政令定める土地を除く。)の所有者及び借地権を有する者は、当該区域の景観むらづくりを推進するための景観協定(法第81条に規定する景観協定をいう。)を締結することができる。

(景観協定の認可等)

第22条 前条の規定により景観協定を締結した者は、規則で定める事項を記載した景観協定書を作成し、規則で定めるところにより、これを村長に提出し、認可を求めることができる。

2 村長は、前項に規定する景観協定書の提出があったときは、その内容を審査し、当該協定の内容が景観形成に寄与し、かつ、規則で定める要件に該当するものであると認めるときは、法第83条第1項の規定により、これを認可しなければならない。

3 村長は、前項の規定により景観協定を認可したときは、法第83条第3項の規定により、公告し、縦覧に供さなければならない。

4 景観協定を締結した者は、当該景観協定において定めた事項を変更しようとするとき、又は当該景観協定を廃止しようとするときは、その旨を村長に届け出て、認可を受けなければならない。

5 村長は、前項の規定による廃止の届出を認可したときは、法第88条第2項の規定により、その旨を公告しなければならない。

6 村長は、景観協定の認可、認可の変更又は廃止をする場合において、必要があると認めるときは、景観むらづくりアドバイザー又は総合開発審議会の意見を聴くことができる。

(景観協定への配慮の要請)

第23条 村長及び前条第2項の規定により景観協定を締結した土地所有者等は、当該協定の対象となる区域内において、当該協定に定める協定事項に係る基準に適合しない行為を行おうとする土地所有者等に対し、当該協定に定める協定事項に係る基準に配慮するよう要請することができる。

(景観むらづくり活動団体の認定等)

第24条 村長は、一定の区域における固有の良好な景観の形成を推進することを目的として組織された村民等による活動団体で、規則で定める設立目的及び要件を満たすものを、景観むらづくり活動団体として認定することができる。

2 前項の規定による認定を受けようとする活動団体は、規則で定めるところにより、村長に申請しなければならない。

3 村長は、第1項の規定により認定した景観むらづくり活動団体が、規則で定めるところに該当しなくなったと認めるとき、又は景観むらづくり活動団体として適当でなくなったと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

4 村長は、第1項の規定により認定したとき、又は前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公告するものとする。

(景観むらづくり活動団体に対する支援)

第25条 村長は、景観むらづくり活動団体が行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(表彰及び支援)

第26条 村長は、良好な景観の形成に寄与すると認められる建築物等その他のものについて、その所有者、事業者等を表彰することができる。

2 村長は、前項の規定による表彰をした場合は、その旨を公表し、広く周知を図るよう努めるものとする。

3 村長は、積極的に景観形成に努めようとする個人、団体又は地域に対し、規則で定めるところにより必要な技術的支援を行い、又は予算の範囲内において当該活動に要する経費の一部を助成することができる。

第5章 景観協議会等

(宜野座村景観むらづくり村民会議の設置)

第27条 村長は、景観むらづくりに関する幅広い意見を聴くため、村民、事業者、その他関係する団体の代表者等による宜野座村景観むらづくり村民会議を置くことができる。

(景観むらづくりアドバイザーの認定)

第28条 村長は、景観むらづくりに関する調整事項について、技術的指導、助言等を行う者として、景観むらづくりアドバイザーを置くことができる。

(景観協議会の設置)

第29条 村長は、良好な景観形成に必要と認めるときは、法第15条第1項の規定により、景観協議会を置くことができる。

第 6 章 補則

附則

(委任)

この条例は、平成 23 年 10 月 1 日から施行す

第 30 条 この条例に定めるもののほか、この条

る。

例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表（第 15 条関係）

行為		規模
建築物の新築、増築、改築又は移転 (法第 16 条第 1 項第 1 号関係)		高さ(増築にあつては、増築後の高さ)が 8 メートル以下のもの又は建築面積(増築にあつては、増築後の建築面積)が 500 平方メートル以下のもの
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (法第 16 条第 1 項第 1 号関係)		高さ(増築にあつては、増築後の高さ)が 5 メートル以下のもの又は建築面積(増築にあつては、増築後の建築面積)が 200 平方メートル以下のもの及びこれらの行為による当該建築物の外観の変更の範囲が 10 平方メートル以下であるもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(法第 16 条第 1 項第 2 号関係)	擁壁、垣(生け垣を除く。)、柵、塀その他これらに類するもの	高さが 3 メートル以下のもの
	彫像、記念碑、煙突、排気塔、鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱、電波塔、物見塔、装飾塔、記念塔、広告塔、高架水槽、冷却塔、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランド、コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント、自動車車庫の用に供する立体的な施設、石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設、污水处理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設、墳墓その他これらに類するもの	高さが 10 メートル以下のもの (当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該工作物の高さ 5 メートル以下、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ 10 メートル以下)
	電気供給又は有線電気通信のための電線路、空中線(その支持物を含む。)その他これらに類するもの	高さが 20 メートル以下 (電線路又は空中線の支持物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該支持物の高さ 15 メートル、かつ、地盤面から当該支持物の上端までの高さ 20 メートル)
開発行為 (法第 16 条第 1 項第 3 号関係) 土地の形質の変更 木竹の植栽又は伐採		土地の面積が 500 平方メートル以下のもの
屋外における物件の堆積		堆積の高さが 5 メートル以下のもの又はその用途に供される土地の面積が 500 平方メートル以下のもの

○計画策定の経緯

年 月 日	経 緯
令和4年 12月13日～ 令和5年 1月20日	宜野座村景観計画改定のための村民アンケート調査の実施
令和5年 2月16日	行政区別ワークショップ（惣慶区）
令和5年 2月17日	行政区別ワークショップ（漢那区）
令和5年 2月21日	行政区別ワークショップ（宜野座区・城原区）
令和5年 2月24日	行政区別ワークショップ（福山区）
令和5年 3月1日	第1回 宜野座村景観むらづくり庁内検討会議 行政区別ワークショップ（松田区）
令和5年 9月15日	第2回 宜野座村景観むらづくり庁内検討会議
令和5年 10月18日	第1回 宜野座村景観むらづくり計画策定検討委員会
令和5年 11月20日	第2回 宜野座村景観むらづくり計画策定検討委員会
令和5年 12月22日	第3回 宜野座村景観むらづくり庁内検討会議
令和6年 1月22日	第1回 宜野座村総合開発審議会
令和6年 2月1日～12日	パブリック・コメント
令和6年 3月12日	第2回 宜野座村総合開発審議会

○宜野座村総合開発審議会等の委員名簿

■宜野座村総合開発審議会の委員名簿（令和5年度現在）

		名 前	備 考
1	総合開発委員会会長	島田 勝也	学識経験者・村づくりアドバイザー
2	総合開発委員会副会長	下里 哲之	副村長
3	総合開発委員	当真 嗣信	村議会議長
4	〃	池添 昭二	学識経験者
5	〃	仲田 順子	村農業委員会会長
6	〃	宜野座 盛克	村商工会長
7	〃	金城 順一	村観光協会会長
8	〃	比嘉 一雄	JA 宜野座支店長
9	〃	仲栄真 三七十	村漁業協同組合長
10	〃	大城 学	松田区長
11	〃	島袋 全永	宜野座区長
12	〃	伊芸 勝也	惣慶区長
13	〃	比嘉 徳信	福山区長
14	〃	新里 朝行	漢那区長
15	〃	大嶺 盛光	城原区長
16	〃	浜比嘉 永子	村内女性代表
17	〃	森田 智代	村内女性代表
18	〃	古謝 わかな	村内女性代表
19	〃	新里 隆博	教育長

■宜野座村景観むらづくり計画策定検討委員会の委員名簿（令和5年度現在）

		名 前	備 考
1	計画策定検討委員会委員長	池田 孝之	琉球大学名誉教授 NPO 沖縄の風景を愛さる会 理事長
2	計画策定検討委員会副委員長	下里 哲之	副村長
3	計画策定検討委員	平田 歩	建築専門員
4	〃	仲間 康展	造園専門員
5	〃	仲間 赴人	観光専門員
6	〃	大城 学	松田区長
7	〃	島袋 全永	宜野座区長
8	〃	伊芸 勝也	惣慶区長
9	〃	比嘉 徳信	福山区長
10	〃	新里 朝行	漢那区長
11	〃	大嶺 盛光	城原区長
12	〃	仲間 正哲	松田区行政委員長
13	〃	金城 み千代	松田区(女性代表)
14	〃	宮里 久美	宜野座区行政委員
15	〃	仲間 春美	宜野座区(女性代表)
16	〃	平田 悟	惣慶区行政委員長
17	〃	東 美佐子	惣慶区(女性代表)
18	〃	松田 健	福山区民
19	〃	仲間 悟	漢那区行政委員長
20	〃	安富 礼子	漢那区(女性代表)
21	〃	河上 正秀	城原区行政委員長
22	〃	當眞 修	企画課長
23	〃	島袋 光樹	建設課長
24	〃	浦崎 正人	産業振興課長
25	〃	與儀 徹也	教育課長

■宜野座村景観むらづくり庁内検討会議の委員名簿（令和5年度現在）

		名 前	備 考
1	庁内検討会議委員長	下里 哲之	副村長
2	庁内検討会議副委員長	當眞 修	企画課長
3	庁内検討会議委員	比嘉 昭彦	企画政策調整監
4	〃	城間 真	総務課長
5	〃	平田 義史	村民生活課長
6	〃	金武 哲也	健康福祉課長
7	〃	幸喜 誠	健康福祉課参事
8	〃	浦崎 正人	産業振興課長
9	〃	仲間 出	観光商工課長
10	〃	島袋 光樹	建設課長
11	〃	仲間 盛雄	上下水道課長
12	〃	漢那 憲李	農業委員会事務局長
13	〃	北城 暁	議会事務局長
14	〃	與儀 徹也	教育課長

宜野座村景観むらづくり計画改定版

令和6年3月

宜野座村 企画課

〒904-1392 沖縄県宜野座村字宜野座 296

TEL 098-968-5100